

総務委員会資料

2 所管事務の調査（報告）

（7）かわさき強靱化計画の令和7年度評価結果及び令和3年度から令和7年度までの取組結果について

資料1 かわさき強靱化計画の令和7年度評価結果及び令和3年度から令和7年度までの取組結果の概要

資料2－1 かわさき強靱化計画の令和7年度評価結果及び令和3年度から令和7年度までの取組結果【重点事業】

資料2－2 かわさき強靱化計画の令和7年度評価結果及び令和3年度から令和7年度までの取組結果【重点事業以外の事業】

資料3 かわさき強靱化計画の令和7年度評価結果及び令和3年度から令和7年度までの取組結果【業績指標一覧】

参考資料1 かわさき強靱化計画の体系図（令和3年度～令和7年度）

参考資料2 目標未達成の事業に関する具体的な評価フロー

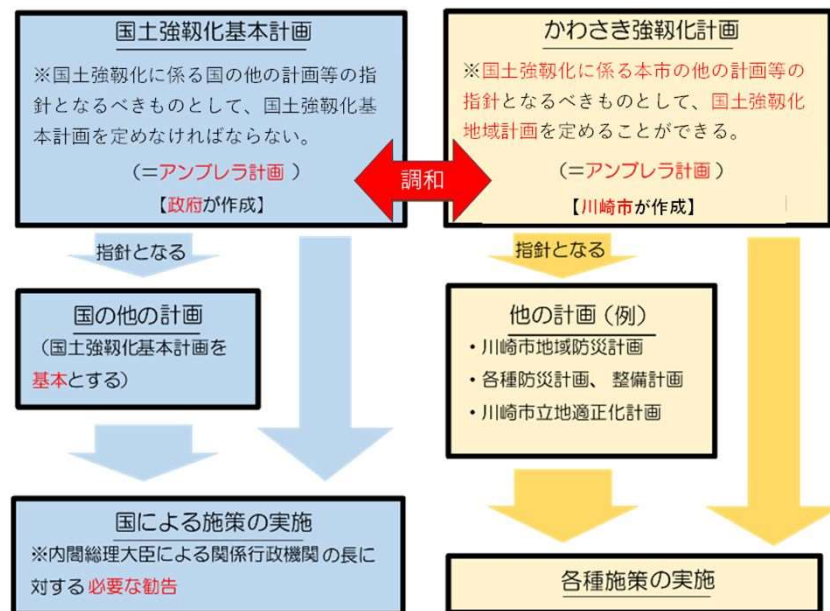
参考資料3 令和7年度事務事業評価シート（抜粋）

参考資料4 令和8年3月12日総務委員会報告資料
「かわさき強靱化計画改定に伴うパブリックコメントの実施結果について」

令和8年8月26日
危機管理本部

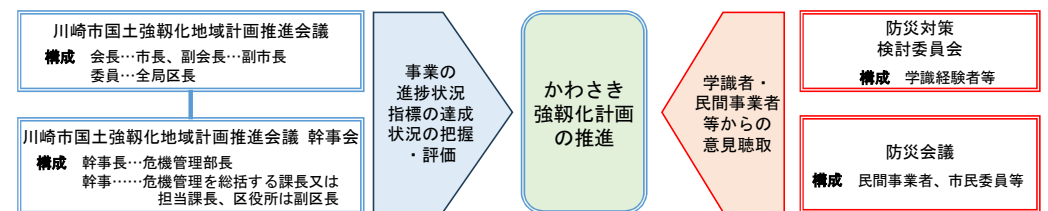
1 計画の概要

- かわさき強靱化計画は、**国土強靱化基本法第13条**の規定に基づく**国土強靱化地域計画**として、国土強靱化に係る本市の他の計画等の指針となるべきもの（アンブレラ計画）です。
- **令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までを計画期間**として令和3（2021）年3月に策定し、事業ごとに毎年度当初に設定した計画内容について、翌年度に評価を行い、事業の進捗状況等を議会へ報告しながら、耐震化の推進や訓練の実施など、ハード・ソフト両面から本市の強靱化に向けた取組を推進してきました。
- この度、計画期間の終了に伴い、**令和7（2025）年度の評価結果及び計画期間全体の取組結果をとりまとめたことから、報告するものです。**
- ※ 強靱化の取組を切れ目なく推進するため、令和6年能登半島地震により明らかとなった課題等を踏まえ、**令和8（2026）年3月にかわさき強靱化計画を改定し、更なる強靱化に向け取組を進めております。**

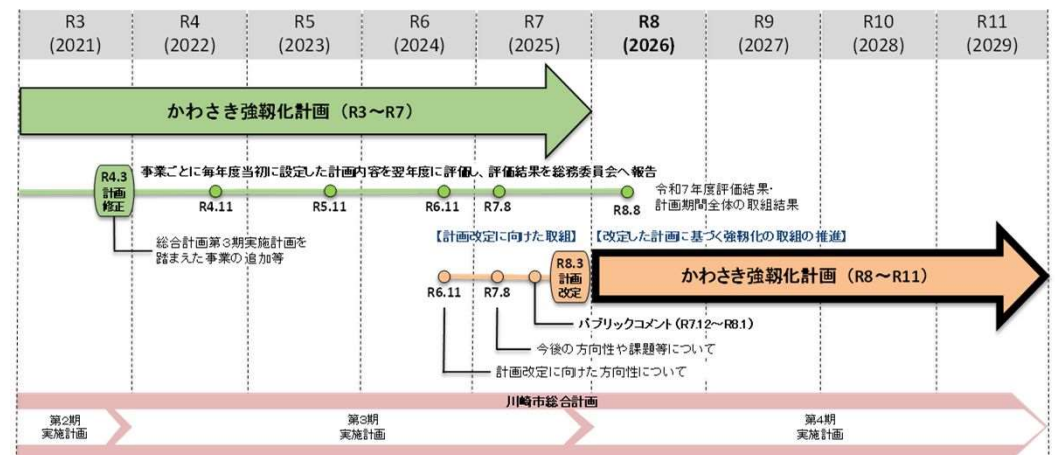


2 計画の推進体制

- かわさき強靱化計画に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に設置された「**川崎市国土強靱化地域計画推進会議**」において、事業の進捗状況や指標の達成状況について、**毎年度把握し、評価**を行います。
- さらに、専門的見地からの意見を反映させるため、適宜、学識経験者等からなる**川崎市防災対策検討委員会**において**意見聴取**を行い、計画の改善につなげます。



【進捗管理等スケジュール】

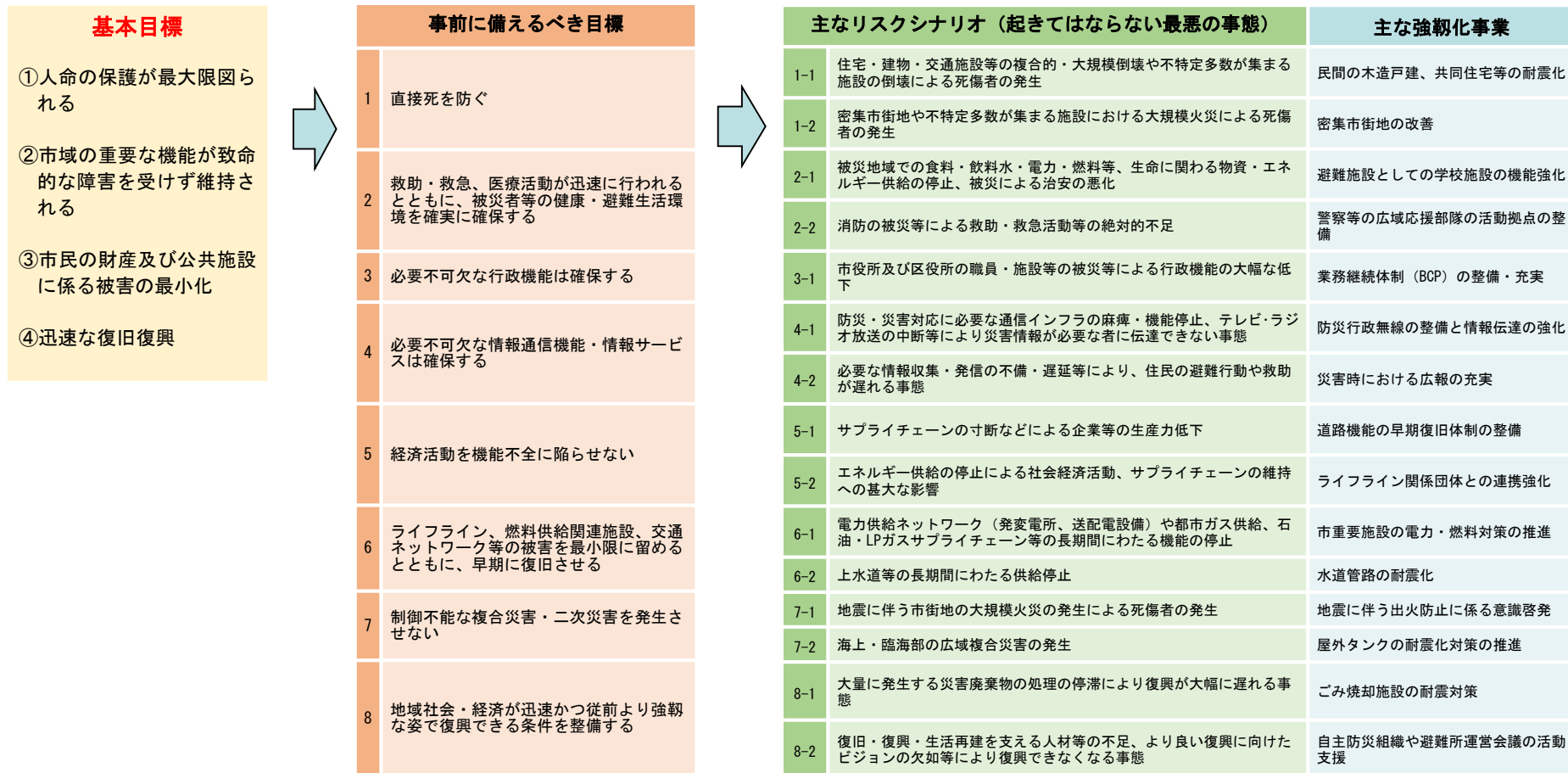


3 計画の体系(令和3(2021)年度から令和7(2025)年度まで)

○ 国土強靱化基本法第14条の規定に基づき、国土強靱化基本計画との調和を保つため、同計画の基本目標等を踏まえ、「基本目標」、「事前に備えるべき目標」及び「リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)」を設定するとともに、リスクシナリオを回避するために取り組むべき主要な事業を「強靱化事業」として位置づけ、取組を推進してきました。

※ 令和8(2026)年3月にかわさき強靱化計画を改定し、「事前に備えるべき目標」、「リスクシナリオ」、「強靱化事業」を変更していますが、ここでは、令和3(2021)年度～令和7(2025)年度の計画の体系を示しています。

かわさき強靱化計画の体系図(リスクシナリオ及び強靱化事業は、主な内容を記載)



(かわさき強靱化計画の「リスクシナリオ」の全体については、別添「参考資料1 かわさき強靱化計画の体系図(令和3年度～令和7年度)」参照)

4 評価の実施方法(各年度の進捗管理)

- 強靱化に向けて各局区が取り組む「**強靱化事業**（「重点事業」と「重点事業以外の事業」で構成）」について、川崎市総合計画との整合を図りながら、**毎年度、評価を実施**し、進捗管理を行います。

なお、強靱化事業の内容や業績指標は、計画期間内において適宜見直しを行うこととします。

(1) 重点事業

年度当初に、当該年度に実施する具体的な計画内容を設定し、その翌年度に評価を行い、計画の改善・見直しを図りながら取組を進めます。

〔重点事業の主な選定基準〕

- ・ 地震による火災の死者の削減や耐震化の向上に資する事業など、計画策定の基本方針等に関する事業
- ・ 国土強靱化に係る国の補助金に関する事業

(2) 重点事業以外の事業

川崎市総合計画 実施計画の関連する事務事業評価シートを活用することで、原則として所管課での毎年度の取組実績の記載を省略し、効率的・効果的な進捗管理及び評価を実施します。

(3) 評価方法の一部見直しについて【令和4（2022）年度評価から実施】

学識経験者等によって構成される「川崎市防災対策検討委員会」からの意見※を踏まえ、**目標未達成の事業**について、令和4（2022）年度評価から、**目標の困難性を踏まえた評価に見直し**を行っています。

- ・ 「目標自体の困難性」や「後発的な事情による目標達成の困難性」がある事業について、「代替的な取組」や「目標達成への取組」を調査・確認し、各事業の前年度の取組実績等をとりまとめた一覧に該当する取組を追記することで評価を補う
- ・ さらに、「代替的な取組」については、目標達成と同程度の効果が認められる場合は、評価への加点（3：「ほぼ目標どおり」で評価する等）を行う
（別添「参考資料2 目標未達成の事業に関する具体的な評価フロー」参照）

※ 川崎市防災対策検討委員会からの意見

- ・ 外的要因が原因となって目標を下回った事業（評価4）について、代替の手段等の取組を行った場合に積極的に評価する手法が必要
- ・ 目標の達成度のみを評価の基準とすると、設定する目標値が低くなっていく。どれだけ難しい目標に取り組み、進捗したのかを正しく評価することが重要

5 令和7(2025)年度の評価結果

(1) 全体の評価結果

(単位：事業数)

区分	評価区分	令和3(2021)年度			令和4(2022)年度			令和5(2023)年度			令和6(2024)年度			令和7(2025)年度			
		重点事業(a)	重点以外の事業(b)	合計(a+b)	重点事業(a)	重点以外の事業(b)	合計(a+b)	重点事業(a)	重点以外の事業(b)	合計(a+b)	重点事業(a)	重点以外の事業(b)	合計(a+b)	重点事業(a)	重点以外の事業(b)	合計(a+b)	構成比
1	目標を大きく上回って達成	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
2	目標を上回って達成	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
3	<u>ほぼ目標どおり</u>	48	93	141	52	96	148	50	95	145	50	96	146	48	95	143	94.1%
4	<u>目標を下回った</u>	6	4	10	2	2	4	4	3	7	4	2	6	6	3	9	5.9%
5	目標を大きく下回った	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
合計		54	98	152	54	98	152	54	98	152	54	98	152	54	98	152	100%

※ 評価区分は、総合計画における事務事業評価と同一の区分を用いて設定

5 令和7(2025)年度の評価結果(続き)

(2) 評価4(目標を下回った)となった事業 計9事業

ア 重点事業(6事業)

No.	事業名	評価理由等
2	民間の特定建築物の耐震化	【評価理由】 耐震診断や耐震改修の助成等について、入居するテナントとの調整の難航等により、取組実績が目標(耐震診断1件、耐震改修等4件)を下回ったため。 【目標達成への取組】 所有者に対し、相談対応を行う建築士の派遣(専門家派遣制度)やダイレクトメール送付による補助制度の周知を行うなど、きめ細かく対応し、個別の事情に応じた働きかけを行いました。
3	資産マネジメントに基づく庁舎等の防災機能強化	【評価理由】 防災対策工事について、年度内に高津区役所など2施設の工事に着手できず、取組実績が目標(3施設の防災対策工事に着手)を下回ったため。 【目標達成への取組】 関係部署と調整を行いながら耐震対策及び防災機能強化を推進するとともに、防災対策工事の入札不調となった施設については、事業調整を行い、工事年度は変更せず再発注に向けた手続きを進め、令和8年6月に工事着手しました。
9	老朽化擁壁等の倒壊防止(助成等)	【評価理由】 擁壁等の改修工事に対する助成について、取組実績が目標(改修工事6件)を下回ったため。 【目標達成への取組】 助成金活用に向けた個別相談への対応に加え、市政だよりへの掲載や防災フェア等における啓発活動、地盤品質判定士による無料相談会を開催するなど、制度の利用促進に向けた取組を行いました。
14	幹線道路の整備	【評価理由】 幹線道路の整備について、関係者との調整や用地確保等に時間を要し、一部の区間で道路拡幅等の整備が進捗途上となったため。 【目標達成への取組】 関係機関や地権者との調整を継続的にを行いながら、用地取得や道路拡幅等の整備を推進し、事業の進捗に向けた取組を行いました。
33	配水池・配水塔の整備	【評価理由】 千代ヶ丘配水塔の整備について、1号塔撤去時に、工法変更の施工が必要となり、工事を完了することができなかったため。 【目標達成への取組】 工法変更が必要となった1号塔の撤去工事について、工法の見直しを行いながら事業を推進し、工事完了に向けた取組を進めました。
42	緊急交通路等の防災上重要な道路沿いの建築物の耐震化	【評価理由】 耐震診断や耐震改修の助成等について、入居するテナントとの調整の難航等により、取組実績が目標(耐震診断1件、耐震改修等4件)を下回ったため。 【目標達成への取組】 所有者に対し、相談対応を行う建築士の派遣(専門家派遣制度)やダイレクトメール送付による補助制度の周知を行うなど、きめ細かく対応し、個別の事情に応じた働きかけを行いました。

5 令和7(2025)年度の評価結果(続き)

(2) 評価4(目標を下回った)となった事業 計9事業

イ 重点事業以外の事業(3事業)

No.	事業名	評価理由等
12	消防団員の確保・充実	【評価理由】 消防団員の充足率について、取組実績が目標(93.0%)を下回ったため。 【目標達成への取組】 SNSやホームページ等を活用した消防団活動・消防団員募集等の情報発信、バス車両へ消防団員募集シールの貼付、各種イベントでのPR活動、大学学園祭における消防団員募集広報の実施、アンケート調査などに基づく入退団要因の分析など、消防団員確保に向けた取組を行いました。
71	生産緑地の指定の推進	【評価理由】 生産緑地地区の新規指定面積について、取組実績が目標(12,000㎡)を下回ったため。 【目標達成への取組】 JAセレサ川崎と連携し、生産緑地未指定農地所有者の把握、生産緑地指定に関するチラシの配布や掲示、電話・窓口相談の機会を通じ制度説明を行うなど、生産緑地地区の新規指定に向けた取組を行いました。
93	地域包括ケアシステムの構築	【評価理由】 地域包括ケアシステムの考え方の理解度について、取組実績が目標(42.0%)を下回ったため。 【目標達成への取組】 ポータルサイトで防災に関する内容を含めた情報発信を強化したほか、「人生100年時代に備える地ケアフェア」等のイベントや市民等との対話を通じた身近な地域でのつながりづくりや、未来の備えに向けた啓発など、地域包括ケアシステムの考え方に基づく具体的な行動に結びつけるための取組を行いました。

重点事業No.14関係
幹線道路の整備(完了部分)



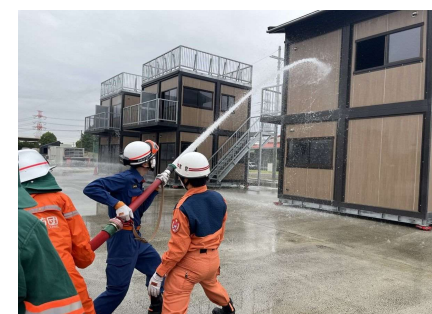
都市計画道路東京丸子横浜線(市ノ坪工区)

重点事業No.33関係
配水池・配水塔の整備



千代ヶ丘配水塔1号塔撤去状況
(令和8(2026)年4月撤去完了)

重点事業以外の事業No.12関係
消防団員の確保・充実



消防局XIによる消防団活動の情報発信

6 令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの取組結果

- 計画期間（令和3（2021）年度から令和7（2025）年度まで）が終了しましたので、取組結果について、次のとおり評価を実施しました。
 なお、本市の強靱化の取組を切れ目なく推進するため、令和8（2026）年3月にかわさき強靱化計画を改定（3月12日 総務委員会報告）し、取組を進めております。

（1）計画期間全体の評価結果

重点事業54事業、重点事業以外の事業98事業、計152事業を「A 順調に進捗した」から「D 進捗が大幅に遅れた」の4段階に区分し、評価したところ、「B 一定の進捗があった」が149事業（98.0%）、「C 進捗が遅れた」が3事業（2.0%）となりました。

※ 評価の考え方

「計画期間の事業目標」に対して、達成状況を評価します。

計画期間のうち、一部の年度で目標を下回った評価がある場合でも、計画期間全体ではおおむね事業目標を達成している事業については、「B 一定の進捗があった」と評価しています。

区分	評価区分	事業数			構成比
		重点事業(a)	重点以外の事業(b)	合計(a+b)	
A	順調に進捗した	0	0	0	0%
B	一定の進捗があった	54	95	149	98.0%
C	進捗が遅れた	0	3	3	2.0%
D	進捗が大幅に遅れた	0	0	0	0%
合計		54	98	152	100%

重点事業No.37関係
下水道の管きょ施設の耐震化



かわさき強靱化計画の令和7年度評価結果及び令和3年度から令和7年度までの取組結果の概要

資料1

6 令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの取組結果(続き)

(2) 計画期間の主な取組(「資料2-1 かわさき強靱化計画の令和7年度評価結果及び令和3年度から令和7年度までの取組結果【重点事業】」から抜粋)

No.	事業名	事業内容等	計画期間の事業目標	計画期間全体の取組結果		所管局
				評価区分	取組結果	
1	民間の木造戸建、共同住宅等の耐震化	・大地震等の発生による住宅の倒壊等を防止し、災害に強い安全なまちづくりを促進するため、旧耐震基準で設計された住宅の耐震診断、耐震改修等を行う際の支援を行うとともに、耐震診断士の派遣や、耐震化に係る普及・啓発を行います。	・令和2年度末に改定した「川崎市耐震改修促進計画」の目標年度である令和7年度までに、木造戸建、共同住宅等を合わせた住宅全体の耐震化率を98%とします。	B	・旧耐震基準で設計された住宅の耐震診断、耐震改修等を行う際の支援を行うとともに、耐震診断士の派遣や、耐震化に係る普及・啓発活動を実施するなど、継続的に取組を進めた結果、令和7年度末時点の住宅の耐震化率は97%となり、事業の推進が図られました。	まちづくり局
8	橋りょうの耐震化	・平成7年度から跨線橋・跨道橋、比較的規模の大きい橋りょうなど主要な橋りょうのうち、古い設計基準で建設された橋りょうを対象に耐震化を進めてきましたが、安全性をさらに向上させるため、新しい年代に建設された橋りょうを含め、耐震性能が不足する主要な橋りょう、及び比較的規模の小さい橋りょうの内、防災上の観点から重要性の高い橋りょうについても耐震化を進め、公共構造物の安全性・信頼性をさらに向上させていきます。	・「川崎市橋梁耐震化計画」に基づき、順次耐震対策を実施します。 (目標とする橋りょうの耐震化率:79%)	B	・計画的な橋りょうの耐震化を行い、各年度の事業内容についてほぼ予定どおり達成するとともに、事業目標である耐震化率79%を達成した結果、事業の推進が図られました。	建設緑政局
11	市民の防災意識等の向上の取組の推進	・市民の防災意識等の向上に向けて、啓発冊子の配布や講座・イベントの開催等を行います。 ・各年度の災害による被害を災害概要としてまとめ、公表します。(危機管理本部) ・市民の防災意識等の向上を図るため、引き続き土砂災害警戒区域の住民等に対し、土砂災害の危険性の周知を進めていきます。(まちづくり局) ・出前講座等の機会を捉え、洪水ハザードマップ等を活用した防災意識の普及・啓発を行います。(建設緑政局) ・防災意識の向上や家庭内備蓄の推進を図るため、ぼうさい出前講座の開催、市政だより区版での広報、各種研修・訓練等を実施します。 ・各種テーマに沿った防災講座等を開催します。(各区役所) ・市民の防災意識の向上を図るため、内水ハザードマップや浸水実績図の周知や水位周知下水道における水位情報の周知について、取り組みます。(上下水道局)	・啓発冊子の配布、「子ども防災塾」や「備える。フェスタ」などの防災イベント、ぼうさい出前講座の開催等を行います。 ・毎年度の災害による被害をとりまとめ、公表します。(危機管理本部) ・毎年度、防災フェア等で土砂災害ハザードマップ啓発活動を実施します。(まちづくり局) ・出前講座や区の防災フェア等の機会を捉え、洪水ハザードマップ等を活用した防災意識の普及・啓発を行います。(建設緑政局) ・毎年度、防災意識普及啓発にかかる事業を継続的に実施し、区民の防災意識の維持・向上を図ります。(各区役所) ・区の防災フェア等の機会を捉え、内水ハザードマップや浸水実績図の周知や水位周知下水道における水位情報の周知について、取り組みます。(上下水道局)	B	・啓発冊子の配布や「子ども防災塾」「備える。フェスタ」等の防災イベント、ぼうさい出前講座を実施するとともに、毎年度の災害による被害を取りまとめ、公表するなど、市民の防災意識の向上に向け取組を推進しました。(危機管理本部) ・防災フェア等の機会を捉え、土砂災害ハザードマップを活用した普及啓発活動を実施したことにより、市民の防災意識の向上が図られました。(まちづくり局) ・防災フェア等の機会を捉え、洪水ハザードマップ等を活用した普及啓発を実施したことにより、市民の防災意識の向上が図られました。(建設緑政局) ・区総合防災訓練や防災フェア、ぼうさい出前講座、講演会、研修等を通じて、防災啓発冊子や各種ハザードマップの配布を行うとともに、多様な広報媒体を活用した周知啓発を実施しました。また、地域の特性に応じて訓練や啓発活動の充実を図り、防災に関心の低い層も含めた幅広い住民への働きかけを行ったことにより、区民の防災意識の維持・向上が図られました。(各区役所) ・内水ハザードマップや浸水実績図について、広報紙「かわさきの上下水道」や各自主防災組織連絡協議会、各種防災訓練、防災イベント、ウェブサイト等を活用して積極的に周知を行うとともに、水位周知下水道の水位情報について適切に情報提供を行ったことにより、市民の防災意識の向上が図られました。(上下水道局)	危機管理本部 まちづくり局 建設緑政局 上下水道局 川崎区役所 幸区役所 中原区役所 高津区役所 宮前区役所 多摩区役所 麻生区役所

※ 計画期間全体の評価区分 【A 順調に進捗した、B 一定の進捗があった、C 進捗が遅れた、D 進捗が大幅に遅れた】

かわさき強靱化計画の令和7年度評価結果及び令和3年度から令和7年度までの取組結果の概要

資料1

6 令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの取組結果(続き)

(2) 計画期間の主な取組(「資料2-1 かわさき強靱化計画の令和7年度評価結果及び令和3年度から令和7年度までの取組結果【重点事業】」から抜粋)(続き)

No.	事業名	事業内容等	計画期間の事業目標	計画期間全体の取組結果		所管局
				評価区分	取組結果	
12	地域における主体的な防災まちづくりの支援	・火災延焼リスクの高い地区にて、自助・共助を中心とした地域特性に応じた防災まちづくりを推進します。(まちづくり局) ・災害対策基本法に基づき、地域が主体的に策定する地区防災計画の作成を支援します。(危機管理本部) ・地域防災に係る情報共有や相談対応、地区防災計画作成支援等を通じ、町会等と連携し、地域での防災まちづくり活動を支援します。(各区役所)	・毎年新たな地区を選定して、3年間の防災まちづくり支援を実施します。(まちづくり局) ・地区防災計画について地域から市防災会議への提案があった場合は適正に対応する等、地域の防災活動に必要な防災計画の作成を支援します。また、地域住民が地区防災計画を作成する際に参考となるようなガイドライン等の作成に向けた検討を行います。(危機管理本部) ・毎年度、自主防災組織連絡協議会等を開催し、地域防災の課題の整理、活動の方針を協議します。 ・各助成制度の活用や防災訓練等の相談対応など、地域での防災まちづくり活動を支援します。(各区役所) ・地区防災計画作成に向けた支援を毎年度1団体以上行います。(幸区役所)	B	・毎年新たな3地区を選定し、防災アンケートやまち歩き、マイタイムライン作成講座、地震ワークショップ、防災物品の共同購入、防災訓練、防災フェス等の実施を通じて、地域主体の防災活動を支援するとともに、防災まちづくり計画の作成支援を行うなど、3年間の継続的な防災まちづくり支援を実施したことにより、地域の防災力向上が図られました。(まちづくり局) ・幸区東小倉地区の計画提案を踏まえ、本市初の地区防災計画として地域防災計画に位置付けるとともに、防災会議や防災シンポジウムの場において、東小倉地区防災計画の作成の経緯や課題等を共有するなど、地域防災力の向上に向け、取組を推進しました。(危機管理本部) ・毎年度、自主防災組織連絡協議会等を開催し、地域防災の課題整理や活動方針の協議を行うとともに、各助成制度の活用支援や防災訓練等の相談対応など、地域の防災まちづくり活動の支援を実施しました。(各区役所) ・地区防災計画の策定に向けた支援を継続的に実施するなど、地域主体の防災活動の推進に取り組んだことにより、地域防災力の向上が図られました。(幸区役所)	まちづくり局 危機管理本部 川崎区役所 幸区役所 中原区役所 高津区役所 宮前区役所 多摩区役所 麻生区役所
28	自主防災組織や避難所運営会議の活動支援	・各区自主防災組織連絡協議会へ地域防災活動を促進し、自主防災組織及び避難所運営会議等の連携・強化を図ります。 ・自主防災組織が行う防災訓練、啓発活動に係る経費及び防災資器材の購入に係る費用の一部を補助、助成し、地域の防災体制の拡充を図ります。(危機管理本部) ・ぼうさい出前講座などの機会を通じた防災啓発の実施や、自主防災組織への各種助成、避難所運営会議や自主防災訓練の開催支援を行い、地域住民が自主的に連帯して防災活動を行えるよう支援します。(各区役所)	・全国的に頻発する自然災害に対応するため、自主防災組織への経費・費用を助成し、多様な地域主体に向けた自助の備えと適切な避難行動の啓発など、地域防災力の向上を図ります。(危機管理本部) ・毎年度、ぼうさい出前講座などの機会を通じた防災啓発の実施や、自主防災組織への各種助成、避難所運営会議や自主防災訓練の開催支援を行い、地域住民が自主的に連帯して防災活動を行えるよう支援します。(各区役所)	B	・各区自主防災組織連絡協議会を通じて地域防災活動を促進し、自主防災組織及び避難所運営会議等の連携・強化を図るとともに、防災訓練や啓発活動に係る経費及び防災資器材の購入に係る費用の一部を補助・助成するなど、地域の防災体制の拡充を図りました。(危機管理本部) ・ぼうさい出前講座などの機会を通じた防災啓発の実施や、自主防災組織への各種助成、避難所運営会議及び自主防災訓練の開催支援を行うとともに、地域の実情に応じた継続的な活動支援を実施しました。(各区役所)	危機管理本部 川崎区役所 幸区役所 中原区役所 高津区役所 宮前区役所 多摩区役所 麻生区役所
34	水道管路の耐震化	・管路更新に合わせた耐震化を進めるとともに、重要施設(市立小中高等学校等の避難所及び重要な医療機関)への供給ルートや震災時の被害が懸念される老朽配水管など重要な管路の耐震化を推進します。	・令和7年度末までに水道管路の耐震化率を44.9%、うち、重要な管路の耐震化率を令和4年度末までに100%とします。	B	・全ての重要施設への供給ルートの耐震化を令和5年度に完了しており、令和7年度末時点において、重要な管路の耐震化率は98.5%と目標である100%に近い高い水準まで進展するとともに、水道管路の耐震化率は45.7%となり、目標値である44.9%を上回り、事業の進捗が図られました。	上下水道局

※ 計画期間全体の評価区分 【A 順調に進捗した、B 一定の進捗があった、C 進捗が遅れた、D 進捗が大幅に遅れた】

6 令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの取組結果(続き)

(3) 評価C(進捗が遅れた)となった事業 計3事業

No.	事業名	評価理由
12	消防団員の確保・充実	消防団員の充足率について、消防団員の確保に向け、各種イベントや広報、教育訓練等を通じた取組を実施したものの、計画期間の事業目標を下回ったため。
71	生産緑地の指定の推進	生産緑地地区の新規指定面積について、市街化区域内農地の約7割が既に生産緑地として指定されていることから、新規指定が可能な農地が減少し、計画期間の事業目標を下回ったため。
93	地域包括ケアシステムの構築	地域包括ケアシステムの考え方の理解度について、防災に関する内容を含めた地域包括ケアシステムの考え方の啓発や、地域の通いの場への参加を通じた顔の見える関係づくりを進めたものの、計画期間の目標値を下回ったため。

※ いずれも重点事業以外の事業

(4) 計画期間全体の総括

ア ハード・ソフト両面から取組を推進した結果、高齢化など社会情勢の変化や都市部特有の土地利用上の制約の影響等から、一部事業に進捗の遅れが生じたものの、**おおむね計画どおりに進捗**したものと考えます。

イ 一方で、頻発化・激甚化する自然災害への対応、少子高齢化の進展、インフラの老朽化など、強靱化を取り巻く課題は多様化しており、こうした課題に対応するため、ハード対策の継続・拡充、民間事業者との連携の推進、リスクとコストのバランスを考慮した最適な施設の老朽化対策の実施など、**更なる強靱化**に向け取組を進めていきます。

重点事業No.7関係 緊急輸送道路等の無電柱化の推進



重点事業以外の事業No.27関係
災害時協定等に基づく受援体制の確保



物流事業者、地域と連携した支援物資輸送訓練の様子

7 川崎市防災対策検討委員会における総括

(1) 川崎市防災対策検討委員会の構成

防災対策の充実・強化を図り、災害による被害を軽減することを目的として、川崎市防災会議の部会として学識経験者等により構成

氏名	所属等
目黒 公郎(委員長)	東京大学大学院情報学環・学際情報学府学環長・学府長、生産技術研究所教授
田中 淳	東京大学名誉教授
村尾 修	東北大学災害科学国際研究所教授
加藤 孝明	東京大学生産技術研究所教授、社会科学研究所特任教授
庄司 学	筑波大学システム情報系教授
古村 孝志	東京大学地震研究所所長、災害科学系研究部門教授
大原 美保	東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授、生産技術研究所教授

(2) 川崎市防災対策検討委員会における総括

ア 施策の進捗状況等について

川崎市は、かわさき強靱化計画に基づき、「強さとしなやかさ」を備えた都市づくりを目的として取組を推進してきた。施策全体では、目標値に達しなかったことなどからC評価となったものもわずかにあるが、社会情勢の変化や都市部特有の土地利用上の制約等の影響が大きく、改善に向けた取組は継続されていることから、計画全体としては一定の成果と進捗が認められる。

強靱化の取組は、市民の生命と財産を守り、大規模自然災害時にも人命を守り、経済社会への被害が致命的なものとならず迅速に回復するために重要な取組である。川崎市は首都圏の重要な産業・物流拠点であることから、首都直下地震などへの備えに加え、気候変動による風水害の頻発化や激甚化、インフラの老朽化等も踏まえ、災害時においても重要な機能が維持される強靱な地域づくりを一層推進していくことが求められる。

また、行政だけでなく、ライフライン事業者や民間事業者、地域団体等との連携が不可欠であり、官民連携による取組を一層推進していくことが必要である。

イ 施策の評価のあり方について

施策全体として一定の進捗が認められるものの、本評価は当初の計画における取組内容や目標値と実績との比較を基本としている。今後は、目標達成度の評価に加え、計画内容や目標値が現状に即したものとなっているかという視点も重要となる。

目標達成度のみならず、目標未達の取組における努力や工夫についても適切に評価すべきであるとの本委員会からの意見を踏まえ、目標達成度に加え、事業の困難性や代替的取組、課題解決に向けた取組状況を評価に反映する手法に見直したことは評価できる。ただし、施策によって、目標設定の難易度や達成までに要する期間は大きく異なるため、同じ評価区分であっても、その意味合いは事業の性質ごとに異なることに留意する必要がある。今後は目標達成の有無だけでなく、各施策がリスク低減や「起きてはならない最悪の事態」の回避にどの程度寄与したかという観点から評価を行うことが望まれる。

あわせて、評価制度が目標を低く設定することを促すものとなってはならない。限られた人材や財源の中で優先順位を明確にしながら困難な課題に挑戦した取組が適切に評価される仕組みとするとともに、評価結果を施策の改善や重点化につなげていくことが重要である。

ウ 更なる強靱な都市づくりに向けて

近年は、気候変動による風水害の頻発化や激甚化、少子高齢人口減少、地域コミュニティの変化、インフラの老朽化など、強靱化を取り巻く課題が複雑化している。国土強靱化基本計画においても、社会経済情勢等の変化を踏まえながら計画の見直しを行うこととされており、今後も新たなリスクを見据えながら取組の継続的な改善を図る必要がある。

また、被害の最小化と迅速な復旧・復興に向けては、防災分野にとどまらず、地域づくり、保健医療・福祉、産業、教育など、幅広い分野が連携して取組を推進する必要がある。特に、地域防災力の強化、自助・共助の促進、人材育成、在宅避難への対応などのソフト対策は、地域の対応力や回復力の向上に大きく寄与することから、引き続き重点的に推進すべきである。

今後の「かわさき強靱化計画」の推進に当たっては、「事前防災」の考え方の下、人命の保護、重要な機能の維持、被害の最小化及び迅速な復旧・復興という国土強靱化の基本目標の実現に向け、自助・共助・公助が一体となった強靱な地域づくりを着実に進められたい。

かわさき強靱化計画の令和7年度評価結果及び令和3年度から令和7年度までの取組結果【重点事業】

No.	強靱化 事業 コード	事業名	事業内容等	計画期間の事業目標	各年度の取組結果							計画期間全体の取組結果		関連する 事務事業 コード	関連する 事務事業 コード	所管局
					評価区分					令和7年度の計画内容	令和7年度 の取組実績等	評価区分	取組結果			
					令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度							
1	1101	民間の木造戸建、 共同住宅等の耐震化	・大地震等の発生による住宅の倒壊等を防止し、災害に強い安全なまちづくりを促進するため、旧耐震基準で設計された住宅の耐震診断、耐震改修等を行う際の支援を行うとともに、耐震診断士の派遣や、耐震化に係る普及・啓発を行います。	・令和2年度末に改定した「川崎市耐震改修促進計画」の目標年度である令和7年度までに、木造戸建、共同住宅等を含めた住宅全体の耐震化率を98％とします。	3	3	3	3	3	・木造住宅の耐震化の促進のため、防災イベント等を活用した周知活動を5回、診断士派遣を250件、耐震改修助成を50件実施します。 ・マンションの耐震化の促進のため、マンション組合等への周知活動を2回、予備調査5件、耐震診断1件、耐震設計1件の助成を実施します。	・木造住宅の耐震化の促進のため、防災イベント等を活用した周知活動を7回、診断士派遣を215件、耐震改修助成を58件実施しました。 ・マンションの耐震化の促進のため、マンション組合等への周知活動を6回、予備調査0件、耐震診断1件、耐震設計3件、計4件の助成を実施しました。	B	・旧耐震基準で設計された住宅の耐震診断、耐震改修等を行う際の支援を行うとともに、耐震診断士の派遣や、耐震化に係る普及及啓発活動を実施するなど、継続的に取組を進めた結果、令和7年度末時点の住宅の耐震化率は97％となり、事業の推進が図られました。	木造建築物耐震対策事業 民間マンション耐震対策事業	10103020 10103030	まちづくり局
2	1102	民間の特定建築物の耐震化	・大地震等の発生による民間の特定建築物（多数の者が利用する建築物、危険物を貯蔵・処理する建築物、緊急輸送道路沿いの建築物のうち、一定規模以上の建築物）等の倒壊等を防止し、災害に強い安全なまちづくりを促進するため、耐震診断や設計・改修工事等にかかった費用の一部を助成し、耐震化を促進します。	・令和2年度末に改定した「川崎市耐震改修促進計画」の目標年度である令和7年度までに特定建築物の耐震化率を97％とします。	3	3	3	4	4	・特定建築物等の耐震化の促進のため、防災イベント等を活用した周知活動を5回、耐震診断1件、耐震設計2件、耐震改修等4件の助成を実施します。 【評価理由】 耐震診断や耐震改修の助成等について、入居するテナントとの調整の難航等により、取組実績が目標（耐震診断1件、耐震改修等4件）を下回ったため。 【目標達成への取組】 所有者に対し、相談対応を行う建築士の派遣（専門家派遣制度）やダイレクトメール送付による補助制度の周知を行うなど、きめ細かく対応し、個別の事情に応じた働きかけを行いました。	・特定建築物等の耐震化の促進のため、防災イベント等を活用した周知活動を5回、耐震設計2件、耐震改修等3件の助成を実施しました。 【評価理由】 耐震診断や耐震改修の助成等について、入居するテナントとの調整の難航等により、取組実績が目標（耐震診断1件、耐震改修等4件）を下回ったため。 【目標達成への取組】 所有者に対し、相談対応を行う建築士の派遣（専門家派遣制度）やダイレクトメール送付による補助制度の周知を行うなど、きめ細かく対応し、個別の事情に応じた働きかけを行いました。	B	・専門家派遣を通じた働きかけやダイレクトメール送付による耐震化の普及啓発活動を実施し、成果指標である「特定建築物の耐震化率」は令和7年度末時点で97％となり、目標を達成するなど、事業の推進が図られました。	特定建築物耐震対策事業	10103010	まちづくり局
3	1103	資産マネジメントに基づく庁舎等の防災機能強化	・本市における公共施設の一層の安全性の確保に向け、過去の1次診断により2次診断不要と判断された施設について、工学的知見に基づく見解を得て選定した施設について耐震診断（2次診断）を実施し、資産マネジメントの視点に基づき耐震方針を策定し、公共施設に必要とされる浸水・地震対策を行い、機能及び業務継続に必要な取組を進めます。 ・防災機能強化については、公共施設に必要とされる浸水・地震対策を行い、機能及び業務継続に必要な取組を進めます。	・1次診断により2次診断不要と判断された施設（対象49施設）のうち、工学的知見に基づく見解を得て選定した14施設について耐震診断（2次診断）を実施し、資産マネジメントの視点を踏まえて耐震方針を策定し、公共施設の更なる耐震化への取組を進めます。 ・防災機能強化については、公共施設に必要とされる浸水・地震対策を行い、機能及び業務継続に必要な取組を進めます。	3	3	3	3	4	・耐震対策については、昨年度に着手した2施設の耐震補強工事が完了する予定です。また、3施設については、施設移転に向けた取組を継続します。 ・防災機能強化については、3施設の実施設計に着手する予定です。また、3施設の防災対策工事に着手する予定です。	・耐震対策については、大師老人いこいの家など2施設の耐震補強工事が完了するとともに、習生保育園など3施設の施設移転及び耐震対策を完了しました。また、防災機能強化については、川崎区役所など3施設の実施設計に着手するとともに、南庁舎の防災対策工事に着手しました。 【評価理由】 防災対策工事に、年度内に高津区役所など2施設の工事に着手できず、取組実績が目標（3施設の防災対策工事に着手）を下回ったため。 【目標達成への取組】 関係部署と調整を行いながら耐震対策及び防災機能強化を推進するとともに、防災対策工事の入札不調となった施設については、事業調整を行い、工事年度は変更せず再発注に向けた手続きを進め、令和8年6月に工事着手しました。	B	・耐震対策については、対象施設である14施設の耐震補強工事や移転等を実施しました。 ・防災機能強化については、浸水・地震対策として拠点施設となる庁舎に必要な機能や業務継続に向けた取組を検討し、計画的に設計・工事に着手するなど、防災機能強化を推進しました。	－	－	まちづくり局 関係局区
4	1104	特定天井対策の推進	・平成26年4月に改正建築基準法施行令が施行され、特定天井の基準が新設されたことにより、既存不適格となった本市の一部の既存施設の特定天井を改修し、天井脱落による被害の軽減を図ります。	・対象となる25施設（30室）について、令和7年度までに全ての対象施設の事業着手を目指します。	3	3	3	3	3	・特定天井対策については、4施設（麻生市民館図書館、平和館、国際交流センター、男女共同参画センター）の設計等に着手する予定です。	・特定天井対策については、4施設（麻生市民館図書館、平和館、国際交流センター、男女共同参画センター）の設計等に着手しました。	B	・対象である25施設（30室）について、令和7年度までに全ての対象施設の事業に着手した結果、事業の推進が図られました。	－	－	まちづくり局 関係局区
5	1105	緊急輸送道路・緊急交通路の機能維持	・災害時に重要となる緊急輸送道路や緊急交通道路の機能不全を軽減させるため、路線にある道路施設について計画的な点検や補修を行います。	・川崎市道路維持修繕計画に基づき道路施設を計画的かつ効率的に維持管理を実施します。 ⇒令和5年度末に実施している点検結果を基に計画改定を行います。	3	3	3	3	3	・川崎市道路維持修繕計画に基づき、道路擁壁点検を実施します。（100箇所）	・川崎市道路維持修繕計画に基づき、道路擁壁点検を実施しました。（103箇所）	B	・計画的かつ効率的な道路施設の維持管理を行ったことにより、各年度の事業内容については概ね予定どおり達成することができ、事業の推進が図られました。	計画的な道路施設補修事業	10204010	建設緑政局
6	1106	緊急輸送道路等における道路法面等の対策	・点検や斜面解析結果等に基づく危険箇所等における対策や、道路改良事業と併せた対策を実施します。	・対策の実施により、土砂災害等による緊急輸送道路等の機能不全を防ぎます。	3	3	3	3	3	・川崎市道路維持修繕計画に基づき、道路擁壁点検を実施します。（100箇所）	・川崎市道路維持修繕計画に基づき、道路擁壁点検を実施しました。（103箇所）	B	各年度の事業内容については概ね予定どおり達成し、土砂災害等による緊急輸送道路等の機能不全の防止に取り組むことで、事業の着実な推進が図られました。	計画的な道路施設補修事業 道路改良事業	10204010 40702030	建設緑政局

※各年度の評価区分 【1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 ほぼ目標どおり、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った】
 ※計画期間全体の評価区分 【A 順調に進捗した、B 一定の進捗があった、C 進捗が遅れた、D 進捗が大幅に遅れた】

かわさき強靱化計画の令和7年度評価結果及び令和3年度から令和7年度までの取組結果【重点事業】

No.	強靱化 事業 コード	事業名	事業内容等	計画期間の事業目標	各年度の取組結果							計画期間全体の取組結果		関連する 事務事業 コード	所管局	
					評価区分					令和7年度の計画内容	令和7年度 の取組実績等	評価区分	取組結果			
					令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度							
7	1107	緊急輸送道路等の無電柱化の推進	・緊急輸送道路等の道路新設や拡幅整備に併せて無電柱化施設の整備を進めます。	・緊急輸送道路等の道路新設や拡幅整備に併せて無電柱化施設の整備を進め、令和7年度までに無電柱化整備延長47km(※道路延長ベース)を目指します。	3	3	3	3	3	・道路の新設や拡幅整備に併せて、道路延長3.41kmの無電柱化施設の整備を推進します。	・道路の新設や拡幅整備に併せて、道路延長3.41kmの無電柱化施設を整備しました。	B	・無電柱化については、用地交渉の長期化等の影響がある中、整備延長を計画策定時の38kmから45kmまで拡大しました。目標としている47kmに向けて整備を推進する中、一部に進捗への影響があったものの、概ね計画に基づき取組を進めた結果、無電柱化の着実な推進が図られました。	道路計画調査事業 道路改良事業	40702020 40702030	建設緑政局
8	1108	橋りょうの耐震化	・平成7年度から路線橋・踏道橋、比較的規模の大きい橋りょうなど主要な橋りょうのうち、古い設計基準で建設された橋りょうを対象に耐震化を進めてきましたが、安全性をさらに向上させるため、新しい年代に建設された橋りょうを含め、耐震性能が不足する主要な橋りょう、及び比較的規模の小さい橋りょうの内、防災上の観点から重要性の高い橋りょうについても耐震化を進め、公共構造物の安全性・信頼性をさらに向上させていきます。	・「川崎市橋梁耐震化計画」に基づき、順次耐震対策を実施します。 (目標とする橋りょうの耐震化率：79%)	3	3	3	3	3	・「川崎市橋梁耐震化計画」に基づき、16橋の耐震対策を実施します。	・川崎市橋梁耐震化計画に基づき、耐震対策を実施しました。(16橋)	B	・計画的な橋りょうの耐震化を行い、各年度の事業内容についてほぼ予定どおり達成するとともに、事業目標である耐震化率79%を達成した結果、事業の推進が図られました。	耐震対策等橋りょう整備事業	10103070	建設緑政局
9	1109	老朽化擁壁等の倒壊防止(助成等)	・大雨や大地震等の発生による老朽化した擁壁の倒壊等を防止し、災害に強い安全・安心に暮らせるまちづくりを推進するため、擁壁等の改修工事費用の一部を助成します。	・毎年度5件の擁壁等の改修工事に対する助成を行い、擁壁の改修工事等を促進します。	4	3	3	4	4	・6件の擁壁等の改修工事に対する助成を行います。 【評価理由】 擁壁等の改修工事に対する助成について、取組実績が目標(改修工事6件)を下回ったため。 【目標達成への取組】 助成金活用に向けた個別相談への対応に加え、市政だよりへの掲載や防災フェア等における啓発活動、地盤品質判定士による無料相談会を開催するなど、制度の利用促進に向けた取組を行いました。	・擁壁等の改修工事に対する助成を4件実施しました。また、市政だよりへの掲載や防災フェア等における啓発活動、地盤品質判定士による無料相談会を4回開催するなど、制度の利用促進に向けた取組を実施しました。 【評価理由】 擁壁等の改修工事に対する助成について、取組実績が目標(改修工事6件)を下回ったため。 【目標達成への取組】 助成金活用に向けた個別相談への対応に加え、市政だよりへの掲載や防災フェア等における啓発活動、地盤品質判定士による無料相談会を開催するなど、制度の利用促進に向けた取組を行いました。	B	・老朽化擁壁等の倒壊防止(助成等)については、助成金の活用に向けた個別相談に対応したほか、市政だよりへの掲載、防災フェア等による啓発活動、地盤品質判定士による無料相談会を4回開催した結果、事業の推進が図られました。	宅地防災対策事業	10103050	まちづくり局
10	1110	危険なブロック塀等の改善促進(指導・助成等)	・危険なブロック塀等の調査や改善指導、ブロック塀等撤去促進助成金の周知等により、危険なブロック塀等の撤去改善を推進します。	・ブロック塀等撤去促進助成金や、安全点検のためのリーフレット配布により危険なブロック塀等の撤去改善を推進します。 ・小学校の通学路沿いの危険なブロック塀等調査を推進します。 ・既存の危険なブロック塀等の指導や通知による撤去改善を推進します。	3	3	3	3	3	・ブロック塀等撤去促進助成金や、安全点検のためのリーフレット配布による危険なブロック塀等の撤去改善を推進します。 ・小学校の通学路沿いの危険なブロック塀等調査を推進します。 ・過去の調査等による既存の危険なブロック塀等の改善指導を実施します。	・ブロック塀等撤去促進助成金(助成件数25件)や安全点検のためのリーフレット配布により、倒壊の恐れがあるブロック塀等の撤去を誘導しました。 ・小学校の通学路沿いの危険なブロック塀等の調査・啓発を実施しました(調査枚数10枚)。 ・過去の調査や市民からの情報提供等により把握した既存の危険なブロック塀等の改善指導を実施しました。 ・ブロック塀等の安全確保に関する市民の意識啓発を促進するためノベルティを作成しました。	B	・ブロック塀等撤去促進助成金の活用や安全点検のためのリーフレット配布により危険なブロック塀等の撤去・改善を進めるとともに、小学校の通学路沿いにおける調査を推進し、既存の危険なブロック塀等について指導や通知による撤去・改善を図った結果、事業の推進が図られました。	建築・宅地に関する指導・審査事業	40601130	まちづくり局

※各年度の評価区分 【1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 ほぼ目標どおり、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った】
※計画期間全体の評価区分 【A 順調に進捗した、B 一定の進捗があった、C 進捗が遅れた、D 進捗が大幅に遅れた】

かわさき強靱化計画の令和7年度評価結果及び令和3年度から令和7年度までの取組結果【重点事業】

No.	強靱化 事業 コード	事業名	事業内容等	計画期間の事業目標	各年度の取組結果					計画期間全体の取組結果		関連する 事務事業 コード	所管局				
					評価区分					評価区分	取組結果						
					令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度								
11	1118	市民の防災意識等の向上の取組の推進	・市民の防災意識等の向上に向けて、啓発冊子の配布や講座・イベントの開催等を行います。 ・各年度の災害による被害を災害概要としてまとめ、公表します。 (危機管理本部) ・市民の防災意識等の向上を図るため、引き続き土砂災害警戒区域の住民等に対し、土砂災害の危険性の周知を進めていきます。 (まちづくり局) ・出前講座等の機会を捉え、洪水ハザードマップ等を活用した防災意識の普及啓発を行います。 (建設緑政局) ・防災意識の向上や家庭内備蓄の推進を図るため、ぼうさい出前講座の開催、市政だより区版での広報、各種研修・訓練等を実施します。 ・各種テーマに沿った防災講座等を開催します。 (各区役所) ・市民の防災意識の向上を図るため、内水ハザードマップや浸水実績図の周知や水位周知下水道における水位情報の周知について、取り組みます。(上下水道局)	・啓発冊子の配布、「子ども防災塾」や「備える。フェスタ」などの防災イベント、ぼうさい出前講座の開催等を行います。 ・毎年度の災害による被害をとりまとめ、公表します。 (危機管理本部) ・毎年度、防災フェア等で土砂災害ハザードマップ啓発活動を実施します。 (まちづくり局) ・出前講座や区の防災フェア等の機会を捉え、洪水ハザードマップ等を活用した防災意識の普及啓発を行います。 (建設緑政局) ・毎年度、防災意識普及啓発にかかる事業を継続的に実施し、区民の防災意識の維持・向上を図ります。 (各区役所) ・区の防災フェア等の機会を捉え、内水ハザードマップや浸水実績図の周知や水位周知下水道における水位情報の周知について、取り組みます。(上下水道局)	3	3	3	3	3	令和7年度の計画内容 令和7年度の取組実績等	令和7年度の取組実績等	評価区分 取組結果	関連する事務事業名 関連する事務事業コード	所管局			
12	1119	地域における主体的な防災まちづくりの支援	・火災延焼リスクの高い地区にて、自助・共助を中心とした地域特性に応じた防災まちづくりを推進します。 (まちづくり局) ・災害対策基本法に基づき、地域が主体的に策定する地区防災計画の作成を支援します。 (危機管理本部) ・地域防災に係る情報共有や相談対応、地区防災計画作成支援等を通じ、町会等と連携し、地域での防災まちづくり活動を支援します。 (各区役所)	・毎年新たな地区を選定して、3年間の防災まちづくり支援を実施します。(まちづくり局) ・地区防災計画について地域から市防災会議への提案があった場合は適正に対応する等、地域の防災活動に必要な防災計画の作成を支援します。また、地域住民が地区防災計画を作成する際に参考となるようなガイドライン等の作成に向けた検討を行います。 (危機管理本部) ・毎年度、自主防災組織連絡協議会等を開催し、地域防災の課題の整理、活動の方針を協議します。 ・各助成制度の活用や防災訓練等の相談対応など、地域での防災まちづくり活動を支援します。 (各区役所) ・地区防災計画作成に向けた支援を毎年度1団体以上行います。(幸区役所)	3	3	3	3	3	令和5年度開始地区及び令和6年度開始地区(各3町内会)において、防災まちづくりの取組を継続して実施します。 ・新たに取組を開始する3町内会での防災まちづくりを実施します。 ・未実施の対象町会に対しヒアリングを実施し、次年度取組町内会の抽出を行います。 ・支援を実施した町内会の継続的なフォローアップ支援を行います。 (まちづくり局) ・各区と連携し、地区防災計画作成に係る地域の状況把握に努めるとともに、計画提案があった地区防災計画については事前審査及び防災会議での審査を実施し、市地域防災計画に定める必要があるかを検討します。(危機管理本部) ・自主防災組織連絡協議会等を開催し、地域防災の課題の整理や活動方針の協議を行います。 ・各助成制度の活用や防災訓練等の相談対応、地域団体等へのぼうさい出前講座の実施などにより、地域での防災まちづくり活動を支援します。(各区役所) ・会議等を通じて、自主防災組織に向けて地区防災計画作成支援について啓発を行います。(幸区役所)	令和4年度開始地区及び令和5年度開始地区の各3町内会において、防災講座やワークショップ、マイタイムラインの作成、防災訓練やイベントの実施などを通じ、地域主体の防災活動を継続的に支援するとともに、防災まちづくり計画の作成を支援しました。 ・令和6年度開始地区の3町内会については、防災アンケートやまち歩きを実施し、防災意識の醸成及び地域課題の把握を進めました。 ・次年度取組地区の選定に向けた調整を行い、新たな町内会を決定するとともに、支援完了町会(22町会)に対するフォローアップ支援を実施しました。 ・事例集の作成や市ホームページ等による周知、地域や庁内への説明、区役所と連携した訓練支援を通じて、取組の横展開を図りました。(まちづくり局) ・地区防災計画の新たな提案はありませんでしたが、自主防災組織連絡協議会で先行事例を紹介し、制度の周知を図りました。(危機管理本部) ・自主防災組織連絡協議会等の開催により地域防災の課題整理や活動方針の協議を行うとともに、各助成制度の活用支援、防災訓練や資機材整備に係る相談対応、ぼうさい出前講座の実施等により、地域での防災まちづくり活動を支援しました。(各区役所) ・会議等を通じて、自主防災組織に向けて地区防災計画作成支援について啓発を行いました。(幸区役所)	令和5年度開始地区及び令和6年度開始地区の各3町内会において、防災講座やワークショップ、マイタイムラインの作成、防災訓練やイベントの実施などを通じ、地域主体の防災活動を継続的に支援するとともに、防災まちづくり計画の作成を支援しました。 ・令和6年度開始地区の3町内会については、防災アンケートやまち歩きを実施し、防災意識の醸成及び地域課題の把握を進めました。 ・次年度取組地区の選定に向けた調整を行い、新たな町内会を決定するとともに、支援完了町会(22町会)に対するフォローアップ支援を実施しました。 ・事例集の作成や市ホームページ等による周知、地域や庁内への説明、区役所と連携した訓練支援を通じて、取組の横展開を図りました。(まちづくり局) ・地区防災計画の新たな提案はありませんでしたが、自主防災組織連絡協議会で先行事例を紹介し、制度の周知を図りました。(危機管理本部) ・自主防災組織連絡協議会等の開催により地域防災の課題整理や活動方針の協議を行うとともに、各助成制度の活用支援、防災訓練や資機材整備に係る相談対応、ぼうさい出前講座の実施等により、地域での防災まちづくり活動を支援しました。(各区役所) ・会議等を通じて、自主防災組織に向けて地区防災計画作成支援について啓発を行いました。(幸区役所)	B	・毎年新たな3地区を選定し、防災アンケートやまち歩き、マイタイムライン作成講座、地震ワークショップ、防災物品の共同購入、防災訓練、防災フェス等の実施を通じて、地域主体の防災活動を支援するとともに、防災まちづくり計画の作成支援を行うなど、3年間の継続的な防災まちづくり支援を実施したことにより、地域の防災力向上が図られました。(まちづくり局) ・幸区東小倉地区の計画提案を踏まえ、本市初の地区防災計画として地域防災計画に位置付けるとともに、防災会議や防災シンポジウムの場において、東小倉地区防災計画の作成の経緯や課題等を共有するなど、地域防災力の向上に向け、取組を推進しました。(危機管理本部) ・毎年度、自主防災組織連絡協議会等を開催し、地域防災の課題整理や活動方針の協議を行うとともに、各助成制度の活用支援や防災訓練等の相談対応など、地域の防災まちづくり活動の支援を実施しました。(各区役所) ・地区防災計画の策定に向けた支援を継続的に実施するなど、地域主体の防災活動の推進に取り組んだことにより、地域防災力の向上が図られました。(幸区役所)	防災まちづくり支援促進事業	10102030	まちづくり局 危機管理本部 川崎区役所 幸区役所 中原区役所 高津区役所 宮前区役所 多摩区役所 麻生区役所

※各年度の評価区分 【1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 ほぼ目標どおり、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った】
※計画期間全体の評価区分 【A 順調に進捗した、B 一定の進捗があった、C 進捗が遅れた、D 進捗が大幅に遅れた】

かわさき強靱化計画の令和7年度評価結果及び令和3年度から令和7年度までの取組結果【重点事業】

No.	強靱化 事業 コード	事業名	事業内容等	計画期間の事業目標	各年度の取組結果						計画期間全体の取組結果		関連する 事務事業 コード	所管局		
					評価区分					令和7年度の計画内容	令和7年度の取組実績等	評価区分			取組結果	
					令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度							
13	1201	密集市街地の改善	・不燃化重点対策地区における災害に強い住環境の形成を図るため、条例による規制を行うとともに補助制度により住宅等の不燃化を推進します。	・不燃化重点対策地区における大規模地震時の想定焼失棟数を平成21年度地震被害想定より35%削減します。	3	3	3	3	3	・老朽建築物の除却や建築物の耐火性能強化工事に対する補助を70件実施します。 ・防災空地の整備・活用に向けた取組を2件実施します。 ・不燃化建替え、区画道路等の拡幅及び共同化建替えを促進します。	・老朽建築物の除却や建築物の耐火性能強化工事に対する補助を59件実施しました。なお、令和7年度は補助制度の改定に伴い12月以降の申請受付を停止したことから補助件数は目標を下回りましたが、制度改定の周知とあわせて除却や耐火化の必要性について啓発を行いました。 ・防災空地の整備・活用に向けた取組を3件実施しました。 ・共同化による不燃化建替えに向けて、勉強会を2回実施しました。	B	・老朽建築物の除却や建築物の耐火性能強化工事に対する補助等を実施し、成果指標である「不燃化重点対策地区における大規模地震時の想定焼失棟数の平成21年度地震被害想定からの削減率」については、令和7年度末時点で35.2%となり目標値を達成し、事業の推進が図られました。	防災市街地整備促進事業	10102020	まちづくり局
14	1202	幹線道路の整備	・川崎市道路整備プログラムに基づき、道路の整備を推進します。	・都市計画道路は進捗率71%を、緊急輸送道路は整備率88%に向けて、道路整備を進めます。	4	3	3	3	4	・引き続き、緊急輸送道路に指定されている、国道409号や世田谷町田線などにおいて道路拡幅等の整備を推進します。	・緊急輸送道路に指定されている国道409号や世田谷町田線などにおいて、道路拡幅等の整備を推進しました。 【評価理由】 関係者との調整や用地確保等に時間を要し、一部の区間で道路拡幅等の整備が進捗途上となったため。 【目標達成への取組】 関係機関や地権者との調整を継続的にしながら、用地取得や道路拡幅等の整備を推進し、事業の進捗に向けた取組を行いました。	B	・完成目標としていた11工区のうち、一部工区については、用地交渉の長期化や工事における施工方法の見直し等により進捗に影響があったものの、都市計画道路東京九子横浜線(市ノ坪工区)、世田谷町田線(片平工区、上麻生1期工区)など6工区が完成しました。また、緊急輸送道路に指定されている都市計画道路についても、4工区が完成するなど、川崎市道路整備プログラムに基づき、緊急輸送道路や都市計画道路の整備を着実に進めることで、道路ネットワークの強化による市域の強靱化に寄与しました。	道路計画調査事業 道路改良事業	40702020 40702030	建設緑政局
15	1203	公園緑地の整備	・一時避難場所や延焼防止機能、活動拠点等としての役割をもつ公園緑地の維持管理や整備を推進します。 ・広域避難場所である等々力緑地および富士見公園では、災害時の活動拠点の整備を進め、既存の防災機能の維持・拡充を推進します。	・街区公園等の身近な公園について、災害時の利用想定に基づく防災関連施設の整備を進めます。 ・災害時の活動拠点としての機能を高める広場機能の確保や車両等の動線整備を進めます。また、自然災害等を踏まえ、改定計画に基づく陸上競技場等の施設の再編整備を進めます。	3	3	3	3	3	・福田公園再整備基本計画の検討を進めます。 ・「富士見公園再編整備基本計画」に基づき、官民連携により公園の再編整備を進めます。 ・「等々力緑地再編整備実施計画」に基づき、官民連携により緑地内の再編整備を進めます。	・福田公園再整備基本計画の検討に向けて、「福田公園再整備の考え方」を策定しました。 ・「富士見公園再編整備基本計画」に基づき、官民連携により公園の再編整備を進めました。 ・「等々力緑地再編整備実施計画」に基づき、官民連携により、新築・改築施設の調査設計など緑地内の再編整備を進めました。	B	・菅馬場公園における防災関連施設の整備を実施するとともに、福田公園の再整備に向けた検討を進めました。 ・広域避難場所である富士見公園及び等々力緑地において、施設の老朽化や自然災害等を踏まえた再編整備計画を策定し、官民連携により災害時の活動拠点の整備や既存の防災機能の維持・拡充を進めた結果、事業の推進が図られました。	公園防災機能向上事業 富士見公園整備事業 等々力緑地再編整備事業 生田緑地整備事業 等	10101060 30302010 30302020 30302030	建設緑政局
16	1204	耐震性防火水槽の整備	・大規模災害時の消火栓使用不能時に備え、老朽化した防火水槽の改修・補修工事を計画的に行います。	・老朽化防火水槽調査、要改修防火水槽抽出、改修計画作成、改修工事実施と老朽化防火水槽の改修を計画的に行い充足率95%を維持します。	3	3	3	3	3	・署員点検により、減水等が認められる既存貯水槽の改修等に向け、局内関係課と調整を行うほか、公園等の公有地を中心に設置場所の確保に向けた調査を行い、維持管理を図るとともに、関係局との連絡調整を密にして、未充足区画の解消に向けた整備を進めます。 ・躯体強度調査の結果に基づき、防火水槽1基の機能を回復(減水を解消)するための改修工事を実施します。	・署員点検により減水等が認められる既存貯水槽について、改修に向けて関係課と調整を行うとともに、公園等の公有地を中心とした設置場所の確保に向けた調査を行い、維持管理を図り、あわせて関係局との連絡調整を密にして未充足区画の解消に向けた整備を進めた結果、充足率95%以上を維持しました。 ・躯体強度調査の結果に基づき、防火水槽1基の機能を回復(減水を解消)するための改修工事を実施しました。	B	・大規模災害時の消火栓使用不能時に備え、老朽化防火水槽の調査、要改修防火水槽の抽出、改修計画作成、改修工事を計画的に実施した結果、目標である震災時等消火栓使用不能時の水利充足率95%を維持することができました。	耐震性貯水槽建設事業	10104080	消防局
17	1207	消防資器材等の整備	・ポンプ機能を有した車両等の整備について、車両更新計画に基づき計画的な整備を推進し、車両配備に伴う運用計画等の見直しを図ります。	・消防ポンプの機能を有した車両等について、消防車両更新基準に基づく適正な更新を行います。 ・現在運用中の車両の機能を維持します。 ・消防活動に必要な不可欠な警防資器材を計画的に更新します。	3	3	3	3	3	・車両更新計画に基づき、消防車両、特殊車両、消防団車両17台の車両を更新します。 ・消防車両、特殊車両、消防団車両等の法定及び保守点検を実施します。 ・高度救助資器材の保守点検を実施します。	・車両更新計画に基づき、消防車両、特殊車両及び消防団車両12台の更新を実施しました。一部車両については、シャシの調達が困難となったことから翌年度へ繰り越したものの、計画的に更新を進めました。 ・消防車両等については、法令に基づく点検及び保守点検を実施し、適切な管理を行いました。 ・高度救助資器材についても定期的に保守点検を実施し、災害時に確実に使用できるよう管理しました。	B	・車両更新計画に基づき、消防車両、特殊車両及び消防団車両46台を更新するとともに、消防車両、特殊車両、消防団車両等の法定・保守点検や高度救助資器材の保守点検を実施するなど、計画的に整備を推進した結果、事業の進捗が図られました。	消防車両等管理業務 警防資器材の管理業務	10104150 10104180	消防局

※各年度の評価区分 【1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 ほぼ目標どおり、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った】
※計画期間全体の評価区分 【A 順調に進捗した、B 一定の進捗があった、C 進捗が遅れた、D 進捗が大幅に遅れた】

かわさき強靱化計画の令和7年度評価結果及び令和3年度から令和7年度までの取組結果【重点事業】

No.	強靱化 事業 コード	事業名	事業内容等	計画期間の事業目標	各年度の取組結果					計画期間全体の取組結果		関連する 事務事業 コード	所管局			
					評価区分					令和7年度の計画内容	令和7年度の取組実績等			評価区分	取組結果	
					令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度							
18	1209	関係機関等と連携した訓練の実施	・総合防災訓練(九都県市合同防災訓練)等の実施・検証を通じて、地域防災体制を充実させ、自助、共助、公助それぞれの面で防災意識や災害時の対応力の向上を図ります。(危機管理本部) ・自主防災組織が実施する訓練・啓発活動への助成を行い、地域防災力の向上を図ります。 ・区本部設置訓練及び区本部運営訓練を実施し、災害時の対応力の向上を図ります。(各区役所)	・感染症対策等も踏まえつつ、継続した訓練実施を推進し、防災意識、災害時の対応力の向上を図ります。 ・市総合防災訓練も含めて、各区の実情に応じた訓練を複数回実施していきます。(危機管理本部) ・自主防災組織が実施する訓練・啓発活動への助言・助成により、地域防災力の向上を図ります。 ・区本部設置訓練等を毎年度実施し、災害時に必要とされるさまざまな活動のポイントや技術、日頃から準備すべき防災対策等の習得を図ります。(各区役所)	4	3	3	4	3	・市総合防災訓練(九都県市合同防災訓練)を実施します。 ・各区の実情に応じた総合防災訓練等を複数回実施します。(危機管理本部) ・自主防災組織が実施する訓練や啓発活動に対して助言・助成を行います。 ・区本部設置運営訓練等を実施し、災害時の対応力の向上を図ります。(各区役所) ・溝口駅及び駅周辺の帰宅困難者一時滞在施設と連携した訓練を実施します。(高津区役所)	・市総合防災訓練(九都県市合同防災訓練)を幸区で実施するとともに、各区の実情に応じた区総合防災訓練を計13回実施しました。(危機管理本部) ・自主防災組織が実施する訓練や啓発活動に対して助言・助成を行うとともに、区本部設置運営訓練等を実施しました。(各区役所) ・溝口駅及び駅周辺の帰宅困難者一時滞在施設と連携した訓練を実施しました。(高津区役所)	B	・市総合防災訓練については、台風のため中止となった令和6年度を除き毎年実施し、多くの市民や関係機関と連携した訓練・啓発を通じて、防災意識の醸成や災害時における対応力の向上が図られました。 ・区総合防災訓練については、各区で毎年2回程度実施し、各区の実情や地域特性に応じた訓練・啓発を通じて、自助・共助を含めた地域防災力の向上に取り組みしました。(危機管理本部) ・区総合防災訓練や区本部設置運営訓練等を継続的に実施するとともに、自主防災組織が実施する訓練・啓発活動への助言・助成を行いました。 ・訓練の検証結果を踏まえ、対応の見直しを行うとともに、関係機関との連携を通じ災害時に必要な知識・技術の習得を進め、地域防災力の向上を図りました。(各区役所)	地域防災推進事業 地域課題対応事業(高津区)	10101020	危機管理本部 川崎区役所 幸区役所 中原区役所 宮前区役所 多摩区役所 麻生区役所
19	1301	海岸保全施設の改良	・津波・高潮発生時の内陸部への浸水対策及び陸間の操作員の安全確保のため、施設の計画的な維持管理と陸間の改良(引戸式等)を実施します。	・市内内陸部への津波高潮からの浸水を防護すること及び操作員の安全を確保するため、迅速に防潮堤を閉鎖ができるよう、海岸保全施設(陸間)の改良を39箇所行います。	3	3	4	3	3	・市内内陸部への津波高潮からの浸水を防護すること及び操作員の安全を確保するため、防潮堤や陸間の改良に向けた設計を実施します。 ・2箇所の樋門改良に向けた詳細設計を実施するとともに、1箇所の陸間及び防潮堤の改良に向けた調査設計を実施しました。	・市内内陸部への津波高潮からの浸水を防護するとともに、操作員の安全を確保するため、迅速に防潮堤を閉鎖できるよう海岸保全施設(陸間)の改良を推進し、目標の39基に対し、整備数は38基となりましたが、概ね事業目標を達成し、事業の推進が図られました。	B	・市内内陸部への津波高潮からの浸水を防護するとともに、操作員の安全を確保するため、迅速に防潮堤を閉鎖できるよう海岸保全施設(陸間)の改良を推進し、目標の39基に対し、整備数は38基となりましたが、概ね事業目標を達成し、事業の推進が図られました。	海岸保全施設維持整備事業	10101120	港湾局
20	1307	災害時要援護者支援制度などを活用した共助の取組	・市民による共助の推進や、支援制度の周知、災害時要援護者の適切な避難行動の推進に向けて、啓発冊子の配布や講座・イベントの開催等を行います。(危機管理本部) ・災害時要援護者避難支援制度については、災害時要援護者に事前登録をしてもらい、地域の支援組織に名簿を提供し、地域において共助による避難支援体制作りを行います。 ・個別避難計画については、地域の福祉事業者等の協力を得て、災害時要援護者が避難行動や避難先を、事前に個別の計画として作成する支援を行います。(健康福祉局) ・様々な機会を通じて制度の広報・周知を図り、必要な人への登録動員を推進します。また、町内会、自治会及び自主防災組織等(以下、「支援組織」と言います。)への名簿等の情報提供を行うことにより、支援組織による効果的な避難体制づくりを支援します。 ・初回訪問後のアンケート調査を実施し、課題の抽出や解決に向けた方策を検討します。 ・災害対策協議会要援護者支援部会において、効果的な要援護者の支援のあり方について、課題の整理等を実施します。(各区役所)	・啓発冊子の配布、ほうさい出前講座などにより、市民の共助の重要性や支援制度の内容、マイタイムラインの周知を進めます。(危機管理本部) ・災害時要援護者避難支援制度は、令和元年東日本台風の影響を踏まえ、個別避難計画との整合を図りつつ、実行可能性の高い制度について検討を進めます。 ・個別避難計画については、内閣府が定めた「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(令和3年5月改定)」に基づき、優先度の高い対象者から検討し策定を進めます。(健康福祉局) ・毎年度、登録者名簿の情報を更新し、支援組織への情報提供を行い、平常時から情報共有を図り、支援団体による効果的な共助の取組を推進します。 ・様々な機会を通じて制度の広報・周知を図り、必要な人への登録動員を推進します。 ・初回訪問後の要援護者・個別状況一覧表の内容を確認し、課題の抽出や解決に向けた方策を検討します。(各区役所)	3	3	3	3	3	・デジタルコンテンツの作成、啓発冊子の配布、ほうさい出前講座などにより、市民の共助の重要性や支援制度の内容、マイタイムラインの周知を行います。(危機管理本部) ・災害時要援護者避難支援制度と個別避難計画との整合を図ることについて、検討を進めます。 ・障害者個別避難計画については、引き続き、会計年度任用職員及び計画相談支援事業所による作成支援を行うとともに、委託による作成支援を行います。また事業所への支援として、伴走支援や事業所向け研修会を行い、計画作成に係るノウハウの提供に努めます。 ・高齢者個別避難計画については、対象者に対して周知広報を行うとともに、居宅介護支援事業所等に対して、アンケート調査を行うとともに、一部の事業所に対して伴走支援を行います。 ・個別避難計画の作成支援を行う事業所の後方支援として、委託による電話相談窓口を設置します。(健康福祉局) ・登録者名簿の更新を実施し、町内会、自治会及び自主防災組織へ最新の登録者名簿を提供します。 ・様々な機会を通じて制度の広報・周知を図り、必要な人への登録動員を推進します。 ・初回訪問後の要援護者・個別状況一覧表の内容を確認し、課題の抽出や解決に向けた方策を検討しました。(各区役所)	・啓発冊子の配布、ほうさい出前講座などにより、市民の共助の重要性や支援制度の内容、マイタイムラインの周知等を進めました。(危機管理本部) ・災害時要援護者避難支援制度について、関係部局と検討・調整を行い、個別避難計画との整合を図りつつ、実行可能性の高い制度となるよう、一元化に向けた方向性を確認しました。 ・障害者個別避難計画については、引き続き、会計年度任用職員による作成支援及び伴走支援を行うとともに、計画相談支援事業所及び委託による作成支援を行いました。 ・高齢者個別避難計画については、居宅介護支援事業所等に対して、アンケート調査を行うとともに、一部の事業所に対して伴走支援を行いました。 ・個別避難計画の作成支援を行う事業所の後方支援として、委託による電話相談窓口を設置し、事業所向けに研修を行いました。(健康福祉局) ・登録者名簿の更新を実施し、町内会、自治会及び自主防災組織へ最新の登録者名簿を提供しました。 ・様々な機会を通じて制度の広報・周知を図り、必要な人への登録動員を推進しました。 ・初回訪問後の要援護者・個別状況一覧表の内容を確認し、課題の抽出や解決に向けた方策を検討しました。(各区役所)	B	・地域防災力の向上を目指し、啓発冊子の配布やほうさい出前講座等のほか、YouTubeの「川崎市ほうさいチャンネル」での動画配信などを通じて、市民に対する共助の重要性や支援制度の内容、マイタイムラインの周知を継続的に実施しました。(危機管理本部) ・災害時要援護者避難支援制度について、関係部局と検討・調整を行い、個別避難計画との整合を図りつつ、制度の充実に向けた取組を推進しました。 ・障害者個別避難計画については、計画期間を通して、会計年度任用職員による作成支援及び伴走支援を行うとともに、計画相談支援事業所及び委託による作成支援を行いました。 ・高齢者個別避難計画については、居宅介護支援事業所等に対するアンケート調査を実施するとともに、一部の事業所への伴走支援を行いました。 ・作成支援を行う事業所の後方支援として、委託による電話相談窓口の設置や事業所向け研修を実施しました。 ・これらの取組により、障害者及び高齢者の個別避難計画について、令和7年度末までの優先作成期間における作成支援を推進しました。(健康福祉局) ・毎年度、登録者名簿の更新及び支援組織への情報提供を行うとともに、ほうさい出前講座や各種会議等の機会を通じた制度の周知・登録動員を実施しました。(各区役所)	地域防災推進事業 災害救助その他援護事業	10101020	危機管理本部 健康福祉局 川崎区役所 幸区役所 中原区役所 高津区役所 宮前区役所 多摩区役所 麻生区役所

※各年度の評価区分【1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 ほぼ目標どおり、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った】
※計画期間全体の評価区分【A 順調に進捗した、B 一定の進捗があった、C 進捗が遅れた、D 進捗が大幅に遅れた】

かわさき強靱化計画の令和7年度評価結果及び令和3年度から令和7年度までの取組結果【重点事業】

No.	強靱化 事業 コード	事業名	事業内容等	計画期間の事業目標	各年度を取組結果					計画期間全体の取組結果		関連する 事務事業 コード	関連する 事務事業 コード	所管局		
					評価区分					令和7年度の計画内容	令和7年度の取組実績等				評価区分	取組結果
					令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度							
21	1401	河川施設の整備・機能向上等	・一級河川である五反田川を中心に河川施設の整備・機能向上を推進します。	・一級河川である五反田川を中心に河川施設の整備・機能向上を推進し、治水安全度の向上を図ります。 ・河川整備率(時間雨量50mm対応):81%(R2)⇒90%(R7)	3	3	3	3	3	・五反田川放水路整備事業については、橋梁架設工事や上流部の護岸復旧工事を実施し、令和7年度の工事完成を目指します。 ・平瀬川支川について、右岸約40mの護岸改修工事を完成させ、継続して右岸約80m、左岸約40mの護岸改修工事を実施します。	・五反田川放水路整備事業については、橋梁架設工事を完成させ、残工事である上流部の護岸復旧工事に着手しました。 ・平瀬川支川については、右岸約40mの護岸改修工事を完成させ、右岸約60m、左岸約40mの護岸改修工事に着手しました。	B	・平瀬川支川については、治水安全度の向上のため、河川改修工事を着実に推進しました。今後も引き続き、国及び県と調整を図りつつ財源を確保するとともに、用地取得等が滞りなく進むよう関係者と連携し、事業を推進していきます。 ・五反田放水路事業については、令和6年3月31日から五反田川放水路の運用を開始し、治水安全度の向上を図りました。令和7年度は、橋梁架設工事を完成させるとともに、引き続き残工事である上流部の護岸復旧工事を進め、早期完成を目指します。 ・これらの取組により、河川整備率(時間雨量50mm対応)は89%となり、目標である90%に向けて着実に進捗する中、河川施設の整備及び機能向上が図られ、事業が進捗しました。	河川改修事業 五反田川放水路整備事業	10105030 10105020	建設緑政局
22	1402	適切な維持管理や雨水流出抑制施設の設置指導	・事業区域面積が1,000㎡以上の開発行為及び建築行為において、雨水流出抑制施設の設置指導を行います。	・雨水流出抑制施設の設置指導を継続的に進めるとともに、市管理施設の維持管理を適切に行います。	3	3	3	3	3	・事業区域面積が1,000㎡以上の開発行為及び建築行為における雨水流出抑制施設の設置指導及び完了検査を実施します。 (参考:令和6年度指導実績 66件) ・特定都市河川浸水被害対策法に基づく許可及び完了検査を実施します。 (参考:令和6年度指導実績 17件)	・事業区域面積が1,000㎡以上の開発行為及び建築行為における雨水流出抑制施設の設置指導を72件実施し、完了検査を63件実施しました。 ・特定都市河川浸水被害対策法に基づく許可を26件実施し、完了検査を9件実施しました。	B	・事業区域面積1,000㎡以上の開発行為及び建築行為に対し、雨水流出抑制施設の設置を指導するとともに、特定都市河川浸水被害対策法に基づく許可及び完了検査を実施することにより、開発行為等に伴い低下する保水機能等の確保が図られました。	雨水流出抑制施設指導業務 河川・水路維持補修事業	10105050 10204030	建設緑政局
23	1403	浸水被害軽減対策の推進	・浸水リスクの高い重点化地区において、既存施設の更なる活用等の浸水対策を推進するほか、令和元年東日本台風による浸水被害を踏まえた対策などを推進します。	・重点化地区(三沢川地区、土橋地区、京町・渡田地区、川崎駅東口周辺地区、大島地区、観音川地区)における雨水管きよなどの整備を推進します。(浸水対策実施率 40.8%) ・排水樋管周辺地域等における浸水対策を推進します。(排水樋管周辺地域の浸水対策累計実施数:7対策)	4	3	3	3	3	・三沢川地区、土橋地区において雨水管きよの整備などを推進します。(浸水対策実施率(重点地区:三沢川、土橋、京町・渡田、川崎駅東口周辺、大島、観音川地区):40.8%) ・排水樋管周辺地域におけるポンプゲート設備による対策を進めます。	・三沢川地区、土橋地区において雨水管きよの整備などを推進しました。(浸水対策実施率(重点地区:三沢川、土橋、京町・渡田、川崎駅東口周辺、大島、観音川地区):41.0%) ・排水樋管周辺地域におけるポンプゲート設備による対策を進めました。	B	重点化地区における浸水対策については、雨水管きよの整備などを推進し、目標である浸水対策実施率40.8%を上回る41.0%を達成しました。 ・排水樋管周辺地域において、ポンプゲート設備の整備をはじめとした浸水被害軽減対策を累計7対策実施した結果、浸水被害の軽減及び排水機能の強化につながり、事業の推進が図られました。	浸水対策事業	10302020	上下水道局
24	1404	適切な避難行動の周知(マイタイムライン等の活用)	・市民一人ひとりが、自らの災害リスクを把握し適切な避難行動を取れるよう、啓発冊子の配布や講座・イベントの開催等による啓発を行います。(危機管理本部) ・令和元年東日本台風により河川に関する浸水被害があった3地域に対し、自主防災組織等を対象としたマイタイムラインの作成支援を実施します。(令和3、4年度)(建設緑政局) ・出前講座等の機会を捉え、洪水ハザードマップ等を活用した防災意識の普及啓発を行います。(令和5年度以降)(建設緑政局) ・個人の避難行動を時系列で整理したマイタイムラインの作成を推奨する啓発に取り組むことで、適切な避難行動を促進します。(各区役所)	・啓発冊子や各種ハザードマップの配布、ぼうさい出前講座などの機会を通じ、マイタイムラインの周知等を進めます。(危機管理本部) ・令和元年東日本台風により河川に関する浸水被害があった3地域に対し、令和3年度に自主防災組織を対象としたワークショップを開催し、マイタイムラインの作成支援を実施し、3地域に対し継続的な支援を実施します(令和3、4年度)。 ・危機管理部局と連携した取組を推進し、出前講座や区の防災フェア等の機会を捉え、洪水ハザードマップ等を活用した防災意識の普及啓発を行います。(令和5年度以降)(建設緑政局) ・区総合防災訓練、避難所運営会議、防災講座等、様々な機会を通じ、マイタイムラインの活用について、周知を実施します。(各区役所)	3	3	3	3	3	・デジタルコンテンツの作成、啓発冊子や各種ハザードマップの配布、ぼうさい出前講座などの機会を通じ、マイタイムラインの周知等を進めます。(危機管理本部) ・防災フェア等で、洪水ハザードマップの普及・啓発を行います。(建設緑政局) ・区総合防災訓練、避難所運営会議、ぼうさい出前講座等の様々な機会を通して、マイタイムラインの活用について周知・啓発を実施します。(各区役所)	・啓発冊子や各種ハザードマップの配布、ぼうさい出前講座などの機会を通じ、マイタイムラインの周知を図りました。(危機管理本部) ・多摩区防災フェアや備えるフェスタ等において、洪水ハザードマップの普及・啓発を実施しました。(建設緑政局) ・区総合防災訓練、避難所運営会議、ぼうさい出前講座等の様々な機会を通して、マイタイムラインの活用について周知・啓発を実施するとともに、動画や広報紙を活用した周知にも取り組みました。(各区役所)	B	・啓発冊子や各種ハザードマップの配布、ぼうさい出前講座、市ホームページでの紹介のほか、YouTubeの「川崎市ぼうさいチャンネル」での動画配信などの様々な手法を活用し継続的にマイタイムラインの周知を図りました。(危機管理本部) ・令和元年東日本台風により河川に関する浸水があった3地域の住民を対象とした防災ワークショップを開催し、マイタイムラインの作成支援を実施しました。 ・防災フェア等の機会を捉え、洪水ハザードマップ等を活用した防災意識の普及啓発を行い、適切な避難行動の周知を実施しました。(建設緑政局) ・区総合防災訓練、避難所運営会議、防災講座、ぼうさい出前講座等の様々な機会を通して、マイタイムラインの活用について周知・啓発を実施しました。(各区役所) ・これらの取組を推進した結果、市民の防災意識の向上や適切な避難行動に関する理解の促進が図られ、事業の進捗が図られました。	地域防災推進事業 水防業務	10101020 10101130	危機管理本部 建設緑政局 川崎区役所 幸区役所 中原区役所 高津区役所 宮前区役所 多摩区役所 麻生区役所

※各年度の評価区分【1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 ほぼ目標どおり、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った】
※計画期間全体の評価区分【A 順調に進捗した、B 一定の進捗があった、C 進捗が遅れた、D 進捗が大幅に遅れた】

かわさき強靱化計画の令和7年度評価結果及び令和3年度から令和7年度までの取組結果【重点事業】

No.	強靱化 事業 コード	事業名	事業内容等	計画期間の事業目標	各年度の取組結果					計画期間全体の取組結果		関連する 事務事業 コード	所管局		
					評価区分					令和7年度の計画内容	令和7年度の取組実績等			評価区分	取組結果
					令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度						
25	1405	要配慮者施設等の 防災力向上	・浸水被害や土砂災害の危険区域内にある要配慮者施設等の災害対応力の向上を図るため、関係局区と連携し避難確保計画の策定や訓練の実施を促進します。(危機管理本部)	・避難確保計画が未策定の施設への案内や、策定時の内容や訓練の実施に対する助言を行い、市内要配慮施設等の策定数向上を図ります。(危機管理本部)	3	3	3	3	3	B	・浸水被害や土砂災害の危険区域内にある要配慮者施設等の災害対応力の向上を図るため、関係局区と連携し、避難確保計画の策定や訓練の実施を促進したことにより、概ね計画に基づき適切に実施しました。(危機管理本部)	危機管理対策事業	10101080	危機管理本部 健康福祉局 こども未来局 教育委員会 建設緑政局	
			・社会福祉施設における防災・減災対策を推進する施設及び設備等を整備し、防災体制を強化します。 ・介護サービス事業所、障害サービス事業所等に義務づけられた(令和5年度末までは努力義務)業務継続計画の策定や訓練の実施等を促進し、防災体制を強化します。(健康福祉局)	・社会福祉施設における防災・減災対策を推進する施設及び設備等の整備に対する費用について補助金を交付します。 ・業務継続計画の策定等について、経過措置中に適宜、状況把握等を行うことにより、必要な体制整備が図られるようになります。 ・毎年度、対象施設に対して、避難確保計画の作成及び計画に基づく訓練の実施について、周知を行います。(健康福祉局)											
26	1409	立地適正化計画 策定事業	・中長期的なまちづくりや都市計画の視点も併せた総合的な対策により、将来に向けて都市の防災性向上を一層推進するため、立地適正化計画を策定し、コンパクトで安全なまちづくりを進めます。	・令和6年度内の立地適正化計画策定に向けて検討を進めます。 ・令和7年度から立地適正化計画に基づく制度運用を実施します。	3	3	3	3	3	B	・自然災害の激甚化・頻発化や少子高齢化の進展を踏まえた居住と都市機能の立地適正化に向けた調査・検討を行い「川崎市立地適正化計画」を令和7年3月に策定し、本計画に基づく居住等の誘導及び届出制度の運用によりコンパクトで安全なまちづくりに向けた取組を進めました。	都市計画マスタープラン等策定・推進事業	40601010	まちづくり局	
			・大地震発生時の大規模盛土造成地における滑動崩落による被害を軽減させるため、調査及び必要に応じた事前対策を実施します。	・大規模盛土造成地の予防対策を推進するために、経過観察を進めます。											
27	1501	宅地耐震化推進 事業の推進(大規模盛土造成地の調査等)	・大地震発生時の大規模盛土造成地における滑動崩落による被害を軽減させるため、調査及び必要に応じた事前対策を実施します。	・大規模盛土造成地の予防対策を推進するために、経過観察を進めます。	3	3	3	3	3	B	・「川崎市大規模盛土造成地の経過観察マニュアル」に基づき、大規模盛土造成地において盛土や擁壁等の形状・変状の有無の確認など、目視による経過観察を実施しました。	川崎市大規模盛土造成地の経過観察マニュアルに基づき、大規模盛土造成地の盛土や擁壁等の形状・変状の有無の確認など、目視による経過観察を継続的に実施した結果、滑動崩落を示唆する変状は見られず、大規模盛土造成地が現時点では安定していることを確認できました。大規模盛土造成地の経年劣化を考慮し、引き続き、経過観察を実施します。	宅地防災対策事業	10103050	まちづくり局
			・各区自主防災組織連絡協議会へ地域防災活動を促進し、自主防災組織及び避難所運営会議等の連携・強化を図ります。 ・自主防災組織が行う防災訓練、啓発活動に係る経費及び防災資器材の購入に係る費用の一部を補助、助成し、地域の防災体制の拡充を図ります。(危機管理本部)	・全国的に頻発する自然災害に対応するため、自主防災組織への経費・費用を助成し、多様な地域主体に向けた自助の備えと適切な避難行動の啓発など、地域防災力の向上を図ります。(危機管理本部)											
28	1503	自主防災組織や 避難所運営会議 の活動支援	・各区自主防災組織連絡協議会へ地域防災活動を促進し、自主防災組織及び避難所運営会議等の連携・強化を図ります。 ・自主防災組織が行う防災訓練、啓発活動に係る経費及び防災資器材の購入に係る費用の一部を補助、助成し、地域の防災体制の拡充を図ります。(危機管理本部)	・全国的に頻発する自然災害に対応するため、自主防災組織への経費・費用を助成し、多様な地域主体に向けた自助の備えと適切な避難行動の啓発など、地域防災力の向上を図ります。(危機管理本部)	4	3	3	3	3	B	・各区自主防災組織連絡協議会を通じて地域防災活動を促進し、自主防災組織及び避難所運営会議等の連携・強化を図ります。 ・自主防災組織が行う防災訓練、啓発活動に係る経費及び防災資器材の購入に係る費用の一部を補助し、地域の防災体制の拡充に取り組みました。(危機管理本部)	地域防災推進事業 地域課題対応事業 自主防災組織事業及び地域の危機管理対策	10101020 50103040-3100 96100080-97300080	危機管理本部 川崎区役所 幸区役所 中原区役所 高津区役所 宮前区役所 麻生区役所	
			・ぼうさい出前講座などの機会を通じた防災啓発の実施や、自主防災組織への各種助成、避難所運営会議や自主防災訓練の開催支援を行い、地域住民が自主的に連携して防災活動を行えるよう支援します。(各区役所)	・毎年度、ぼうさい出前講座などの機会を通じた防災啓発の実施や、自主防災組織への各種助成、避難所運営会議や自主防災訓練の開催支援を行い、地域住民が自主的に連携して防災活動を行えるよう支援します。(各区役所)											

※各年度の評価区分【1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 ほぼ目標どおり、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った】
※計画期間全体の評価区分【A 順調に進捗した、B 一定の進捗があった、C 進捗が遅れた、D 進捗が大幅に遅れた】

かわさき強靱化計画の令和7年度評価結果及び令和3年度から令和7年度までの取組結果【重点事業】

No.	強靱化 事業 コード	事業名	事業内容等	計画期間の事業目標	各年度の取組結果						計画期間全体の取組結果		関連する 事務事業 コード	関連する 事務事業 コード	所管局	
					評価区分					令和7年度の計画内容	令和7年度の取組実績等	評価区分				取組結果
					令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度							
29	1505	崖・擁壁の相談対策事業	地盤の専門家による「崖・擁壁の相談支援」及び「専門家の派遣による現地調査」を実施することで、土地所有者による適切な対策の実施につなげます。	令和5年度までに事業の試行実施及び検証を行い、令和6年度から検証結果を踏まえて取組を実施します。	3	3	3	3	3	・土地所有者による適切な対策の実施のため、「がけ・擁壁の無料相談会」を4回実施します。	・区役所において、専門家団体と連携した「がけ・擁壁の相談会」を4回開催しました。	B	・崖や擁壁の倒塌による人的・家屋被害の軽減に向けて、令和5年度までの試行実施の結果を踏まえ、令和6年度から地盤の専門家による相談支援や現地調査を本格実施し、土地所有者に対する支援体制の充実を図りました。	宅地防災対策事業	10103050	まちづくり局
30	1506	崖の変動観測事業	「衛星SARIによる崖の変動観測」を実施し、観測結果を使用することで、崖に対する市民の意識啓発を図るとともに、土地所有者の防災意識を高め、土地所有者による適切な対策の実施につなげます。	令和6年度までに事業の試行実施及び検証を行い、令和7年度から検証結果を踏まえて取組を実施します。	3	3	3	3	3	・衛星SARの観測データを活用した崖の点検を実施します。	・衛星SARの観測データを活用した崖の変動観測を実施しました。	B	・これまで職員が目視点検により実施していた土砂災害警戒区域における崖の点検について、衛星SARの観測データを活用した崖の変動観測を令和4年度から令和6年度まで試行的に実施し、令和7年度から本格実施に移行しました。地盤等の経年変位の解析結果を基に職員による現地調査箇所の抽出を行い、現地調査の結果を踏まえ、必要に応じて土地所有者へ啓発等を行うことで、崖に対する市民の意識啓発や土地所有者による適切な土地管理につなげるなど、取組を推進しました。	宅地防災対策事業	10103050	まちづくり局
31	2101	避難施設としての学校施設の機能強化	・災害時の避難施設である学校施設について、エレベーター等の設置や、空調設備の更新、非構造部材の耐震対策など、機能強化を推進します。また、平成26年3月に策定した「学校施設長期保全計画」に基づく老朽化対策等の実施により、学校施設の長寿命化を図ります。	・平成26年3月に策定した「学校施設長期保全計画」に基づく老朽化対策等の実施により、学校施設の長寿命化を図ります。(老朽化対策・質的改善が図られた学校施設の割合：80.0%) ・窓ガラス等、非構造部材の耐震対策を進めるほか、災害時の電力確保に資する設備(蓄電池等)の適切な維持管理を行います。 ・老朽化の進む普通教室の空調について改修を実施するほか、学校施設長期保全計画に基づく改修に併せ、特別教室への空調設置を順次進めます。 ・障害者、高齢者等の円滑な移動のため、エレベーター等の設置を進めます。(令和9年度100%)	3	3	3	3	3	・再生整備工事(校舎:30校、体育館:16校)を実施します。 ・非構造部材の耐震化の推進、蓄電池等の適切な維持管理を行います。 ・川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業対象校については、計画的に設計工事業務及び維持管理業務を実施します。 ・体育館等への早期の空調設備の設置に向けた取組を進めます(整備方針の策定、整備着手15棟)。	・学校施設の長寿命化・再生整備については、校舎30校、体育館16校で工事を実施しました。 ・非構造部材の耐震化の推進、蓄電池等の適切な維持管理を行いました。 ・小中学校空調設備更新整備等事業について、設計工事業務及び維持管理業務を行いました。(設計29校、工事27校完了) ・川崎市立学校体育館等空調設備整備方針を策定しました。また、早期着手15棟について、設計に着手しました(うち5棟工事着手)。	B	・学校施設長期保全計画に基づく老朽化対策及び質的改善が図られた学校施設の割合は、目標の80%に對し、64.9%にとどまりましたが、窓ガラス等の非構造部材の耐震対策の推進や、蓄電池等の適切な維持管理を実施しました。 ・普通教室の空調改修や特別教室への空調設置、エレベーター等の整備の推進に加え、川崎市立学校体育館等空調設備整備方針を策定し、体育館等への空調設備の整備を推進しました。 ・これらの取組により、避難施設としての学校施設の機能強化を図りました。	学校施設長期保全計画推進事業 学校施設環境改善事業	20203020 20203030	教育委員会
32	2102	エレベーター等の安全対策(市保有施設)	・平成21年9月及び平成26年4月に改正建築基準法施行令が施行され、「戸開走行保護装置」等の設置が法制化されたことにより、既存不適格となった本市公共施設のエレベーターを改修し、安全性の向上を図ります。	・R2年度に調査を行い、戸開走行保護装置の設置率が51%であったため、調査結果を踏まえ、本市公共施設のエレベーターを改修し、安全性の向上を図ります。	3	3	3	3	3	かわさき強靱化計画に基づくエレベーター等の安全対策に向けて、令和6年度までの改善状況を確認するとともに、未整備の施設について今後の整備時期等の進捗確認を行います。	・市公共施設のエレベーター等の安全対策に向けて、令和6年度までの改善状況を確認するとともに、未整備の施設について、令和7年度においては、設計委託1件及び整備委託1件を完了しました。あわせて改修工事1件、整備委託1件に着手しました。(総務企画局)	B	・令和7年度に実施した調査の結果、戸開走行保護装置の設置率は約63%となり、安全性の向上に向けた取組が着実に進展し、事業の推進が図られました。	—	—	総務企画局 関係局
33	2106	配水池・配水塔の整備	・大規模地震発生時にも、市民生活への影響を最小限に抑えるため、配水池・配水塔の機能確保に向けた更新・耐震化を推進します。	・令和4年度末令和6年度末までに配水池・配水塔の耐震化率を100%にします。(令和5年度変更)	3	3	4	3	4	・千代ヶ丘配水塔1号塔及び緊急遮断弁の整備を推進します。	・千代ヶ丘配水塔における1号塔及び緊急遮断弁の整備を推進しました。 【評価理由】 千代ヶ丘配水塔1号塔撤去時に、工法変更の施工が必要となり、工事を完了することができなかったため。 【目標達成への取組】 工法変更が必要となった1号塔の撤去工事について、工法の見直しを行いながら事業を推進し、工事完了に向けた取組を進めました。	B	・配水池・配水塔の機能確保に向けた更新・耐震化を推進し、千代ヶ丘配水塔(2号塔・1号塔)の工事を進めるなど、耐震化率の向上に取り組みました。計画期間中、一部年度において事業の進捗状況に変動はあったものの、計画期間の目標である配水池・配水塔の耐震化率100%を達成し、施設の耐震化を着実に推進した結果、事業の進捗が図られました。	主要施設の更新・耐震化事業	10301010	上下水道局

※各年度の評価区分 【1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 ほぼ目標どおり、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った】
※計画期間全体の評価区分 【A 順調に進捗した、B 一定の進捗があった、C 進捗が遅れた、D 進捗が大幅に遅れた】

かわさき強靱化計画の令和7年度評価結果及び令和3年度から令和7年度までの取組結果【重点事業】

No.	強靱化 事業 コード	事業名	事業内容等	計画期間の事業目標	各年度の取組結果					令和7年度の計画内容	令和7年度の取組実績等	計画期間全体の取組結果		関連する事務事業名	関連する 事務事業 コード	所管局
					評価区分							評価区分	取組結果			
					令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度							
34	2107	水道管路の耐震化	・管路更新に合わせた耐震化を進めるとともに、重要施設(市立小・中高等学校等の避難所及び重要な医療機関)への供給ルートや震災時の被害が懸念される老朽配水管など重要な管路の耐震化を推進します。	・令和7年度末までに水道管路の耐震化率を44.9%、うち、重要な管路の耐震化率を令和4年度末までに100%とします。	3	3	3	3	3	・震災時に被害が懸念される老朽配水管については、周辺管路の老朽度等を考慮しながら効率的に耐震化を推進するため、更新時期を迎えた配水管の計画的な更新・耐震化と合わせて推進します。(目標:管路の耐震化率44.9%)	・全ての重要施設への供給ルートの耐震化が完了しています(令和5年度)。 ・老朽配水管については、周辺管路の老朽度等を考慮しながら効率的に耐震化に向けた調整を進めました。 ・更新時期を迎えた配水管の計画的な更新・耐震化及び老朽配水管の耐震化については、管路の老朽度・継手構造・今後の工事量の平準化等を考慮して策定した更新計画に基づき、工事を発注し取組を推進しました。(令和7年度末実績値:管路の耐震化率45.7%)	B	・全ての重要施設への供給ルートの耐震化を令和5年度に完了しており、令和7年度末時点において、重要な管路の耐震化率は98.5%と目標である100%に近い高い水準まで進展するとともに、水道管路の耐震化率は45.7%となり、目標値である44.9%を上回り、事業の進捗が図られました。	送・配水管の更新・耐震化事業	10301020	上下水道局
35	2201	消防団の救助・救急活動に必要な資機材の配備と維持管理	・地域防災力の向上を図り、火災・風水害等から市民の生命・身体・財産を守るため、消防団資機材の配備と維持管理を推進します。	・消防団装備の充実強化を図るため、MCA無線機を令和3年度から3年計画で更新する予定です。 ・過去に配備完了した資器材については、引き続き消防団で適正に維持管理するとともに、取扱について指導を行っていきます。	3	3	3	3	3	・消防団員の役割の多様化に応じた災害対応時の安全確保のため、上下式防火衣95着を配備します。	・消防団員の役割の多様化に応じた災害対応時の安全確保のため、上下式防火衣95着を配備しました。	B	・消防団装備の充実強化を図るため、MCA無線機を令和3年度から令和5年度の3か年計画で更新しました。 ・消防団員の役割の多様化に応じた災害対応時の安全確保のため、上下式防火衣について、令和4年度は13着、令和5年度は38着、令和6年度は80着、令和7年度は95着の合計226着を更新しました。 ・消防団に配備している資器材については、引き続き、適正に維持管理し、取扱については研修や訓練等の機会を捉え、指導を行いました。 ・これらの取組を推進した結果、消防団の救助・救急活動に必要な資機材の配備及び適切な維持管理が進み、事業の推進が図られました。	消防団関係事業	10104060	消防局
36	2402	市重要施設の電力・燃料対策の推進	・神奈川県石油業協同組合川崎支部との協定に基づく連絡会を開催や各種協定に基づく意見交換や情報共有を行うとともに、市内関係部署と連携し、災害時の燃料対策を検討・促進します。 ・資源エネルギー庁等が開催する連絡会議に出席し、関係団体等との情報共有を行います。	・神奈川県石油業協同組合川崎支部との協定に基づく連絡会を開催や各種協定に基づく意見交換や情報共有を行うとともに、市内関係部署と連携し、災害時の燃料対策を検討・促進します。 ・資源エネルギー庁や石油連盟等が開催する連絡会議に出席し関係団体等との情報共有を行います。	3	3	3	3	3	・神奈川県石油業協同組合川崎支部との協定に基づく連絡会を開催や各種協定に基づく訓練等を行うとともに、市内関係部署と連携し、災害時の燃料対策を検討・促進します。 ・石油連盟等に本市の重要施設の設備情報を定期的に提供するなど、関係団体との情報共有を行います。	・神奈川県石油業協同組合川崎支部との協定に基づく連絡会の開催のほか、市内各施設の非常用発電機の燃料の調達手法を検討するなど、災害時の燃料対策の促進を図りました。 ・石油連盟等に本市の重要施設の油種やタンク容量等の最新の設備情報を提供するなど、関係団体との情報共有を行います。	B	・神奈川県石油業協同組合川崎支部との協定に基づく連絡会を開催し、災害時の応援要請の手順や支援の範囲を確認するとともに、同組合やLPGガス協会等と連携し、避難所における燃料供給訓練を実施しました。 併せて、石油連盟等に本市の重要施設の油種やタンク容量等の最新の設備情報を提供し、市内団体の対応が難しい場合の燃料供給体制の確保を図るなど、燃料確保対策に取り組み、事業の推進が図られました。	防災対策管理運営事業	10101010	危機管理本部 関係局
37	2403	下水道の管きょ・施設の耐震化	・避難所や重要な医療機関等と水処理センターとを結ぶ下水道管きょなどの重要な下水道管きょや水処理センター・ポンプ場の耐震化などを推進します。	・重要な管きょの耐震化を推進します。(避難所や重要な医療機関と水処理センターを結ぶ重要な管きょの耐震化率:89.0%) ・水処理センター、ポンプ場の耐震化を推進します。 ・汚泥圧送管の地震対策を推進します。	3	3	3	3	3	・重要な管きょの耐震化を推進します。(避難所や重要な医療機関と水処理センターを結ぶ重要な管きょの耐震化率:89.0%) ・小向ポンプ場などにおいて耐震化を推進します。 ・汚泥圧送管の地震対策を推進します。	・重要な管きょの耐震化を推進しました。(避難所や重要な医療機関と水処理センターを結ぶ重要な管きょの耐震化率:89.0%) ・小向ポンプ場などの耐震化や汚泥圧送管の地震対策を推進しました。	B	・重要な管きょの耐震化を推進した結果、成果指標である「避難所や重要な医療機関と水処理センターを結ぶ重要な管きょの耐震化率」は89.7%となり、計画目標を達成しました。 ・汚泥圧送管の地震対策については、約1.7kmの整備工事を実施し、これまでに約19.9kmの耐震化を完了したことにより、事業の推進が図られました。	下水道管きょ・施設の地震対策事業	10302010	上下水道局
38	2404	災害時における医療救護体制の整備の推進	・災害医療コーディネーター会議を開催し、災害医療コーディネーターや関係団体と議論・検討しながら、医療救護体制の充実・強化を図ります。 ・医療救護所については、市地域防災計画に沿って、適時・適切な場所に設置できるよう、各区の訓練や研修等で連携・協議を進めます。	・災害医療コーディネーター会議を開催し、災害医療コーディネーターや関係団体と議論・検討しながら、医療救護体制の充実・強化を図ります。 ・医療救護所については、市地域防災計画に沿って、適時・適切な場所に設置できるよう、各区の訓練や研修等で連携・協議を進めます。	3	3	3	3	3	・災害医療コーディネーター会議を開催し、災害医療コーディネーターや関係団体と議論・検討しながら、医療救護体制の充実・強化を図ります。 ・医療救護所については、市地域防災計画に沿って、適時・適切な場所に設置できるよう、各区の訓練や研修等で連携・協議を進めます。	・災害医療コーディネーター会議を定期的に開催し、災害医療コーディネーターや関係団体と議論・検討することにより、災害時の医療救護体制の充実・強化を図りました。 ・医療救護所については、適時・適切な場所に設置できるよう関係団体と連携し、各区で訓練を実施するなど、実効性の確保を図りました。	B	・災害医療コーディネーター会議を定期的に開催し、災害医療コーディネーターや関係団体と議論・検討することにより、災害時における医療救護体制の充実・強化が図られ、平時からの関係機関との連携強化と災害対応力の向上に寄与しました。 ・医療救護所については、本市の地域防災計画に沿って、適時・適切な場所への設置が可能となるよう、情報共有会議や災害時保健医療活動訓練等を実施し、医療救護体制の整備を推進しました。 ・今後も継続的な訓練や検証を重ね、災害時における医療救護体制のさらなる充実・強化を推進していきます。	災害時医療救護対策事業	10601020	健康福祉局

※各年度の評価区分【1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 ほぼ目標どおり、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った】
※計画期間全体の評価区分【A 順調に進捗した、B 一定の進捗があった、C 進捗が遅れた、D 進捗が大幅に遅れた】

かわさき強靱化計画の令和7年度評価結果及び令和3年度から令和7年度までの取組結果【重点事業】

No.	強靱化 事業 コード	事業名	事業内容等	計画期間の事業目標	各年度の取組結果						計画期間全体の取組結果		関連する 事務事業 コード	所管局		
					評価区分					令和7年度の計画内容	令和7年度の取組実績等	評価区分			取組結果	
					令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度							
39	2405	医療関係団体等との連携強化	・医療関係団体等と連携して災害時保健医療活動訓練等を実施し、その検証や情報交換を関係団体と行い、医療救護体制の強化を図ります。(健康福祉局) ・医療救護部会において、医療関係団体と連携し、災害時における情報共有や連携を確認し、医療救護体制の強化を図ります。(各区役所)	・医療関係団体等と連携して災害時保健医療活動訓練等を実施し、その検証や情報交換を関係団体と行い、医療救護体制の強化を図ります。(健康福祉局) ・医療救護部会において、情報共有会議や災害時保健医療活動訓練等を実施し、医療救護体制の強化を図ります。(各区役所)	3	3	3	3	3	・医療関係団体等と連携して災害時保健医療活動訓練等を実施し、その検証や情報交換を関係団体と行い、医療救護体制の強化を図ります。(健康福祉局) ・医療救護部会等において、関係機関との情報共有会議や災害時保健医療活動訓練を実施するとともに、外部機関との連携を図りながら医療救護体制の強化を図ります。(各区役所)	・医療関係団体と連携して各種訓練・研修会を実施し、本部体制や医療機関支援、災害医療対策会議等について検証・協議を進め、医療救護体制の強化を図りました。(健康福祉局) ・医療救護部会等において、関係団体との情報共有会議や災害時保健医療活動訓練等を実施するとともに、外部機関と連携した訓練や防災対策の共有を行いました。(各区役所)	B	・医療関係団体等と連携して災害時保健医療活動訓練等を実施するとともに、その検証や情報交換を関係団体と行いました。(健康福祉局) ・医療救護部会等において、情報共有会議や災害時保健医療活動訓練等を実施するとともに、関係機関との連携のもと、防災対策の共有を行いました。(各区役所) ・災害時の医療救護体制の強化に向け、これらについて継続的に取り組んだ結果、事業の推進が図られました。	災害時医療救護対策事業	10601020	健康福祉局 川崎区役所 幸区役所 中原区役所 宮前区役所 多摩区役所 麻生区役所
40	2406	医療機関等との情報伝達体制の整備	・災害拠点病院に配備した無線設備等の定期的な点検や修繕により、正常な機能を維持していきます。 ・市内全病院・全透析クリニック・医療関係団体・区役所及び市役所に配備したMCA無線の定期的な点検や修繕により、正常な機能を維持していきます。(健康福祉局) ・対象施設へ設置された危機管理室所管の機器について適切な管理を実施し、正常な機能を維持します。(危機管理本部)	・災害拠点病院に配備した無線設備等の定期的な点検や修繕により、正常な機能を維持していきます。 ・市内全病院・全透析クリニック・医療関係団体・区役所及び市役所に配備したMCA無線の定期的な点検や修繕により、正常な機能を維持していきます。(健康福祉局) ・機器の老朽化に伴う再整備工事を実施するとともに、工事完成後についても定期的に点検等を行い、正常に機能するよう管理していきます。(危機管理本部)	3	3	3	3	3	・災害拠点病院に配備した無線設備等の定期的な点検や修繕により、正常な機能を維持していきます。(健康福祉局) ・危機管理本部所管の移動系防災行政無線(7病院・8台)について、定期的に点検等を行い、正常に機能するよう適切に管理していきます。(危機管理本部)	・災害拠点病院、市内全病院・全透析クリニック・医療関係団体等に設置したMCAアドバンス無線については、定期的な点検を行い、必要に応じて修繕等の対応を行いました。 ・MCAアドバンス無線について、使用方法の研修やマニュアルの更新により習熟度を高め、情報伝達体制を強化しました。 ・発災時を想定したMCAアドバンス無線の通信訓練を定期的に実施し、訓練を通じて、無線機の動作確認を行うとともに、緊急時における迅速かつ確実な情報伝達手順の確認を行いました。(健康福祉局) ・危機管理本部所管の移動系防災行政無線(7病院・9台)について、定期的な点検を実施し、適切な維持管理を行いました。また、職員向けに防災行政無線操作研修を実施しました。(危機管理本部)	B	・災害時の適切な情報発信に向け、情報管理に関する各種研修を定期的に企画・実施し、災害時の情報管理に関するスキルを向上することができました。 ・災害拠点病院に配備した無線設備等について、定期的な点検・修繕を実施するとともに、市内の全病院・全透析クリニック・医療関係団体・区役所及び市役所に配備したMCAアドバンス無線についても同様に維持管理を徹底し、正常機能の確保を通じて情報伝達体制の整備を進めました。(健康福祉局) ・移動系防災行政無線の老朽化に伴う再整備工事を実施するとともに、工事完了後においても定期的な点検等を行い、正常に機能するよう適切な維持管理を行いました。(危機管理本部)	災害時医療救護対策事業 防災施設整備事業	10601020 10101030	健康福祉局 危機管理本部
41	2606	学校トイレのバリアフリー化の推進	・校舎及び体育館トイレの改修に合わせて、洋式化、段差解消、多目的トイレの整備等を行い、バリアフリー化を推進します。	・全ての学校の校舎・体育館トイレについて、洋式化、段差解消、多目的トイレの整備を完了します。	3	3	3	3	3		・令和4年事業完了	B	・令和4年度までに全校のトイレについて床面のドライ化、自動水栓、LED化等のトイレ快適化を完了するとともに、校舎におけるバリアフリートイレの配置を実施した結果、避難所環境の改善が図られました。 引き続き、便器の洋式化及び体育館におけるバリアフリートイレの整備についても計画的に整備を推進していきます。	学校施設環境改善事業	20203030	教育委員会
42	5101	緊急交通路等の防災上重要な道路沿いの建築物の耐震化	・大地震等の発生において、建物の倒壊により道路を閉塞し、緊急車両等の通行の障害となることを防止するため、緊急交通路等の防災上重要な道路沿いの建築物の耐震化を促進します。	・令和2年度末に改定した「川崎市耐震改修促進計画」に基づき、令和7年度を目途に、耐震性が不十分な耐震診断義務付対象建築物(耐震診断義務化沿道建築物を含む)を概ね解消します。	3	3	3	4	4	・特定建築物等の耐震化の促進のため、防災イベント等を活用した周知活動を5回、耐震診断1件、耐震設計2件、耐震改修等4件の助成を実施します。 【評価理由】 耐震診断や耐震改修の助成等について、入居するテナントとの調整の難航等により、取組実績が目標(耐震診断1件、耐震改修等4件)を下回ったため。 【目標達成への取組】 所有者に対し、相談対応を行う建築士の派遣(専門家派遣制度)やダイレクトメール送付による補助制度の周知を行うなど、きめ細かく対応し、個別の事情に応じた働きかけを行いました。	・特定建築物等の耐震化の促進のため、防災イベント等を活用した周知活動を5回、耐震設計2件、耐震改修等3件の助成を実施しました。 【評価理由】 耐震診断や耐震改修の助成等について、入居するテナントとの調整の難航等により、取組実績が目標(耐震診断1件、耐震改修等4件)を下回ったため。 【目標達成への取組】 所有者に対し、相談対応を行う建築士の派遣(専門家派遣制度)やダイレクトメール送付による補助制度の周知を行うなど、きめ細かく対応し、個別の事情に応じた働きかけを行いました。	B	・「川崎市耐震改修促進計画」に基づき、専門家派遣を通じた働きかけやダイレクトメールの送付による耐震化の普及啓発を行った結果、成果指標である「特定建築物の耐震化率」は令和7年度末時点で97%となり、計画期間の目標を達成し、事業の推進が図られました。	特定建築物耐震対策事業	10103010	まちづくり局

※各年度の評価区分 【1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 ほぼ目標どおり、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った】
※計画期間全体の評価区分 【A 順調に進捗した、B 一定の進捗があった、C 進捗が遅れた、D 進捗が大幅に遅れた】

かわさき強靱化計画の令和7年度評価結果及び令和3年度から令和7年度までの取組結果【重点事業】

No.	強靱化 事業 コード	事業名	事業内容等	計画期間の事業目標	各年度の取組結果					計画期間全体の取組結果		関連する 事務事業 コード	関連する 事務事業 コード	所管局			
					評価区分					令和7年度の計画内容	令和7年度の取組実績等				評価区分	取組結果	
					令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度								
43	5102	踏切の立体交差化の推進	・踏切の除却により、踏切渋滞、事故を解消するなど都市交通を円滑化するとともに、鉄道により分断された市街地の一体化を促進します。さらには災害時において、緊急車両等の交通の妨げとなる踏切の長期間遮断を解消し、地域防災力を向上します。	・京急大師線（小島新田駅～鈴木町駅）連続立体交差事業の推進 ・JR南武線（矢向駅～武蔵小杉駅）連続立体交差事業の推進 ・都市計画道路荻宿小田中線（Ⅲ期）道路改良事業（東急線小杉第一踏切の除却）の完成（令和5年度予定） ・都市計画道路路溝ノ口線道路改良事業（JR南武線大山街道踏切の除却）の推進		4	3	4	3	3	・京急大師線連続立体交差事業については、東門前駅～川崎大師駅 鈴木町すり付けの令和8年度の工事着手に向けて、詳細設計などを行います。 ・JR南武線連続立体交差事業については、令和11年度の工事着手に向けて、用地買収を行うとともに、詳細設計を行います。 ・都市計画道路路溝ノ口線については、鉄道事業者と概略設計に向けた協議及び協定締結を実施します。 また、土地開発公社が保有する土地を再取得します。	・京急大師線連続立体交差事業については、東門前駅～川崎大師駅 鈴木町すり付けの令和8年度の工事着手に向けて、詳細設計などを進めました。 ・JR南武線連続立体交差事業については、令和11年度の工事着手に向けて、用地買収17件を行うとともに、詳細設計を進めました。 ・都市計画道路路溝ノ口線については、鉄道事業者と概略設計に向けた協議及び協定締結を実施しました。 また、土地開発公社が保有する土地を再取得しました。	B	・京急大師線連続立体交差事業については、1期①区間において、非常用発電機の納期長期化の影響などにより、工期を1年間延伸したものの、令和6年度に工事が完成しました。また、1期②区間の工事着手については、都市計画変更や環境影響評価に向けた準備を進め、令和8年3月に環境影響評価準備書を公告するなど、事業を推進しました。 ・JR南武線連続立体交差事業では、事業認可取得の遅れに伴い用地折衝等の期間が短縮されたことなどにより、用地取得の進捗は目標値に届かなかったものの、関係権利者への補償説明や民間事業者と連携した相談体制の強化など、用地取得に向けた取組が進展し、こうした取組により一部で契約を締結するなど、一定の進捗が図られました。 ・都市計画道路荻宿小田中線（Ⅲ期）道路改良事業については、令和6年度に東急線小杉第一踏切の除却が完了しました。 ・都市計画道路路溝ノ口線道路改良事業については、土地開発公社が保有する土地の再取得や、鉄道事業者とJR南武線大山街道踏切の除却に向けた取組を推進しました。 ・これらの取組を推進した結果、踏切の除却及び立体交差化に向けた取組が着実に進み、都市交通の円滑化や、災害時における交通機能の確保に向けた事業の推進が図られました。	京浜急行大師線連続立体交差事業 JR南武線連続立体交差事業 道路改良事業	40702060 40702070 40702030	建設緑政局
44	5104	港湾施設の耐震化	・港湾施設である耐震強化岸壁を計画的に推進します。 ・千鳥町7号岸壁の耐震化を推進します。（1か所完了、2か所事業中） ・災害発生時緊急物資輸送機能を補完するため、施設の老朽化対策を推進します。（対象：9施設）	・令和7年度完成に向け千鳥町7号岸壁の耐震化工事を実施します。 ・令和7年度完了に向けて老朽化対策工事を実施します。		3	3	3	3	3	・千鳥町7号岸壁の耐震化に向けた関係者との調整等を引き続き実施します。 ・東扇島4号岸壁の工事を引き続き実施します。	・千鳥町7号岸壁の耐震化に向けた関係者との調整を実施しました。 ・東扇島4号岸壁の工事を実施するなど、緊急物資輸送機能を補完するための施設の老朽化対策を推進しました。	B	・千鳥町7号岸壁は老朽化対策のための改修に合わせ、耐震強化岸壁とするものです。目視点検を行い、施設は令和4年度に実施した詳細点検の状況と大きな変化はなく、直ちに更新すべきほどの老朽化は進んでいないことから、耐震化に向けた関係者との調整を実施しました。また、今後の改修工事や、施設点検においてコスト縮減につながる整備・点検手法の検討を行いました。さらに、災害発生時緊急物資輸送機能を補完するための施設の老朽化対策として、千鳥町ABC物揚場、東扇島26号岸壁、東扇島27号岸壁など6施設の工事が完了するなど、港湾施設の老朽化対策を推進しました。	・港湾施設改修（防災・減災）事業 ・港湾施設維持管理事業	10101110 40402150	港湾局
45	5105	川崎港海底トンネルの機能強化	・市街地と東扇島を結ぶ川崎港海底トンネルが災害時に機能を発揮できるよう、防災機能強化に向けた整備を実施します。また、東扇島で活動する人々を市街地へ誘導するために、トンネルの人道を安全に利用するための整備を実施します。	・老朽化対策として川崎港海底トンネル本体の防食工事を実施します。 ・人道・共同溝の耐震強化を実施します。 ・老朽化したトンネル付帯設備の改修を実施します。		3	3	3	3	3	・老朽化したトンネル付帯設備である消火配管、シーケンスコントロール盤及び非常用発電機の改修工事を実施します。	・老朽化した消火配管及びシーケンスコントロール盤の継続工事を実施しました。 ・老朽化したトンネル付帯設備である非常用発電機の改修工事を実施しました。また、消火配管及びシーケンスコントロール盤に着手しました。	B	・市街地と東扇島を結ぶ川崎港海底トンネルについて、防食工事や人道・共同溝の耐震強化、老朽化した付帯設備の改修を実施するとともに、東扇島で活動する事業者等を市街地へ安全に誘導するための避難用梯子を設置し、避難通路を確保するなど、防災機能強化に向けて取組を進め、事業の推進が図られました。	川崎港海底トンネル改修事業	40402060	港湾局
46	5106	臨港道路東扇島水江町線の整備	・東扇島地区から内陸部への緊急物資輸送ルートの代替性確保のため、臨港道路東扇島水江町線の整備を推進します。	・臨港道路東扇島水江町線の整備を推進します。 ⇒令和9年度完成に向け、臨港道路東扇島水江町線の工事を実施します。		3	4	3	3	3	・臨港道路東扇島水江町線の整備（上部工、下部工、周辺道路改良等）を推進しました。 ・高架下や周辺緑地の活用検討を行います。	・臨港道路東扇島水江町線の整備（上部工、下部工、周辺道路改良等）を推進しました。 ・高架下や周辺緑地の活用検討を行いました。	B	・東扇島地区から内陸部への緊急物資輸送ルートの代替性確保に向けて、東扇島側臨港道路の改良への着手や、橋梁部の工事が進捗するなど、臨港道路東扇島水江町線の整備を推進しました。	臨港道路東扇島水江町線整備事業	40402050	港湾局

※各年度の評価区分 【1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 ほぼ目標どおり、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った】
※計画期間全体の評価区分 【A 順調に進捗した、B 一定の進捗があった、C 進捗が遅れた、D 進捗が大幅に遅れた】

かわさき強靱化計画の令和7年度評価結果及び令和3年度から令和7年度までの取組結果【重点事業】

No.	強靱化 事業 コード	事業名	事業内容等	計画期間の事業目標	各年度の取組結果					令和7年度の計画内容	令和7年度の取組実績等	計画期間全体の取組結果		関連する事務事業名	関連する 事務事業 コード	所管局
					評価区分							評価区分	取組結果			
					令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度							
47	5109	企業のBCP策定促進	・市ホームページにおいて、BCPの概要や必要性、ガイドライン等を案内、周知します。 ・BCP策定に取り組む企業に対し、専門家派遣により支援を推進します。 ・BCP策定に取り組む中小企業に対して、補助金により支援を推進します。(経済労働局) ・関係部署と連携し、啓発冊子や国のガイドライン等を活用し、企業へのBCP策定にかかる普及啓発等を行う。(危機管理本部)	・市内中小企業に対して、BCPの概要や必要性、ガイドライン等を案内、周知する等、必要な支援を実施し、BCPの策定を促進します。(経済労働局) ・関係部署と連携し、啓発冊子や国のガイドライン等を活用し、企業へのBCP策定にかかる普及啓発等を行います。(危機管理本部)	3	3	3	3	3	・市ホームページにおいて、BCPの概要や必要性、ガイドライン等を案内、周知します。 ・BCP策定に取り組む企業に対し、専門家派遣等により支援を推進します。(経済労働局) ・関係部署と連携し、啓発冊子や国のガイドライン等を活用し、企業へのBCP策定にかかる普及啓発等を行います。(危機管理本部)	・市ホームページにおいて、BCPの概要や必要性、ガイドライン等を案内、周知しました。 ・BCP策定に取り組む企業に対し、専門家派遣等により支援を行いました。(経済労働局) ・関係部署と連携し、啓発冊子や国のガイドライン等を活用し、企業へのBCP策定にかかる普及啓発等を行いました。(危機管理本部)	B	・市内中小企業に対して、BCPの概要や必要性、ガイドライン等を案内、周知するとともに、BCP策定に取り組む企業に対し、専門家を派遣するなどの支援を行い、市内事業者の事業継続力強化の取組を推進しました。 ・BCP策定に取り組む市内中小企業に対して、補助金による支援を行い、事業継続力強化の取組を推進しました。(経済労働局) ・関係部署と連携し、継続的に啓発冊子等を活用し、企業BCPの策定にかかる普及啓発を行うとともに、市内事業者団体を対象にした説明会において、大規模地震発生時の影響を説明するなど、市内事業者の業務継続性の確保に向け取組を推進しました。(危機管理本部)	中小企業経営支援事業 地域防災推進事業	40103020 10101020	経済労働局 危機管理本部
48	5401	小型船舶留施設の整備	・タグボートや官公庁船等の基地となる小型船溜まりの静穏度を確保するための防波堤を整備します。	・令和6年度からの供用開始に向け、令和5年度までに防波堤の整備を行います。 ⇒ 供用開始を8年度に変更	3	3	4	3	3	・防波堤の上部工や標識灯等の整備を実施します。	・防波堤の上部工や標識灯等の整備を実施し、完了しました。	B	・小型船溜まりの静穏度を確保するための防波堤整備を令和7年度に完了し、令和8年度からタグボートの基地として利用される見込みとなるなど、事業の推進が図られました。	小型船溜まり整備事業	40402215	港湾局
49	6301	下水道施設の浸水対策	・河川氾濫等の発生時における下水道施設の機能確保に向けた対策を推進します。	・耐水化計画の策定及び下水道施設の浸水対策(耐水化)を推進します。	3	3	3	3	3	・京町ポンプ場などにおいて耐水化を推進します。	・京町ポンプ場や天王森ポンプ場に止水板などを設置し、耐水化が完了しました。	B	・耐水化計画を策定するとともに、下水道施設の浸水対策(耐水化)として、江川ポンプ場、戸手ポンプ場及び京町ポンプ場などの耐水化工事を完了し、事業の推進が図られました。	浸水対策事業	10302020	上下水道局
50	6302	下水道の管きょ・施設の老朽化対策の推進	・施設の劣化状況を適切に把握し、中長期的な視点を踏まえ、リスクとコストのバランスを考慮しながら最適な下水道管きょ・施設の再構築や再整備を行い、老朽化対策を推進します。	・老朽化した下水道管きょの計画的な再整備を推進します。(管きょ再整備率39.8%) ・水処理センター・ポンプ場の設備更新や再構築を推進します。	3	3	3	3	3	・管きょ再整備重点地域における管きょの再整備を推進します。 ・汚泥圧送管の再整備を推進します。 ・大師河原ポンプ場などにおいて再構築を推進します。 ・入江崎総合スラッジセンターにおいて再構築を推進します。	・管きょ再整備重点地域における管きょの再整備を推進しました。(管きょ再整備率：40.3%) ・汚泥圧送管の再整備の推進については、等々力水処理センター～戸手ポンプ場(等々力Bルート)の再整備が完了しました。 ・渡田ポンプ場の雨水ポンプ機、大師河原ポンプ場の汚水沈砂池において再構築を推進しました。 ・入江崎総合スラッジセンター(1系)汚泥処理施設において再構築を推進しました。 ・令和7年1月の埼玉県八潮市での道路陥没事故を受け、国から発出された「下水道管路の全国特別重点調査」の実施要請に基づき約44kmの管路調査を実施しました。	B	・管きょ再整備重点地域については、入江崎処理区及び加瀬処理区の一部における計画的な再整備を推進し、管きょ再整備率は、目標を上回る40.3%を達成しました。 ・汚泥圧送管の再整備については、汚泥圧送管の再整備を概ね計画的に達成するなど、事業を推進することができました。 ・施設の再構築については、入江崎総合スラッジセンター(1系)汚泥処理施設、渡田ポンプ場の雨水ポンプ機及び大師河原ポンプ場の汚水沈砂池の再構築を推進しました。 ・計画期間のこれらの取組により、下水道の管きょ・施設の老朽化対策の推進が図られました。	下水道の管きょ・施設の老朽化対策及び未普及解消事業	10302050	上下水道局
51	8101	ごみ焼却施設の耐震対策	・ごみ焼却施設の建替工事に伴う耐震化を推進します。 ・計画的な建替工事に向けて、交付金を活用し、脱炭素化社会に向け、より高効率なエネルギー回収設備を導入し、エネルギーの効率化を図るとともに、地震等の災害発生後、速やかに廃棄物処理が可能な施設として強靱化を実施します。	・令和4年度までに橋処理センターの建替工事に伴う耐震化を完了し、試運転を経て、令和5年秋までに施設の引渡を受けます。 ⇒ 耐震化施策に基づくごみ焼却施設の建設工事は橋処理センターで完成しましたが、国の動向を注視しつつ、新基準等により耐震化施策が必要となった場合は迅速に対応を行います。	3	4	3	3	3	令和5年事業完了	・耐震化施策に基づくごみ焼却施設の建設については橋処理センターで完了(令和5年度)。地震等の災害発生後、速やかに廃棄物処理が可能な施設として強靱化が図られました。	B	・耐震化施策に基づくごみ焼却施設の建設については橋処理センターで完了(令和5年度)。地震等の災害発生後、速やかに廃棄物処理が可能な施設として強靱化が図られました。	廃棄物施設建設事業	30202060	環境局

※各年度の評価区分【1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 ほぼ目標どおり、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った】
※計画期間全体の評価区分【A 順調に進捗した、B 一定の進捗があった、C 進捗が遅れた、D 進捗が大幅に遅れた】

かわさき強靱化計画の令和7年度評価結果及び令和3年度から令和7年度までの取組結果【重点事業】

No.	強靱化 事業 コード	事業名	事業内容等	計画期間の事業目標	各年度の取組結果						計画期間全体の取組結果		関連する 事務事業 コード	所管局		
					評価区分					令和7年度の計画内容	令和7年度の取組実績等	評価区分			取組結果	
					令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度							
52	8203	「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく取組推進	・「川崎市協働・連携の基本方針」及び「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づき、多様な主体との協働・連携施策を推進するとともに、地域の様々な主体や資源をつなぐ等、市民が気軽に活動に参加するための環境整備に取り組めます。	・「希望のシナリオ」の実現に向けて、多くの市民参加が必要であることから、地域貢献活動に関する取組にかかわったことのある人の割合（市民アンケート）が25%を超えるよう取組を推進します。 ・また、各区に「ソーシャルデザインセンター（モデル実施含む）」が創出されるよう取組を推進します。	3	3	3	3	3	・「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく取組を以下のとおり推進します。 ・より多くの市民に身近なつながりの大切さを感じてもらうため、SNSを活用した「まちのひろば」紹介、「まちのひろばフェス」の開催等による「まちのひろば」プロジェクトを推進します。 ・公共施設の地域化（地域による利活用の促進）に向けて、庁内会議を開催し情報共有を図ります。 ・各区と連携し、ソーシャルデザインセンターの安定的・継続的な運営に向けた支援のあり方について引き続き検討を進めます。 ・町内会・自治会への加入促進に関する取組の推進、負担軽減の取組に向けた「町内会・自治会への依頼ガイドライン」の活用、町内会・自治会活動応援補助金の適正な運用と新たな事業展開の促進をします。 ・参加と協働による地域課題の解決に向けて、引き続き各区において地域デザイン会議の取組を継続します。	・「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく取組を次のとおり推進しました。また令和4年度に続き2回目の中間検証を実施しました。 ・「まちのひろば」の創出に向けた取組では、SNSや冊子を活用した普及・啓発、講演会・交流会を開催しました。 ・公共施設の地域による利活用の促進に向けて、庁内会議を開催し情報共有を実施しました。 ・ソーシャルデザインセンター（SDC）の活動支援では、かわさき市民活動センターと連携した情報発信や7区SDC交流会を実施しました。 ・町内会・自治会の支援については「町内会・自治会活動の活性化に向けた支援（コード：8206）」に掲載します。 ・地域デザイン会議は、運営指針に基づき各区で実施し、参加と協働による地域課題の解決に向けた取組を進めました。	B	多様な主体による協働・連携推進事業	50101010	市民文化局	
53	8206	町内会・自治会活動の活性化に向けた支援	・地域コミュニティの中枢を担う重要な組織であり、行政との協働のパートナーである町内会・自治会の活動を支援することにより、市民が相互に協力しながら暮らしやすい地域社会づくりを進めます。	・地域住民の町内会・自治会への自発的な加入や活動への参加促進、新たな補助制度を活用し、町内会・自治会活動の維持・拡大を支援します。	3	3	3	3	3	・啓発絵本「こども町会長」の活用をはじめ、町内会・自治会の活動紹介や加入啓発にかかる多面的な広報により町内会・自治会の魅力を発信します。 ・町内会・自治会活動を対象とした補助制度を活用し、町内会・自治会活動の維持・拡大を支援します。	・絵本の形式で制作した啓発物「こども町会長」を活用し、市内公立小学校で町内会・自治会に関する出前講座の実施や、動画やSNSを活用し身近な町内会・自治会活動の広報等、区と連携して多面的な広報・啓発活動を実施しました。 ・「町内会・自治会活動応援補助金」の利用促進に取り組み、市内の478団体に補助金を交付することで、町内会・自治会活動の活性化を支援しました。	B	町内会・自治会活動の活性化に向けた取組として、啓発絵本「こども町会長」を活用した小学校への出前授業を実施するなど、区と連携しながら身近な町内会・自治会活動に関する多面的な広報・啓発を推進しました。 また、「町内会・自治会活動応援補助金」の利用促進に取り組み、町内会・自治会活動の活性化を支援するなど、事業を推進しました。	地域振興事業	50101030	市民文化局
54	8501	地籍調査事業の推進	・一筆地ごとの土地について、現地での調査・測量を行い、地図（地籍図）及び簿冊（地籍簿）を作成します。 ・調査成果は、国、県の認証取得後、法務局に送付され、地籍図は不動産登記法第14条地図として備え付けられ、地籍簿は土地登記簿の表示等を訂正するための基礎資料になり、迅速かつ円滑な復旧・復興に寄与します。	・令和2年度からの第7次国土調査事業十箇年計画の閣議決定を受け、神奈川県地籍調査計画の推進に向けて取り組みます。	3	3	3	3	3	・川崎区田島町の一部(65工区)、川崎区浜町二丁目、三丁目及び四丁目の各一部(66工区)において、街区境界調査を計0.27km ² 分実施します。	・川崎区田島町(65工区)、川崎区浜町二丁目、三丁目及び四丁目の各一部(66工区)において、街区境界調査を行い、計0.27km ² の調査を完了しました。	B	・迅速かつ円滑な復旧・復興に向け、第7次国土調査事業十箇年計画に基づき策定された神奈川県地籍調査計画の推進に取り組んだ結果、地籍調査の着実な実施につながり、事業の推進が図られました。	地籍調査事業	10204110	建設緑政局

※各年度の評価区分 【1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 ほぼ目標どおり、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った】
※計画期間全体の評価区分 【A 順調に進捗した、B 一定の進捗があった、C 進捗が遅れた、D 進捗が大幅に遅れた】

かわさき強靱化計画の令和7年度評価結果及び令和3年度から令和7年度までの取組結果【重点事業以外の事業】

No.	強靱化 事業 コード	事業名	事業内容等	計画期間の事業目標	各年度の評価結果					計画期間全体の取組結果		関連する 事務事業 コード	所管局	
					評価区分									
					令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	評価区分	取組結果			
1	1111	市施設、市立学校の緊急地震速報自動放送の拡充	・同報系防災行政無線を介して緊急地震速報等の国民保護情報を発信できるよう、対象施設への整備を推進します。	・未完了である一部市立学校への整備を進め、対象施設の整備を完了します。	3	3	3	3	3	B	・同報系防災行政無線を介して緊急地震速報等の災害関連情報を迅速に発信できるよう、避難所となる全ての学校に機器の設置を行った結果、事業の推進が図られました。	防災施設整備事業	10101030	危機管理本部
2	1112	都市防災機能の向上と広場等の空地の確保	・民間事業者に対して、都市計画手法等を活用しながら、地域防災力の向上に資する取組みや広場等の空地の確保を適切に誘導し、災害に強い市街地の形成を目指します。	・民間事業者との協議調整、低炭素ガイドラインに基づく評価、都市計画手続き等の取組を適切に推進し、有事の際の避難場所となる広場等の空地の確保など、地域の状況に応じた防災力の向上を目指します。	3	3	3	3	3	B	・民間事業者と協議・調整の上、都市計画手法等による脱炭素ガイドラインに基づく評価を実施し、有事の際の避難場所となる広場等の空地の確保など、適切な都市防災機能を誘導した結果、事業の推進が図られました。	地域地区等計画策定・推進事業	40601020	まちづくり局
3	1113	避難場所等の確保	・指定緊急避難場所や、協定等に基づく一時避難場所、避難所補完施設など、各災害に対応した避難場所等の確保に努めます。(危機管理本部、各区役所)	・既に登録されている施設等については、台帳の適正な管理や、災害時に開設する候補施設を選定するなど、迅速な避難所開設に備えます。 ・また、新規候補施設については、安全性等の基準を精査したうえで、指定や登録ができるよう避難場所等の確保に努めます。(危機管理本部、各区役所)	3	3	3	3	3	B	・既に登録されている施設等について、台帳の適正な管理や災害時に開設する候補施設の選定を行い、迅速な避難所開設に備えるとともに、施設の状況や地域特性に応じて避難所の指定・解除や統合、区域変更等を適切に実施しました。 ・協定等に基づく一時避難場所の確保に取り組むとともに、指定緊急避難場所の新規指定を行うなど、避難場所の拡充を図りました。(危機管理本部、各区役所)	防災対策管理運営事業 臨海部津波防災対策事業	10101010 10101040	危機管理本部 川崎区役所 幸区役所 中原区役所 高津区役所 宮前区役所 多摩区役所 麻生区役所
4	1114	町内会館・自治会館の整備支援	・地域住民自治活動の拠点であり、大地震等の発生時には一時避難場所や情報収集拠点など様々な活用も想定される町内会・自治会会館について、老朽化への対応やバリアフリー化、耐震化を図るために整備に対する費用の一部について補助金を交付します。	・町内会・自治会からの要望に応じて、町内会・自治会館整備補助金を毎年度交付します。	3	3	3	3	3	B	・地域活動や災害時の拠点となる町内会・自治会館の建替や修繕等にあたり、「町内会・自治会会館整備補助金」の申請を62件(R3年度:8件、R4年度:14件、R5年度:9件、R6年度:19件、R7年度:12件)受け、整備内容の妥当性等を確認した上で補助金を交付した結果、事業の推進が図られました。	地域振興事業	50101030	市民文化局
5	1115	市民防災農地の確保	・一時避難場所等として活用するため、市民防災農地の登録を行います。	・毎年度、市民防災農地の新規登録を行います。(目標:毎年度8か所)	3	3	3	3	3	B	・毎年度8か所の市民防災農地の新規登録目標に対し、各年度8か所を超える登録を行い、5年間で合計84か所を登録するなど、着実に取組を進めた結果、事業の推進が図られました。	農環境保全・活用事業	30304010	経済労働局
6	1116	大規模施設における防災体制の強化	・大地震等の発生に備え、不特定多数の者等が利用する大規模な防火対象物の関係者に対し、講習等により指導することで、防災体制を強化します。	・防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成及び自衛消防組織の設置等の届出並びに各届出に基づく防災管理業務の実施について指導することにより、大規模施設等における防災体制の強化を推進します。	3	3	3	3	3	B	・防災管理に係る消防計画の届出や自衛消防組織設置届出の機会を捉え、防災体制等に関する指導を実施するとともに、防災訓練に対する指導を通じて消防計画の見直し等を行うことで、大規模施設における防災体制の強化が図られました。	火災予防事業	10104090	消防局

※各年度の評価区分 【1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 ほぼ目標どおり、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った】

※計画期間全体の評価区分 【A 順調に進捗した、B 一定の進捗があった、C 進捗が遅れた、D 進捗が大幅に遅れた】

かわさき強靱化計画の令和7年度評価結果及び令和3年度から令和7年度までの取組結果【重点事業以外の事業】

No.	強靱化 事業 コード	事業名	事業内容等	計画期間の事業目標	各年度の評価結果					計画期間全体の取組結果		関連する 事務事業 コード	所管局	
					評価区分									
					令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	評価区分	取組結果			
7	1117	落下危険物の改善指導	・屋外広告物の更新許可申請の際に安全点検報告書の提出を求め、問題がある物件に対して改善の指導を行います。	・毎年度、屋外広告物の更新許可申請の際に安全点検報告書の提出を求め、問題がある物件に対しては、改善の指導を行っています。	3	3	3	3	3	B	・屋外広告物の更新許可申請の際に安全点検報告書の提出を求め、問題がある物件に対して改善の指導を行うことで、危険な広告物の落下防止が図られました。	屋外広告物管理事業	10204070	建設緑政局
8	1120	児童生徒への防災教育・若い世代の防災意識の向上に向けた取組の推進	・各学校に防災学習テキストを配付し、教育機関における防災教育を推進します。 (小学校1・2・3年生用、小学校4・5・6年生用、中学生・高校生用)(教育委員会) ・児童生徒や若い世代の防災意識等の向上に向けて、啓発冊子の配布や講座・イベントの開催等を行います。(危機管理本部) ・若い世代の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図るため、小中学校での防災講座(ぼうさい出前講座含む)や防災訓練等を開催します。(各区役所)	・社会状況の変化等に応じ、適宜、防災学習テキストを見直し、各学校で実施される防災教育や避難訓練の充実を図ります。また、防災リーフレットの児童への配布等により、防災意識の向上を図ります。(教育委員会) ・啓発冊子の配布、「こども防災塾」や「備える。フェスタ」などの防災イベント、ぼうさい出前講座の開催等を行います。(危機管理本部) ・小中学校等でのぼうさい出前講座や防災訓練等を実施し、児童生徒や若い世代への啓発・広報の取組を推進します。(各区役所)	3	3	3	3	3	B	・各学校における防災教育や避難訓練の充実、防災リーフレットの配布、「こども防災塾」や「備える。フェスタ」等の防災イベントの実施、ぼうさい出前講座の開催など、各種取組を通じた啓発・広報を実施した結果、事業の推進が図られました。(教育委員会、危機管理本部、各区役所)	学校安全推進事業 地域防災推進事業	20203010	教育委員会 危機管理本部 川崎区役所 幸区役所 中原区役所 高津区役所 宮前区役所 多摩区役所 麻生区役所
9	1121	家具等の屋内収容物の地震対策の普及・促進	・ぼうさい出前講座等による家具の転倒防止策の啓発を行い、「自助」の取組を推進します。 (危機管理本部、各区役所) ・ひとり暮らし高齢者又はひとり暮らし障害者等が居住する家屋に備え付けられた家具に転倒防止金具を取り付けることにより、地震発生時における家具転倒による事故を防止し、ひとり暮らし高齢者等の安全性の確保を図ります。(健康福祉局)	・毎年度、ぼうさい出前講座等による家具の転倒防止策の啓発を推進します。(危機管理本部、各区役所) ・取付対象者の住家にて、家具転倒防止金具を取り付けます。 (健康福祉局)	3	3	3	3	3	B	・各区と連携し、ぼうさい出前講座等の機会を通じて家具の転倒防止策の啓発を実施し、自助の取組を推進するとともに、ひとり暮らし高齢者又はひとり暮らし障害者等が居住する家屋に備え付けられた家具への転倒防止金具の取付を91件実施するなど、家具等の屋内収容物の地震対策の普及・推進を図りました。(危機管理本部、各区役所、健康福祉局)	災害救助その他援護事業	10401070	危機管理本部 健康福祉局 川崎区役所 幸区役所 中原区役所 高津区役所 宮前区役所 多摩区役所 麻生区役所
10	1205	消防署等所の施設整備	・防災拠点となる消防署所の施設・設備の点検整備を実施するとともに、老朽化した庁舎を計画的に整備し、消防力の強化を図ります。	・消防署所の整備・維持管理の考え方に基づく計画的な整備の実施をします。 ・かわさき資産マネジメントカルテに基づく長寿命化工事を推進します。 ※実施についてはまちづくり局所管 ・緊急を要する施設、設備の補修工事を実施します。	3	3	3	3	3	B	・「消防署所の整備・維持管理の考え方」(令和6年3月策定)に基づく次期改築出張所の候補選定や、宮崎出張所改築工事の完了(令和6年5月)、子母口出張所改築工事に伴う解体工事など、防災拠点となる消防署所の整備を計画的に推進した結果、事業の進捗が図られました。	消防署所改築事業 庁舎等整備事業	10104020 10104170	消防局

※各年度の評価区分 【1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 ほぼ目標どおり、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った】
※計画期間全体の評価区分 【A 順調に進捗した、B 一定の進捗があった、C 進捗が遅れた、D 進捗が大幅に遅れた】

かわさき強靱化計画の令和7年度評価結果及び令和3年度から令和7年度までの取組結果【重点事業以外の事業】

No.	強靱化 事業 コード	事業名	事業内容等	計画期間の事業目標	各年度の評価結果					計画期間全体の取組結果		関連する事務事業名	関連する 事務事業 コード	所管局
					評価区分									
					令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	評価区分	取組結果			
11	1206	消防指令システムの整備・機能強化	・消防指令システム及び消防情報管理システムについて、効率的かつ計画的にシステム安定稼働を推進するとともに、迅速な出場指令や災害対応力の向上を図るために、システムの整備・強化を順次実施します。また、Net119緊急通報システムについて市民に広報していきます。	・消防指令システムについては令和4年度末までにシステムを一部更新、消防情報管理システムについては順次機能更新を進めます。Net119緊急通報システムについてはイベント等で市民に対して広報を行っていきます。	3	3	3	3	3	B	・消防指令システムについては、令和3年度から令和4年度にかけてシステムの一部更新を実施しました。また、消防情報管理システムについては機能更新を進めるとともに、令和6年度には県から権限移譲された業務に対応するための追加改修を実施しました。 ・Net119緊急通報システムについては、各種イベント等を通じて市民への広報を行い、登録者数の増加を図りました。 ・これらの取組を推進した結果、システムの安定稼働や迅速な出場指令の実現、災害対応力の向上が図られるなど、事業の進捗が図られました。	消防指令体制整備事業	10104030	消防局
12	1208	消防団員の確保・充実	・火災・風水害等における災害から市民の生命・身体・財産を守るため、消防団員等を確保し、地域防災力の向上を図ります。	・各種イベントや広報、教育訓練等を通して消防団員の確保に努め、充足率93.0%を目指します。 【評価理由】 消防団員の充足率について、取組実績が目標(93.0%)を下回ったため。 【目標達成への取組】 SNSやホームページ等を活用した消防団活動・消防団員募集等の情報発信、バス車両へ消防団員募集シールの貼付、各種イベントでのPR活動、大学学園祭における消防団員募集広報の実施、アンケート調査などに基づく入退団要因の分析など、消防団員確保に向けた取組を行いました。	3	4	4	4	4	C	・消防団員の確保に向け、各種イベントや広報、教育訓練等を通じた取組を実施しました。その結果、消防団員の充足率は令和3年度79.3%、令和4年度78.7%、令和5年度78.4%と減少が続いていたものの、令和6年度には79.6%へと改善し、令和7年度も同水準を維持しました。 ・事業目標である充足率93.0%には達していないことから、アンケート結果や消防団員の意見を踏まえた効果的な広報による消防団員確保対策を推進するとともに、団員の負担軽減や活動環境の整備、訓練・装備の充実を図るなど、消防団のさらなる充実強化に取り組めます。	消防団関係事業 地域防災支援事業	10104060 10104245	消防局
13	1302	防災行政無線の整備と情報伝達の強化	・災害情報等を迅速・確実に伝達するため、既存規格へ対応した同報系防災行政無線の整備を実施します。 ・土砂災害警戒区域等に、同報系防災行政無線屋外受信機を増設し、情報伝達範囲を強化するとともに、戸別受信機を含めた情報伝達方法の在り方を検討します。	・同報系防災行政無線の構成機器である屋外・戸別受信機のスプリアス規格対応を完了します。(対応期限:令和4年11月末) ・屋外受信機の増設については、令和3～7年度で24台設置します。 ・住民への情報伝達手段の在り方を検討し、以降の整備方針を決定します。	3	3	3	3	3	B	・同報系防災行政無線については、令和4年度にデジタル化を完了するとともに、スプリアス規格への対応を実施し、災害情報等を迅速かつ確実に伝達するための基盤整備を行いました。 ・屋外受信機については、目標の24台には達しませんでした。土砂災害警戒区域等を中心に20台の増設を行い、情報伝達範囲の拡充を図りました。 ・住民への情報伝達手段の在り方については、防災ラジオや防災アプリ等の活用について検討を行い、令和7年度には、防災行政無線放送を文字や音声で確認できるよう防災アプリの機能を見直すとともに、防災ラジオの導入を開始し、住民への情報伝達手段の拡充を図りました。	防災施設整備事業	10101030	危機管理本部

※各年度の評価区分【1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 ほぼ目標どおり、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った】

※計画期間全体の評価区分【A 順調に進捗した、B 一定の進捗があった、C 進捗が遅れた、D 進捗が大幅に遅れた】

かわさき強靱化計画の令和7年度評価結果及び令和3年度から令和7年度までの取組結果【重点事業以外の事業】

No.	強靱化 事業 コード	事業名	事業内容等	計画期間の事業目標	各年度の評価結果					計画期間全体の取組結果		関連する事務事業名	関連する 事務事業 コード	所管局
					評価区分									
					令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	評価区分	取組結果			
14	1303	津波災害等を想定した情報伝達・陸間等の操作点検	・津波災害等を想定した情報伝達、操作等の練度向上のため、陸間等の操作訓練を行います。	・水門・陸間の操作依頼をしている事業者により、点検を依頼します。 ・港湾局職員による陸間閉鎖訓練を実施します。 ・台風・低気圧で高潮が予測される際、実際に電話・FAXでの情報伝達を実施します。	3	3	3	3	3	B	・水門・陸間の操作を依頼している事業者に対し、各自における操作・点検の実施を依頼するとともに、港湾局職員による陸間閉鎖訓練を実施しました。 ・台風接近時を想定したメール・FAX・電話による情報伝達訓練を実施することにより、関係者間の連携体制の強化及び迅速な対応力の向上が図られ、事業が推進しました。	海岸保全施設維持整備事業	10101120	港湾局
15	1304	津波ハザードマップの作成・周知	・関係機関と連携し、川崎区転入者や、学校・福祉施設、各種防災イベントや訓練の参加者等へ幅広く配布することで、津波対策の周知・推進を図ります。 ・また、作成した津波ハザードマップについて、必要に応じて改訂し、情報を更新します。 (危機管理本部、川崎区)	・防災訓練や窓口での転入手続き等の機会をとらえ、津波ハザードマップを配布します。 ・津波ハザードマップ外国語版等を公共機関や関係機関、宿泊施設、各種イベント等で配布。市ホームページ情報も更新し、周知します。 ・更新した津波ハザードマップを学校や福祉施設等での配布を行い、幅広い周知を行います。 (危機管理本部、川崎区)	3	3	3	3	3	B	・日本語版及び外国語版を作成し、防災訓練や各種イベントの参加者、川崎区転入者に加え、公共機関、学校及び福祉施設等で配布するとともに、市ホームページへの掲載を行うなど、幅広い対象への周知を行い、川崎臨海部地域の総合的な防災力の向上に向けた取組を推進した結果、事業の進捗が図られました。 (危機管理本部、川崎区)	臨海部・津波防災対策事業	10101040	危機管理本部 川崎区役所
16	1305	臨海部における総合的な防災対策の推進	・川崎臨海部防災協議会等にて、事業所と行政が連携し、防災対策の検討、情報共有、訓練等を実施します。 ・川崎臨海部広域防災訓練を実施し、実動訓練・情報受伝達訓練を実施することで、参加機関との連携強化、防災体制の向上を推進します。 ・川崎臨海部防災対策計画を踏まえた防災対策を推進するとともに、臨海部の事業者や市民等へ周知を図ります。 ・神奈川県石油コンビナート等防災本部が開催する会議や訓練等へ参加し、関係機関との連携強化を推進します。 (危機管理本部) ・川崎臨海部防災協議会及び川崎臨海部広域防災訓練に参加し、関係機関との連携強化を推進します。 (港湾局、経済労働局) ・川崎市臨海部防災対策計画に基づき、特定事業所に対する諸法令の遵守の徹底や自主保安体制の確立に向けて適切に助言を行い、災害の未然防止と防災体制の強化を推進します。 ・特定事業所に対し、講習会や立入検査等の機会を捉えて指導を実施します。 (消防局)	・臨海部における災害の未然防止や災害の拡大防止、市民及び従業員等の安全確保等を図るため、関係機関が連携して検討し、防災・減災対策を推進します。 ・神奈川県石油コンビナート等防災本部、川崎臨海部防災協議会等において、事業所と行政等の連携強化や防災体制の能力向上を推進します。 (危機管理本部) ・川崎臨海部防災協議会及び川崎臨海部広域防災訓練等へ継続的に参加し、川崎臨海部防災対策計画を踏まえた防災対策を推進します。 (港湾局、経済労働局) ・特定事業所に諸法令の遵守の徹底や自主保安体制の確立に向けて継続指導し、災害の未然防止と防災体制の強化を推進します。 (消防局)	3	3	3	3	3	B	・臨海部における災害の未然防止や被害拡大防止、市民及び従業員等の安全確保に向け、神奈川県石油コンビナート等防災本部や川崎臨海部防災協議会等において、関係機関と連携した協議・検討を実施しました。 (危機管理本部) ・川崎臨海部防災協議会や川崎臨海部広域防災訓練への継続的な参加を通じて、関係機関との連携強化及び防災対応力の向上を図るとともに、川崎臨海部防災対策計画に基づく取組を推進したことにより、防災対策の充実が図られ、概ね計画に基づき適切に実施しました。 (港湾局、経済労働局) ・特定事業所に対し、講習会や立入検査の機会を捉えて諸法令の遵守の徹底や自主保安体制の強化に向けた指導を行うとともに、異常現象発生時には原因究明や安全管理の徹底を促しました。 (消防局) ・各局が関係機関と連携し、訓練の実施や協議会等を通じた情報共有に取り組んだ結果、臨海部における防災対策の推進が図られました。	臨海部・津波防災対策事業	10101040	危機管理本部 港湾局 経済労働局 消防局

※各年度の評価区分 【1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 ほぼ目標どおり、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った】
※計画期間全体の評価区分 【A 順調に進捗した、B 一定の進捗があった、C 進捗が遅れた、D 進捗が大幅に遅れた】

かわさき強靱化計画の令和7年度評価結果及び令和3年度から令和7年度までの取組結果【重点事業以外の事業】

No.	強靱化 事業 コード	事業名	事業内容等	計画期間の事業目標	各年度の評価結果					計画期間全体の取組結果		関連する事務事業名	関連する 事務事業 コード	所管局
					評価区分									
					令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	評価区分	取組結果			
17	1306	津波被害の軽減に 向けた共助等の取 組	・津波警報等が発せられた場合 の情報伝達、津波避難施設の開 設、避難行動等、防災意識の高 揚を図るため、津波避難訓練を 実施します。 (危機管理本部、川崎区役所) ・津波避難計画に基づき、津波被 害軽減のため定期的な情報収集 や情報伝達訓練を実施します。 (港湾局)	・津波避難計画に基づき、津波に よる「死者0」を目指し、臨海部 に立地する企業・市民・関係機 関等と連携し、津波避難に関し て、市民や企業等への周知徹底 に努める等、臨海部における防 災・減災対策を推進します。(危 機管理本部) ・津波浸水想定区域内における 津波避難訓練を毎年度1回実施 します。(川崎区役所) ・臨海部が実施する訓練や川崎 港管理センターで実施する訓練 等を通じて、情報伝達が適切実 施できる体制を整備します。(港 湾局)	3	3	3	3	3	B	・臨海部に立地する企業・市民・関係機関等と連携し、津波避難に関する周知徹底や防災・減災対策の推進に取り組みました。(危機管理本部) ・津波浸水想定区域内において、津波警報等が発せられた場合の情報伝達や避難施設の開設、避難行動等を確認するため、年1回津波避難訓練を実施しました。(川崎区役所) ・臨海部で実施する各種訓練や川崎港管理センターの非常時を想定した訓練に参加し、初動対応を含めた情報伝達手順や連絡体制の検証を行いました。(港湾局) ・これらの取組を推進した結果、津波被害の軽減に向けた共助等の取組の強化が図られました。	臨海部・津波防災対策事業	10101040	危機管理本部 港湾局 川崎区役所
18	1502	火山灰対策の検討	・火山噴火時における降灰対策 や、周辺自治体との連携体制及 び避難者対策について検討を行 い、地域防災計画に反映する 等、体制の整備を推進します。	・火山灰対策に係る研修や他自 治体の取組を参考にして、火山 灰対策の検討を行い、地域防災 計画に反映する等、体制の整備 を推進します。	3	3	3	3	3	B	・火山灰対策に係る研修の実施や他自治体の取組を踏まえた検討を行うとともに、降灰時に想定される主な屋外業務に従事する職員等の健康被害防止のための備蓄品の確保や、市民等への啓発について地域防災計画へ反映するなど、火山噴火時における降灰対策の取組を推進しました。	防災対策管理運営事業	10101010	危機管理本部
19	2103	市物資拠点の確保・整備	・卸売市場について、事業者等の 協力を得て、安定した物資の確 保を図るとともに、機能維持の確 保や長寿命化を図ります。	・卸売市場について、訓練等を通 じた検証を行い協力体制を維持 するとともに、市場施設の補修・ 改修等を着実に実施します。	3	3	3	3	3	B	・北部市場では、毎年度2回以上の防災訓練や場内事業者の緊急連絡先リストの作成に加え、県や関係団体との連携による支援物資輸送訓練を実施するなど、発災時の体制強化に努めました。 ・市場施設についても、老朽施設の解体工事や既存施設の耐震補強工事を施工したほか、毎年度の補修・改修等を着実に実施した結果、事業の推進が図られました。	卸売市場の管理運営事業	40102060	経済労働局
20	2104	食料等生活必需物資の確保	・災害時の食料等生活必需物資 の供給に係る協定に基づき、連 絡先の確認や在庫調査を実施し ます。また、災害時に備え情報伝 達訓練等を実施します。	・毎年度、協定締結先と連絡先確 認、在庫調査を実施します。 ・協定締結先の生協団体と情報 伝達訓練を実施します。	3	3	3	3	3	B	・毎年度、協定締結先との連絡先確認及び在庫調査を実施するとともに、生協団体との情報伝達訓練を実施した結果、いずれの年度においても概ね計画に基づき着実に実施され、事業の推進が図られました。	消費者啓発育成事業	10201050	経済労働局

※各年度の評価区分 【1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 ほぼ目標どおり、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った】
※計画期間全体の評価区分 【A 順調に進捗した、B 一定の進捗があった、C 進捗が遅れた、D 進捗が大幅に遅れた】

かわさき強靱化計画の令和7年度評価結果及び令和3年度から令和7年度までの取組結果【重点事業以外の事業】

No.	強靱化 事業 コード	事業名	事業内容等	計画期間の事業目標	各年度の評価結果					計画期間全体の取組結果		関連する事務事業名	関連する 事務事業 コード	所管局
					評価区分									
					令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	評価区分	取組結果			
21	2105	公的備蓄の適正管理	・備蓄計画に基づき、必要な備蓄物資の購入を関係局と連携して計画的に進めるとともに、適正な物資の配置を実施します。 ・社会情勢の変化等に伴う備蓄計画の見直しを適宜検討します。(危機管理本部) ・物資やエネルギーの供給停止に備え、備蓄計画等に基づき、備蓄物資の品目・数量の適正な管理を実施し、地域防災力の向上を行います。(各区役所) ・災害時の避難所等におけるトイレ対策のため、災害用トイレを備蓄し適正な管理を行います。(環境局)	・備蓄計画に基づき、必要な備蓄物資の購入を実施します。 ・感染症対策等も踏まえ、備蓄計画の更新に向けた作業を進めます。 ・消費期限がない備蓄物資の計画的な購入を行います。(危機管理本部) 毎年度、備蓄倉庫の備蓄品について、品目・数量の点検を実施し、適正管理の徹底を図ります。(各区役所) ・災害時の避難所等におけるトイレ対策のため、災害用トイレを備蓄し適正な管理を行います。(環境局)	3	3	3	3	3	B	・備蓄計画に基づき、必要な備蓄物資を配備したほか、避難所の環境改善に向け、新たに段ボールベッドや投光器等の物資を購入しました。 ・物資を計画的に購入、定期的な入替えを行い、消費期限を迎える前の物資については、訓練等で使用するなど、廃棄することなく有効に活用しました。(危機管理本部) ・毎年度、備蓄倉庫における備蓄品の品目・数量の点検を実施するとともに、備蓄物資の入替えや追加、地域の実情に応じた物資の調達等を行い、適正な管理を実施しました。(各区役所) ・災害時の避難所等におけるトイレ対策として災害用トイレを備蓄し適正に管理するとともに、携帯トイレについてすべての避難所に2日分の備蓄を確保しました。(環境局) ・これらの取組を推進した結果、備蓄物資の適正な配備、管理及び更新が図られ、公的備蓄の適正管理が推進されるなど、事業の進捗が図られました。	防災施設整備事業 し尿・浄化槽収集事業	10101030 30202090	危機管理本部 環境局 川崎区役所 幸区役所 中原区役所 高津区役所 宮前区役所 多摩区役所 麻生区役所
22	2108	応急給水拠点の整備	・応急給水拠点の利便性を高め、より迅速な応急給水を図るため、配水池・配水塔と供給ルートの耐震化が完了した市立小中学校に給水器具の設置等の手間なく利用できる開設不要型応急給水拠点の整備を推進します。	・令和5年度末までに開設不要型応急給水拠点の整備率を100%にします。	3	3	3	3	3	B	・開設不要型応急給水拠点については、千代ヶ丘配水塔の整備に係る工事が継続しているものの、その他の拠点の整備を完了し、整備率は99.4%まで進展しました。目標としている100%に向けて整備を着実に推進した結果、応急給水拠点の利便性向上と迅速な応急給水体制が確保され、事業の進捗が図られました。	送・配水管の更新・耐震化事業	10301020	上下水道局
23	2109	市民と協働した災害時の応急給水活動の充実	・市民参加による給水訓練を実施し、災害時における給水拠点の安定的な運営を図ります。	・応急給水訓練への参加を促進するためにPR活動を行い、訓練を実施します。 ・また、自主防災組織等を対象に開設手順等必要な技能の維持・向上のため、組立・給水訓練を年1回以上実施するとともに配水池・配水塔等を利用した開設不要型応急給水訓練を実施します。 訓練は年間で25 回程度実施し、災害時の円滑な応急給水活動の実施に向けた取組を推進します。	3	3	3	3	3	B	・応急給水訓練の実施に向けたPR活動を行うとともに、自主防災組織等を対象に組立・給水訓練や開設不要型応急給水訓練を継続的に実施した結果、災害時における円滑な応急給水活動の実施が図られました。	水道・工業用水道の危機管理対策事業	10301060	上下水道局

※各年度の評価区分 【1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 ほぼ目標どおり、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った】
※計画期間全体の評価区分 【A 順調に進捗した、B 一定の進捗があった、C 進捗が遅れた、D 進捗が大幅に遅れた】

かわさき強靱化計画の令和7年度評価結果及び令和3年度から令和7年度までの取組結果【重点事業以外の事業】

No.	強靱化 事業 コード	事業名	事業内容等	計画期間の事業目標	各年度の評価結果					計画期間全体の取組結果		関連する事務事業名	関連する 事務事業 コード	所管局
					評価区分									
					令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	評価区分	取組結果			
24	2110	高層集合住宅の 地震対策促進 (備蓄スペース・防 災トイレ)	・川崎市高層集合住宅の震災対策に関する施設整備要綱に基づき、高層集合住宅の高層階に居住する住民が、震災時にライフラインが復旧するまでの間、自立生活ができるように、震災対策の啓発活動を実施し、防災備蓄スペースや防災対応トイレの整備を促進します。 ・要綱に定められた整備基準に適合した物件に対して、適合証を交付します。	・パンフレット等を活用した震災対策の啓発活動の実施により、防災備蓄スペースと防災対応トイレの整備を促進します。	3	3	3	3	3	B	・高層集合住宅の高層階において、震災時にライフラインが復旧するまでの間に自立した生活を継続できるよう、パンフレット等を活用した啓発活動を実施し、防災備蓄スペースや防災対応トイレの整備を促進しました。また、「川崎市高層集合住宅の震災対策に関する施設整備要綱」に定める整備基準に適合した物件に対して適合証を交付するなど、高層集合住宅における震災対策を推進した結果、事業の進捗が図られました。	高層集合住宅の震災対策推進事業	10101100	まちづくり局
25	2111	大規模建築物の 防災力向上	・大規模なマンションの居住者や所有者等に対して、国のガイドラインなどを踏まえて、適切な水害対策やぼうさい出前講座によるマンション特有のリスクへの備えに係る普及啓発を推進します。(危機管理本部) ・国の浸水対策ガイドラインの案内を窓口等での配架やHPへの掲載等により、浸水対策ガイドラインを踏まえた適切な水害対策の普及啓発を行います。(まちづくり局)	・国のガイドラインや川崎市の特性などを踏まえた大規模建築物特有のリスクや必要な対策等について、普及啓発を推進します。(危機管理本部) ・浸水対策ガイドラインを踏まえた適切な水害対策の普及啓発を継続して行います。(まちづくり局)	3	3	3	3	3	B	・国のガイドラインや本市の特性などを踏まえた大規模建築物特有のリスクや必要な対策等について、ぼうさい出前講座などで普及啓発を推進しました。(危機管理本部) ・浸水対策ガイドラインを窓口で配布するなど、適切な水害対策の普及啓発を継続して行いました。(まちづくり局)	防災対策管理運営事業 地域防災推進事業	10101010	危機管理本部 まちづくり局
26	2112	再生可能エネルギー等の普及推進	・持続可能な脱炭素社会の構築に向け、地球温暖化対策を推進するため、個人や市内の中小規模事業者に対して、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入や、空調設備等の省エネルギー設備の導入に対し、補助金を交付します。 ・地域エネルギー会社の活用による市域の再生可能エネルギー等の普及拡大に向けた取組を行います。	・持続可能な脱炭素社会の構築に向け、地球温暖化対策を推進するため、個人や市内の中小規模事業者に対して、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入や、空調設備等の省エネルギー設備の導入に対し、補助金を交付します。 ・令和5年度に設立した地域エネルギー会社を活用し、市域の再生可能エネルギー等の普及拡大に向けた取組を行います。	3	3	3	3	3	B	・持続可能な脱炭素社会の構築に向け、地球温暖化対策を推進するため、個人や市内の中小規模事業者に対して、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入や、空調設備等の省エネルギー設備の導入に対し、補助金を交付しました。 ・令和5年度に設立した地域エネルギー会社を活用し、市域における再生可能エネルギー等の普及拡大に向けた取組を実施しました。	環境エネルギー推進事業	30101020	環境局

※各年度の評価区分 【1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 ほぼ目標どおり、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った】
※計画期間全体の評価区分 【A 順調に進捗した、B 一定の進捗があった、C 進捗が遅れた、D 進捗が大幅に遅れた】

かわさき強靱化計画の令和7年度評価結果及び令和3年度から令和7年度までの取組結果【重点事業以外の事業】

No.	強靱化 事業 コード	事業名	事業内容等	計画期間の事業目標	各年度の評価結果					計画期間全体の取組結果		関連する事務事業名	関連する 事務事業 コード	所管局
					評価区分									
					令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	評価区分	取組結果			
27	2113	災害時協定等に基づく受援体制の確保	・災害時協定の実効性確保に向けた各種取組を実施し、災害時に即時対応できる協力体制・受援体制の強化を推進します。 ・発災時に円滑な支援を受けることができるよう、平時から協定締結先の連絡先の確認を行うとともに、台風の接近など、発災が予測される時にはあらかじめ支援要請を行う可能性があることを伝えるなど、連携体制を構築します。 ・「川崎市総合防災訓練」において、救援物資輸送訓練を行い、円滑な輸送体制について検証します。 (危機管理本部) ・関係機関や民間企業等の協定締結先と連絡先等を明確にするとともに、災害対策協議会や訓練等を通じて、協力体制・受援体制の強化を推進します。(各区役所)	・出水期前に災害時協定の緊急連絡先の適切な更新や協定内容の見直し等を全庁的に行い、災害時協定の実効性を確保します。 ・引き続き平時からの連携体制を構築・維持し、円滑な支援を受けられるよう体制を整備します。 ・災害時物流に関する様々な課題を解決するため、令和3年度に災害時物流検討会を立ち上げ、課題の整理を進めます。 ・「川崎市総合防災訓練」において、救援物資輸送訓練を行い、円滑な輸送体制について引き続き検証します。(危機管理本部) ・協定締結先と連絡先を明確にするとともに、会議や現地確認等を通じて協力体制の確認・強化を推進します。(各区役所)	3	3	3	3	3	B	・出水期前に災害時協定の緊急連絡先の更新や協定内容の見直しを全庁的に行うとともに、平時から関係機関との連携体制の構築・維持に努め、災害時に円滑な支援を受けられる体制整備を進めました。 ・国などからの支援物資の受入れ、避難所への輸送等を円滑に実施するため、災害時支援物資受援体制検討委員会において課題整理を進め、「川崎市の災害時支援物資受援体制のあり方及び物資受援マニュアル」を作成し、受援体制の強化を図るとともに、市総合防災訓練において救援物資輸送訓練を実施し、輸送体制の検証を行いました。(危機管理本部) ・協定締結先との連絡先の確認を行うとともに、会議や訓練等を通じて協力体制の確認及び強化を進めました。(各区役所) ・これらの取組を推進した結果、災害時協定の実効性向上や協力体制・受援体制の強化につながり、事業を着実に推進しました。	防災対策管理運営事業	10101010	危機管理本部 川崎区役所 幸区役所 中原区役所 高津区役所 宮前区役所 多摩区役所 麻生区役所
28	2114	地域における防犯対策の推進	・地域で発生する空き巣等の犯罪の防止に向け、多様な主体と連携し、パトロールなどへの支援による自主防犯活動の推進や、防犯灯の新設、維持管理、防犯カメラの設置補助等の取組を推進するとともに、かわさき防犯アプリ「みんなバト」による防犯・不審者情報の配信を行います。	・多様な主体と連携し、防犯パトロールなどへの支援を行い、町内会・自治体からの要望に応じて、防犯灯の新設を行うとともに、防犯灯の維持管理を実施します。 ・防犯アプリにて市内の事件、不審者、特殊詐欺などの情報をプッシュ通知で配信し、犯罪や事件に巻き込まれるのを未然に防ぐための取組を推進します。	3	3	3	3	3	B	・多様な主体と連携し、防犯パトロールなどの自主防犯活動への支援を行うとともに、地域からの申請に基づく防犯灯の新設・維持管理や防犯カメラの設置補助を実施した結果、地域防犯力の向上が図られました。 ・市民が犯罪や事件に巻き込まれることを未然に防ぐため、かわさき防犯アプリ「みんなバト」により、市内で発生した犯罪や不審者情報の配信を実施した結果、市民の防犯意識の向上が図られ、事業の推進が図られました。	防犯対策事業	10201010	市民文化局
29	2202	消防ヘリコプターの安全・確実・迅速な運航	・消防ヘリコプターによる救助訓練、消火訓練及び消防署との連携訓練等を継続的に実施します。 ・法令に定められた検査に適合するよう自隊による点検整備を徹底し、稼働機体を確保します。	・24時間365日運航体制に必要な人員を確保します。 ・新たに採用した操縦士、整備士の運航に必要な資格を取得します。 ・運航体制の確立に向けた隊員の養成、教育を行います。	3	3	3	3	3	B	・運航に必要な人員を確保するため、令和3年度から令和7年度までに新規採用した操縦士3名及び整備士2名については、運航に必要な資格を取得しました。 ・養成、教育においては、航空隊教育訓練等に基づき、隊員育成を実施し、運航体制の確立を図りました。	航空関係業務 ヘリコプター整備事業	10104230 10104050	消防局
30	2203	警察等の広域応援部隊の活動拠点の整備	・災害時、関係機関の活動拠点としての活用が可能と見込まれる公園、施設等の整備にあたり、関係機関、施設管理者等と連携しながら活動拠点の拡充も含めた整備について検討していきます。	・引き続き、活動拠点としての活用が可能と見込まれる公園、施設等の整備にあたり、関係機関、施設管理者等と連携しながら活動拠点の拡充も含めた整備について検討していきます。	3	3	3	3	3	B	・災害時に警察等の広域応援部隊が活動拠点を適切に利用できるよう、随時、関係機関や施設管理者等と調整を行った結果、事業の推進が図られました。	防災対策管理運営事業 危機管理対策事業	10101080	危機管理本部

※各年度の評価区分 【1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 ほぼ目標どおり、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った】

※計画期間全体の評価区分 【A 順調に進捗した、B 一定の進捗があった、C 進捗が遅れた、D 進捗が大幅に遅れた】

かわさき強靱化計画の令和7年度評価結果及び令和3年度から令和7年度までの取組結果【重点事業以外の事業】

No.	強靱化 事業 コード	事業名	事業内容等	計画期間の事業目標	各年度の評価結果					計画期間全体の取組結果		関連する事務事業名	関連する 事務事業 コード	所管局
					評価区分									
					令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	評価区分	取組結果			
31	2204	自助・共助による 応急救護の取組 (啓発・訓練等)	・大地震等の発生時の応急救護に役立ち、かつ平常時においても活用できる「火傷の手当て、切り傷等の止血方法、骨折部位の固定方法、心肺蘇生法、AEDの取り扱い方法」など、市民等が応急手当方法を習得するための講習を推進していきます。また、負傷者の搬送方法や災害時における医療体制についても啓発していきます。(消防局) ・各種防災訓練や救命講習会等の機会を通じ、大地震等災害発生時における応急手当等技能の普及・啓発を推進します。(危機管理本部、各区役所) ・大地震等災害発生時における自助・共助による応急手当の推進に向けて、啓発冊子の配布や講座・イベントの開催等による啓発を行います。(危機管理本部)	・各種防災訓練や救命講習会等を通じて、大地震等の発生時における応急手当に関する技能の普及等をめざします。防災イベントや防災啓発冊子の配布を通じて、応急手当方法の取組促進を図ります。(消防局) ・各種防災訓練や会議の機会を通じ、大地震等災害発生時における応急手当等技能の普及・啓発を推進します。(危機管理本部、各区役所) ・啓発冊子の配布や、「備える。フェスタ」などの防災イベント、ぼうさい出前講座などの機会を通じ、応急手当の重要性について啓発を進めます。(危機管理本部)	4	3	3	3	3	B	・応急手当講習会を通じて、心肺蘇生法をはじめ止血方法や傷病者の搬送方法などを含む応急手当に関する技能の普及を行うとともに、各種イベントにおいても心肺蘇生法などを体験してもらい、応急手当の必要性について啓発を行いました。これらの取組の結果、業績指標である「救急隊が到着するまでに、市民が心肺蘇生を実施した割合」は、目標値の47.6%以上には到達しなかったものの、令和3年度から徐々に増加する傾向にあり、令和6年度には45.2%となるなど、一定の普及が認められました。(消防局) ・市・区総合防災訓練等の機会を活用し、関係機関の協力のもと大地震等災害発生時における応急手当等技能の普及・啓発を実施しました。(危機管理本部、各区役所) ・啓発冊子の配布や、「備える。フェスタ」などの防災イベント、ぼうさい出前講座などの機会を通じ、応急手当の重要性について啓発を実施しました。(危機管理本部) ・これらの取組を推進した結果、応急手当に関する普及・啓発が図られ、事業の推進が図られました。	地域課題対応事業 救急活動事業 地域防災支援事業 地域防災推進事業	50103040-3100 10601060 10104245 10101020	危機管理本部 消防局 川崎区役所 幸区役所 中原区役所 高津区役所 宮前区役所 多摩区役所 麻生区役所
32	2205	企業が持つ防災 資源の提供や人的 支援の協力体制の 推進	・市内企業の防災啓発や防災協力の推進を図るため、防災協力事業所登録制度を周知し、新たな防災協力事業所の登録を推進します。 ・防災協力事業所の協力体制の強化を図るため、平時や発災時の連携強化に向けた取組を推進します。	・市内企業へ防災協力事業所登録制度を周知し、新たな防災協力事業所への登録を推進します。 ・防災協力事業所との連携強化や発災時の対応力向上を図るため、各種訓練や防災イベントへの参加依頼、防災関連の情報提供、研修会・連絡会等の実施、アンケート調査、市ホームページによる広報等を実施します。	2	3	3	3	3	B	・市内企業に対し、防災協力事業所登録制度の周知を図り、新たな防災協力事業所の登録を推進しました。 ・防災協力事業所に対し、各種訓練や防災イベントへの参加依頼、防災関連情報の提供、研修会・連絡会の実施、アンケート調査及び市ホームページによる広報等を通じて連携強化及び対応力の向上に取り組んだ結果、事業の推進が図られました。	地域防災推進事業	10101020	危機管理本部
33	2206	長周期地震動対策の 検討・啓発	・国や学術機関等が行う調査・研究の結果に注視し、長周期地震動特有のリスクや必要な対策等について、普及啓発を推進します。	・引き続き、国や学術機関等が行う調査・研究の結果に注視し、長周期地震動特有のリスクや必要な対策等について、普及啓発を推進します。	3	3	3	3	3	B	・国や学術機関等が行う調査・研究の結果に注視するとともに、高層マンション特有のリスクである長周期地震動の影響や必要な対策等について防災ポータルサイトや防災啓発冊子「備える。かわさき」に掲載し、普及啓発を行いました。	臨海部・津波防災対策事業	10101040	危機管理本部
34	2301	主要駅における帰宅 困難者対策の推進	・帰宅困難者の滞留が想定される市内主要駅周辺において、関係機関と連携しながら帰宅困難者対策を進めます。 ・帰宅困難者が発生した際に、円滑な情報共有及び対策を行うための通信手段を確保します。(危機管理本部) ・関係団体との定期的な会議や訓練を通じ、関係団体との継続的な連携の構築を図ります。(各区役所)	・市内主要駅周辺において、関係機関との訓練等を年1回以上実施し、災害発生時における帰宅困難者対策の充実を図ります。 ・一時滞在施設に帰宅困難者対策用無線機の配備を行い、通信連絡手段を確保します。(危機管理本部) ・関係団体との定期的な会議や訓練を通じ、関係団体との継続的な連携の構築を図ります。(各区役所)	3	3	3	3	3	B	・市内主要駅周辺において、関係機関と連携した訓練等を実施するとともに、一時滞在施設に対し帰宅困難者対策用無線機の配備を行い、災害発生時における通信連絡手段の確保に取り組みました。(危機管理本部) ・関係機関との定期的な会議や訓練を実施し、帰宅困難者対策に係る協力体制の確認及び連携の構築に取り組みました。(各区役所) ・帰宅困難者対策に係る訓練の実施、連携体制の強化及び通信手段の確保に継続的に取り組んだ結果、事業の推進が図られました。	帰宅困難者対策推進事業	10101050	危機管理本部 川崎区役所 幸区役所 中原区役所 高津区役所 宮前区役所 多摩区役所 麻生区役所

※各年度の評価区分【1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 ほぼ目標どおり、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った】
 ※計画期間全体の評価区分【A 順調に進捗した、B 一定の進捗があった、C 進捗が遅れた、D 進捗が大幅に遅れた】

かわさき強靱化計画の令和7年度評価結果及び令和3年度から令和7年度までの取組結果【重点事業以外の事業】

No.	強靱化 事業 コード	事業名	事業内容等	計画期間の事業目標	各年度の評価結果					計画期間全体の取組結果		関連する事務事業名	関連する 事務事業 コード	所管局
					評価区分									
					令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	評価区分	取組結果			
35	2302	広域連携(九都県市・四県市)による帰宅困難者対策の推進	・九都県市及び四県市との共同による帰宅支援ステーションの拡充等、広域で帰宅困難者対策に取り組みます。 ・民間企業等へ、帰宅困難者対策に係る意識啓発を行います。	・九都県市及び四県市と連携し、帰宅支援ステーションの拡充を図ります。 ・四県市で実施している「帰宅困難者対策取組企業公表制度」の周知を行い、企業等への意識啓発を行います。	3	3	3	3	3	B	・九都県市首脳会議において、国の庁舎及び関係機関の所有または管理する施設の帰宅困難者一時滞在施設としての使用について、国への提案を行うとともに、九都県市及び四県市と連携し、帰宅支援ステーションの拡充に向けた取組を推進しました。 ・「帰宅困難者対策取組企業公表制度」の周知を行い、企業等へ関心や理解を高める啓発を実施しました。 ・これらの取組により、帰宅困難者対策の推進が図られ、事業が進捗しました。	帰宅困難者対策推進事業	10101050	危機管理本部
36	2303	競輪場の拠点機能等の確保・整備	・災害時に避難場所や活動拠点となる川崎競輪場について、再整備・施設改修を推進します。	・競輪場再整備基本計画に基づき、既存不適格部分の再整備を推進します。 ・電気設備改修等の施設改修を推進します。	3	3	3	3	3	B	・既存不適格部分の再整備については、競輪場再整備基本計画に基づき、大規模工事の施工に併せて既存不適格部分の再整備を順次推進しました。 ・広域避難場所や帰宅困難者一時滞在施設など、地域防災計画に位置付けられた機能を発揮するために、令和5年度にメインスタンド受変電設備変圧器改修工事、令和6年度にメインスタンド電力貯蔵設備改修工事、令和6～7年度に非常用発電設備改修工事等を実施した結果、災害時における施設機能の強化が図られ、事業の推進が図られました。	競輪場整備事業	40902040	経済労働局
37	2304	避難場所等の確保・管理(帰宅困難者一時滞在施設)	・主要駅における滞留者の混乱抑制を図るため、一時滞在施設の確保を促進します。 ・帰宅困難者一時滞在施設マップを準備し、一時滞在施設への円滑な誘導及び帰宅困難者の円滑な帰宅支援を行います。	・主要駅周辺において、十分な一時滞在スペースを保有する施設を把握し、管理者と調整を行い、帰宅困難者一時滞在施設の拡充を図ります。 ・帰宅困難者一時滞在施設マップの補充を行うとともに、施設が拡充された場合には適宜更新を行います。	3	3	3	3	3	B	・主要駅における滞留者の混乱抑制や帰宅困難者の円滑な帰宅支援を図るため、一時滞在スペースを保有する施設の把握や施設管理者との調整を行うとともに、帰宅困難者一時滞在施設マップの補充及び更新を実施した結果、事業の推進が図られました。	帰宅困難者対策推進事業	10101050	危機管理本部
38	2305	公的備蓄の適正管理(帰宅困難者用)	・震災時に発生することが予想される帰宅困難者に対する備蓄物資の計画的な購入及び一時滞在施設への配備を行います。	・備蓄計画に基づき、計画的な購入及び配備を行うとともに、有効期限が到達する物資については有効活用を行います。	3	3	3	3	3	B	・備蓄計画に基づき、計画的な購入及び配備を行うとともに、有効期限が到達する物資の有効活用に取り組みました。	帰宅困難者対策推進事業	10101050	危機管理本部
39	2306	安否確認方法の市民への周知	・大地震等の発生時に、相互に安否確認がとれない市民のために、安否確認の方法について周知します。	・市ホームページ、防災啓発冊子、メールニュースかわさき等で、市民への広報を継続し、周知していきます。	3	3	3	3	3	B	・大規模地震発生時に、市民の方々が安否確認を適切に行うことができるよう、防災啓発冊子「備える。かわさき」、市ホームページ、川崎市防災ポータル及びかわさき防災アプリなど様々な広報媒体を活用し、安否確認方法の周知を継続的に実施しました。	防災施設整備事業 危機管理対策事業	10101030 10101080	危機管理本部

※各年度の評価区分 【1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 ほぼ目標どおり、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った】
 ※計画期間全体の評価区分 【A 順調に進捗した、B 一定の進捗があった、C 進捗が遅れた、D 進捗が大幅に遅れた】

かわさき強靱化計画の令和7年度評価結果及び令和3年度から令和7年度までの取組結果【重点事業以外の事業】

No.	強靱化 事業 コード	事業名	事業内容等	計画期間の事業目標	各年度の評価結果					計画期間全体の取組結果		関連する事務事業名	関連する 事務事業 コード	所管局
					評価区分					評価区分	取組結果			
					令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度					
40	2307	交通関係機関の連携強化	・関係局区と各事業者の連携を通じ災害時等の体制強化を図ります。(危機管理本部) ・交通関係機関の連携強化を図るため、市が主体となる各種訓練等を通じて、対応確認を行います。(交通局) ・関係団体との会議を実施し、災害時の対応・応援要請等について、体制の強化を図ります。(各区役所)	・関係局区と各事業者の連携を通じ災害時等の体制強化を図ります。(危機管理本部) ・毎年度、市が主体となる各種訓練等の対応確認を行うことにより、交通関係機関の連携強化を図ります。(交通局) ・関係団体との会議を実施し、災害時の対応・応援要請等について、体制の強化を図ります。(各区役所)	3	3	3	3	3	B	・関係局区及び各事業者との連携を通じて、災害時等における体制強化に取り組みました。(危機管理本部) ・市が主体となる各種訓練等における対応確認を実施し、交通関係機関との連携強化に取り組みました。(交通局) ・関係団体との会議や訓練、連絡先確認等を実施し、災害時における対応や応援要請に係る体制の確認及び連携強化に取り組みました。(各区役所) ・これらの取組を推進した結果、関係機関との連携強化や災害時における対応・応援体制の充実につながり、事業の進捗が図られました。	市バス地域貢献事業	40704080	危機管理本部 交通局 川崎区役所 幸区役所 中原区役所 高津区役所 宮前区役所 多摩区役所 麻生区役所
41	2401	災害拠点病院の機能強化(情報通信・自家発・備蓄)	・民間の災害拠点病院の整備の状況を注視するとともに、各災害拠点病院と密に連携していきます。(健康福祉局) ・市立川崎病院については、新たにエネルギー棟や給水ポンプ棟を整備し、更新時期を迎えるエネルギー設備などを移設することにより、設備の更新とともに浸水対策を推進します。(病院局)	・民間の災害拠点病院の整備の状況を注視するとともに、各災害拠点病院と密に連携していきます。(健康福祉局) ・市立川崎病院については、エネルギーサービス事業を導入することにより、浸水対策ともなる新たなエネルギー棟や給水ポンプ棟を建設し、エネルギー設備を導入した後も、日常の運転監視や設備のメンテナンスを一括して効率的かつ安定的に継続します。(病院局)	3	3	3	3	3	B	・民間の災害拠点病院の整備状況を継続的に把握するとともに、県、各災害拠点病院、災害医療コーディネーター等と連携を密にし、機能強化に取り組みました。(健康福祉局) ・市立川崎病院については、エネルギーサービス事業の導入により浸水対策機能を備えた新たなエネルギー棟及び給水ポンプ棟を整備し、エネルギー設備導入後においても日常の運転監視や設備のメンテナンスを一括して実施することで、効率的かつ安定的な運営を継続しており、浸水対策の強化にも寄与しました。(病院局) ・これらの取組を推進した結果、災害拠点病院間における連携体制の強化や防災機能の向上が図られ、災害時の医療提供体制の充実が図られました。	川崎病院の運営 井田病院の運営 多摩病院の運営管理 災害時医療救護対策事業	10602010 10602020 10602030 10601020	健康福祉局 病院局
42	2407	救急車以外の負傷者等搬送体制の整備	・保健医療調整本部訓練において、参集したDMAT(災害派遣医療チーム)やDPAT(災害派遣精神医療チーム)等とともに、重傷者の搬送等に関する調整を実践し、検証を実施していきます。	・保健医療調整本部訓練において、参集したDMAT(災害派遣医療チーム)やDPAT(災害派遣精神医療チーム)等とともに、重傷者の搬送等に関する調整を実践し、検証を実施していきます。	3	3	3	3	3	B	・保健医療調整本部訓練を定期的に実施し、参集したDMAT(災害派遣医療チーム)やDPAT(災害派遣精神医療チーム)等とともに重傷者の搬送等に関する調整を実践し、その検証を行うなど、負傷者搬送体制の整備を図りました。	災害時医療救護対策事業	10601020	健康福祉局
43	2408	災害時のメンタルヘルスケア体制の整備(DPAT等)	・大地震等の発生直後の精神的ストレス、心的外傷後ストレス障害(PTSD)等の精神的疾患を負った傷病者に対し、中長期的な視点でこころのケアを行うために、市外各地から派遣が想定される災害派遣精神医療チーム(DPAT)の調整や、地域の精神保健関係機関との連携確保を含めたメンタルヘルスケア体制を構築します。	・災害派遣精神医療チームの派遣及び受入に必要な調整機能の体制を構築、国の研修に職員を派遣し、発災時に災害派遣精神医療チームとして活動できるよう本市精神保健従事者に対しても必要な機器の訓練や専門研修を実施します。	3	3	3	3	3	B	・大地震等の発生直後の精神的ストレス等の精神的疾患を負った傷病者に対し、中長期的な視点でこころのケアを推進するため、4県市協調体制のもと、災害派遣精神医療チームの派遣及び受入に必要な体制の構築・整備を行った結果、災害時のメンタルヘルスケア体制の整備が進み、事業の推進が図られました。	精神保健事業	10405070	健康福祉局

※各年度の評価区分【1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 ほぼ目標どおり、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った】

※計画期間全体の評価区分【A 順調に進捗した、B 一定の進捗があった、C 進捗が遅れた、D 進捗が大幅に遅れた】

かわさき強靱化計画の令和7年度評価結果及び令和3年度から令和7年度までの取組結果【重点事業以外の事業】

No.	強靱化 事業 コード	事業名	事業内容等	計画期間の事業目標	各年度の評価結果					計画期間全体の取組結果		関連する事務事業名	関連する 事務事業 コード	所管局
					評価区分									
					令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	評価区分	取組結果			
44	2409	医薬品等の確保、供給・受援体制の整備	・訓練等を通じ、発災時の円滑な医薬品等の供給・受援体制の確保を推進していきます。 ・発災後3日間の超急性期に必要なとなる医薬品の行政備蓄について川崎市薬剤師会と業務委託契約を締結し、医薬品の循環備蓄による医薬品の計画的な備蓄を推進してまいります。 ・災害時に使用する災害用外傷セットの行政備蓄について2年に1回の更新作業を行っています。	・訓練等を通じ、発災時の円滑な医薬品等の供給・受援体制の確保を推進していきます。 ・発災後3日間の超急性期に必要なとなる医薬品の行政備蓄について川崎市薬剤師会と業務委託契約を締結し、医薬品の循環備蓄による医薬品の計画的な備蓄を推進してまいります。 ・災害時に使用する災害用外傷セットの行政備蓄について2年に1回の更新作業を行っています。	3	3	3	3	3	B	・訓練等を通じ、発災時の医薬品等の供給・受援に係る手順確認と関係機関との連携強化を進めました。 ・発災後3日間の超急性期に必要なとなる医薬品について川崎市薬剤師会と業務委託契約を締結し、循環備蓄による計画的な備蓄運用を推進しました。 ・災害時に使用する災害用外傷セットの行政備蓄について2年に1回の更新作業を行い、品質・使用期限管理の適正化を行いました。 ・これらの取組により、発災時における円滑な医薬品供給体制を整備した結果、事業の推進が図られました。	災害時医療救護対策事業	10601020	健康福祉局
45	2501	平時からの予防接種の促進	・感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種法に基づく予防接種を促進します。	・感染症の発生・まん延を防ぐため、台帳管理システムを活用して対象者への個別通知等を実施、予防接種の勧奨・通知を行うなど、平時から予防接種法に基づく予防接種を促進します。	3	3	3	3	3	B	・台帳管理システムを活用した対象者の的確な把握及び接種履歴の管理を行うとともに、個別通知や接種勧奨を継続的に実施した結果、予防接種の接種機会の確保及び接種率の維持・向上を通じて、感染症の発生及びまん延防止に寄与し、事業の推進が図られました。	予防接種事業	10603010	健康福祉局
46	2502	災害時のトイレ対策の充実	・災害発生当初からトイレの活用ができるよう、仮設トイレ、マンホールトイレ、携帯用トイレ、避難所となる学校のトイレの活用やし尿の収集運搬等について関係部局と検討します。 ・仮設トイレ等の設置訓練、災害時のトイレ対策の啓発、携帯用トイレ等の備蓄等を推進します。(危機管理本部) ・災害時の避難所等におけるトイレ対策のため、災害用トイレの備蓄を拡充します。 ・避難所等において仮設トイレの組立を円滑に行えるよう仮設トイレの組立訓練を実施します。 ・家庭内のトイレ対策を推進するため、家庭内における携帯トイレの備蓄について普及啓発に取り組みます。(環境局) ・仮設トイレ組立訓練実施を支援します。 ・携帯トイレ等の家庭内備蓄を推進するための普及啓発を実施します。(各区役所) ・大規模な地震が発生した場合においても、地域におけるトイレ機能を確保することができるように、重要な管きよのうち、避難所や重要な医療機関と水処理センターとを結ぶ管きよの耐震化の推進します。(上下水道局)	・災害発生当初からトイレの活用ができるよう、仮設トイレ、マンホールトイレ、携帯用トイレ、避難所となる学校のトイレの活用やし尿の収集運搬等について関係部局と検討するとともに、災害時のトイレ対策の訓練、啓発、備蓄等を推進します。(危機管理本部) ・川崎市備蓄計画に基づき、災害用トイレの追加備蓄を行います。 ・各区の総合防災訓練等において、仮設トイレの組立訓練を実施します。 ・携帯トイレの家庭内備蓄についてリーフレット等を用いて広報します。(環境局) ・仮設トイレ組立訓練実施を支援します。 ・携帯トイレ等の家庭内備蓄を推進するための普及啓発を実施します。(各区役所) ・重要な管きよのうち、避難所や重要な医療機関と水処理センターとを結ぶ管きよの耐震化を推進します。(上下水道局)	3	3	3	3	3	B	・「災害時のトイレ対策の充実」に向けて、過去の大規模災害で得られた教訓や課題に対応するため、関係部局と検討の上、「川崎市災害時のトイレ対策方針」として令和8年1月に取りまとめました。 ・「携帯トイレの備蓄」について、避難所等で必要な携帯トイレの追加購入を行い、発生当初に断水が起こった際にもトイレの活用ができるよう備えました。 ・「携帯トイレ等の家庭内備蓄を推進するための普及啓発」について、市民の具体的な自助・共助の行動(携帯トイレの備蓄率向上等)につなげるよう、各区で実施している防災訓練等において、関係部局と連携し啓発活動を行いました。 ・マンホールトイレを、令和13年度を目途に、未整備の全指定避難所と災害対応の拠点となる区役所へ整備していくことを決定し、「マンホールトイレ整備計画」を策定しました。(危機管理本部) ・家庭内のトイレ対策を推進するため、家庭内における携帯トイレの備蓄について普及啓発に取り組みました。令和7年度には、危機管理本部・上下水道局・環境局の3局合同で防災訓練等において携帯トイレの備蓄の啓発を実施しました。(環境局) ・避難所開設訓練や防災訓練において仮設トイレの組立訓練の支援を行うとともに、ぼうさい出前講座や各種行事等を通じて携帯トイレ等の家庭内備蓄に関する普及啓発を実施しました。(各区役所) ・重要な管きよの耐震化について、避難所や重要な医療機関と水処理センターとを結ぶ重要な管きよの耐震化を推進しました。(上下水道局) ・各局区が連携し、これらの取組を推進した結果、災害時のトイレ対策の充実に向け、事業の進捗が図られました。	地域防災推進事業 防災施設整備事業 し尿・浄化槽収集事業 下水道の管きよ・施設の地震対策事業	10101020 10101030 30202090 10302010	危機管理本部 環境局 上下水道局 川崎区役所 幸区役所 中原区役所 高津区役所 宮前区役所 多摩区役所 麻生区役所

※各年度の評価区分【1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 ほぼ目標どおり、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った】
 ※計画期間全体の評価区分【A 順調に進捗した、B 一定の進捗があった、C 進捗が遅れた、D 進捗が大幅に遅れた】

かわさき強靱化計画の令和7年度評価結果及び令和3年度から令和7年度までの取組結果【重点事業以外の事業】

No.	強靱化 事業 コード	事業名	事業内容等	計画期間の事業目標	各年度の評価結果					計画期間全体の取組結果		関連する事務事業名	関連する 事務事業 コード	所管局
					評価区分									
					令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	評価区分	取組結果			
47	2503	避難所運営体制 の整備・強化	・各避難所に設置されている避難 所運営会議に対して、定期的な 会議や運営訓練の実施を働きか けるとともに、必要に応じて検証 等を行い、適宜避難所運営マ ニュアルの更新を行います。(危 機管理本部) ・各避難所における避難所運営 会議に対し、定期的な会議や運 営訓練の実施を働きかけ、災害 時の迅速な体制構築及び適正な 運営を推進します。 ・避難所開設・運営訓練等を通じ て、現行のマニュアルの確認や 検証を行うほか、資機材や設備 の動作確認等を実施します。(各 区役所)	・避難所運営会議を開催している 避難所の割合を90%以上としま す。 ・避難所運営会議における訓練 数を100回以上とします。(危機管 理本部) ・避難所運営会議に対して、定期 的な会議や開設・運営訓練の実 施を働きかけ、災害時の迅速な 体制構築及び適正な運営の推進 を支援します。 ・避難所開設・運営訓練を通じ て、マニュアルの確認や検証を行 うほか、資機材や設備の動作確 認実施を支援します。(各区役 所)	4	3	3	3	3	B	・避難所運営会議に対する会議・訓練開催の働きかけ を行った結果、会議開催割合は100%、訓練数は173回 と、いずれも目標を上回ることができました。 ・能登半島地震の対応や避難所の在り方の見直し等を 踏まえた国によるガイドラインの改定及び本市による災 害時のトイレ対策方針の策定等と整合を図るため、マ ニュアルを更新しました。(危機管理本部) ・毎年度、避難所運営会議に対して定期的な会議や開 設・運営訓練の実施を働きかけ、災害時の迅速な体制 構築及び適正な運営の推進を支援しました。 ・避難所開設・運営訓練を通じてマニュアルの確認や検 証を行うとともに、資器材や設備の動作確認等を実施し ました。(各区役所) ・避難所運営体制の強化に向け、これらの取組を推進 した結果、事業の推進が図られました。	地域防災推進事業	10101020	危機管理本部 川崎区役所 幸区役所 中原区役所 高津区役所 宮前区役所 多摩区役所 麻生区役所
48	2504	災害廃棄物等処 理計画に基づいた 対策の推進	・大規模な震災等の発生に伴う 災害廃棄物等の円滑な処理を推 進するために川崎市災害廃棄物 等処理計画を策定しており、適 宜、計画の見直しを図り、災害 廃棄物の収集・処理体制の確保 に向けて取組を推進します。	・災害廃棄物対策指針(環境 省)、災害廃棄物処理計画(神奈 川県)等を踏まえ、適宜見直し を図り、災害廃棄物の収集・処理 体制の確保に向けて取組を推進 します。	3	3	3	3	3	B	・近隣市との相互支援協定を締結し、水害発生時にお ける災害廃棄物処理体制を確保した結果、広域的な連 携による対応が可能となり、災害時の廃棄物処理体制 の強化につながり、事業の推進が図られました。	廃棄物企画調整事業	30202070	環境局
49	2505	遺体安置所の運 営体制の強化	大規模災害時における円滑かつ 迅速な遺体安置所の設置・運営 に向けて、関係局区や関係団体 との連携体制を整備します。(危 機管理本部) ・葬祭用品等の調達及び遺体搬 送車両等の確保について、災害 時協定締結団体等との連携を図 り、遺体安置所の円滑な運営を 支援します。(健康福祉局) ・遺体安置所の運営に関する施 設、警察、医師会等関係者の認 識の共有を図ります。(各区役 所)	・訓練や研修等を通じて、遺体安 置所に関する関係局区における 認識の共有、職員の知識等の向 上、マニュアルの見直しを行いま す。(危機管理本部) ・平時から、災害時協定締結団体 等とのコミュニケーション及び情 報共有を図り、災害発生時に適 切に連携できるよう、適宜、連携 スキームの見直し等を図ってい きます。(健康福祉局) ・遺体安置所の運営に関する施 設、警察、医師会等関係者の認 識の共有を図ります。(各区役 所)	3	3	3	3	3	B	・研修等を通じて、遺体安置所に関する関係局区にお ける認識の共有や、職員の知識向上に向けた取組を実 施しました。(危機管理本部) ・協定締結団体との連携については、各葬祭団体と協 議し、既存の協定の支援内容に、新たに納棺等の遺体 処置に関する役務の提供を追加するなど、ほぼ目標通 り達成することができました。(健康福祉局) ・遺体安置所の運営に関して、関係者間での認識の共 有を図りました。(各区役所)	防災対策管理運営事業	10101010	危機管理本部 健康福祉局 川崎区役所 幸区役所 中原区役所 高津区役所 宮前区役所 多摩区役所 麻生区役所

※各年度の評価区分 【1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 ほぼ目標どおり、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った】
※計画期間全体の評価区分 【A 順調に進捗した、B 一定の進捗があった、C 進捗が遅れた、D 進捗が大幅に遅れた】

かわさき強靱化計画の令和7年度評価結果及び令和3年度から令和7年度までの取組結果【重点事業以外の事業】

No.	強靱化 事業 コード	事業名	事業内容等	計画期間の事業目標	各年度の評価結果					計画期間全体の取組結果		関連する事務事業名	関連する 事務事業 コード	所管局
					評価区分									
					令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	評価区分	取組結果			
50	2506	災害時における火葬体制の整備	・大規模災害時における円滑かつ迅速な火葬の実施に向けて、関係局や警察等の関係機関との連携体制を整備します。(危機管理本部) ・災害時に備え、火葬炉設備の定期的なメンテナンスを実施するとともに、指定管理者による訓練を実施します。 ・神奈川県等の関係団体と連携し、災害時に備えた連携体制を構築します。 ・葬祭場災害時対応マニュアルの検証と併せて、災害時火葬計画の検討を継続的に行います。(健康福祉局)	・警察等の関係機関との連絡体制の構築及び実施スキームの整備を行います。(危機管理本部) ・火葬炉設備の定期的なメンテナンスを実施するとともに、指定管理者による訓練を実施し、災害時における火葬炉の機能維持を推進します。 ・神奈川県火葬行政連絡会を通じ、他都市との意見交換を行うとともに、県が実施する広域通信訓練に指定管理者とともに参加し、連携体制を強化します。 ・葬祭場災害時マニュアルを検証し、災害時火葬件数計画に基づく実施に向けた検討を、継続的に行います。(健康福祉局)	3	3	3	3	3	B	・警察等の関係機関との連絡体制の構築及び実施スキームの整備を行いました。(危機管理本部) ・指定管理者により、火葬炉設備の定期的なメンテナンスを実施するとともに、県が実施する広域火葬連絡通信訓練等に指定管理者とともに参加し、連携体制の確認を行う等により、ほぼ目標通り達成することができました。(健康福祉局) ・これらの取組を推進した結果、大規模災害時における円滑かつ迅速な火葬の実施に向けて、事業の推進が図られました。	葬祭場管理運営事業	10603070	危機管理本部 健康福祉局
51	2602	避難所補完施設等の確保・管理	・指定緊急避難場所の代替施設となる避難所補完施設や一時避難場所を確保し、登録情報を適正に管理します。(危機管理本部) ・県立高校・町内会館等の使用について、関係団体と協議するなど、災害時に適正に活用できる取組を推進します。(各区役所)	・避難所補完施設及び一時避難場所の登録情報の適正な管理・運用を実施します。 ・私立学校、大学、民間企業などの施設を活用できるよう、協定等の締結を推進するとともに、町内会館の使用について関係団体等と協議し、一時避難場所や補完施設等を確保します。(危機管理本部) ・県立高校・町内会館等の使用について、関係団体と協議するなど、災害時に適正に活用できる取組を推進します。(各区役所)	3	3	3	3	3	B	・避難所補完施設の登録情報を適切に管理・運用するとともに、県立高校や民間施設との協定締結を推進し、一時避難場所の確保に取り組みました。(危機管理本部) ・県立高校や町内会館等の活用について、関係団体と協議や情報共有を行い、災害時に適正に活用できるよう取組を推進しました。(各区役所)	防災対策管理運営事業	10101010	危機管理本部 川崎区役所 幸区役所 中原区役所 高津区役所 宮前区役所 多摩区役所 麻生区役所
52	2603	二次避難所の確保、運営体制の整備	・市内福祉法人本部へのヒアリングや、老施協などの関係団体との議論を行い、実効性の高い仕組みづくりについて検討を進めます。 ・「二次避難所開設・訓練に必要な物資の購入に関する負担金」を実施し、備蓄物資購入と訓練実施を進めます。 ・二次避難所と各区・健康福祉局における円滑な情報交換を実現する「災害福祉システム」を導入します。	・二次避難所協定の内容の見直し、整理を行います。 ・二次避難所開設に必要な備蓄物資を整備します。また、発災時の電源確保策として、二次避難所開設予定施設に対しポータブル予備電源の設置を進めます。 ・「災害福祉システム」の導入及び円滑な運用のため、定期的な情報伝達訓練を実施します。	3	3	3	3	3	B	・新規開設施設について、二次避難所の協定締結を進めるとともに、開設に必要な備蓄物資やポータブル予備電源の整備を行い、二次避難所施設の確保を図りました。 ・令和4年度から、二次避難所施設(市内入所施設)と災害福祉調整本部及び各区役所との情報共有を図るため、災害福祉システム(E-Welfiss)を導入し、定期的な情報伝達訓練を実施しました。 ・令和4年度に川崎市二次避難所(福祉避難所)開設・運営(基本)マニュアルを改定し、効果的な運営体制の確保を図りました。	災害救助その他援護事業	10401070	健康福祉局
53	2604	応急仮設住宅に係る体制の整備	・県、横浜市、相模原市及び関係団体との情報共有や運営訓練の実施により、賃貸型応急住宅や建設型応急住宅の迅速かつ円滑な供給に向けた体制づくりを推進します。	・賃貸型応急住宅や建設型応急住宅の迅速かつ円滑な供給に向け、体制の構築を図ります。	3	3	3	3	3	B	・県、横浜市、相模原市及び協定団体等との情報共有や意見交換、訓練等を実施した結果、応急仮設住宅を迅速かつ円滑に供給できる体制の構築が進み、事業の推進が図られました。	民間賃貸住宅等居住支援推進事業 住宅政策推進事業	10406050 10406010	まちづくり局

※各年度の評価区分 【1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 ほぼ目標どおり、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った】

※計画期間全体の評価区分 【A 順調に進捗した、B 一定の進捗があった、C 進捗が遅れた、D 進捗が大幅に遅れた】

かわさき強靱化計画の令和7年度評価結果及び令和3年度から令和7年度までの取組結果【重点事業以外の事業】

No.	強靱化 事業 コード	事業名	事業内容等	計画期間の事業目標	各年度の評価結果					計画期間全体の取組結果		関連する事務事業名	関連する 事務事業 コード	所管局
					評価区分					評価区分	取組結果			
					令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度					
54	2605	地域やボランティアと連携した避難者支援体制の構築	・大規模災害時における円滑かつ迅速な被災者支援に向けて、行政・地域・災害ボランティア関係団体が連携・協働した体制を整備します。(危機管理本部) ・災害ボランティアセンターの設置・運営に向けて、かわさき市民活動センターとの連携を推進(市民文化局) ・継続して庁内関係者と連携した上で、関係団体と協議、検討を行い、より効率的かつ効果的な災害ボランティアセンターの設置・運営に向けて、関係団体との連携体制構築を推進していきます。(健康福祉局)	・災害ボランティアセンターのより効率的かつ効果的な設置・運営に向けて、行政と関係団体との役割分担を整理し、協定やマニュアルの見直しを行います。 ・国の動向等を踏まえ、行政、地域、災害ボランティアセンター、NPO等の専門性を有する災害ボランティア団体が連携・協働して被災者支援に取り組む体制を整備します。(危機管理本部) ・継続して関係団体と協議、検討を行い、より効率的かつ効果的な災害ボランティアセンターの設置・運営に向けて、かわさき市民活動センターと連携していきます。(市民文化局) ・継続して関係団体と協議、検討を行い、より効率的かつ効果的な災害ボランティアセンターの設置・運営に向けて、関係団体と連携していきます。(健康福祉局)	3	3	3	3	3	B	・災害ボランティアセンターの設置・運営に関する行政と関係団体との役割分担を整理し、協定の内容について協議を行いました。 ・国の動向等を踏まえ、行政、地域、災害ボランティアセンター及びNPO等の関係団体との連携・協働の在り方について検討を行い、被災者支援体制の整備に取り組みました。(危機管理本部) ・効率的かつ効果的な災害ボランティアセンターの設置・運営に向けて、かわさき市民活動センターと連携し、市総合防災訓練における災害ボランティアセンター設置運営訓練や研修会などを実施しました。(市民文化局) ・関係団体との意見交換会を開催し、令和4年度に締結した協定についての協議・検討や、各団体の取組等に関する情報共有を行いました。また、総合防災訓練を活用し、災害ボランティアセンターの設置に関する連携体制の確認を行い、各団体の役割や課題等に関する情報共有を行いました。(健康福祉局)	地域防災推進事業	10101020	危機管理本部 健康福祉局 市民文化局
55	3101	災害対策活動の中枢拠点となる新本庁舎の整備	・非常用電源に加え、ガスコージェネレーションシステム等による供給電源の多重化を図ることにより、商用電源のバックアップを行うとともに、第3庁舎への電力融通を可能とするなど、災害対策活動の中枢拠点に必要な高いBCP性能を有する新本庁舎を整備します。	・新本庁舎が計画どおり令和4年度末に竣工するよう、引き続き円滑な事業執行を推進します。 ⇒ 令和5年度の竣工に変更	4	4	3	3	3	B	・新本庁舎整備については、非常用電源に加え、ガスコージェネレーションシステム等による供給電源の多重化を図ることにより、商用電源のバックアップを行うとともにに南庁舎への電力融通を可能とするなど、災害対策活動の中枢拠点に必要な高いBCP性能を有する庁舎が令和5年度に完成し、事業の進捗が図られました。	本庁舎等建替事業	10101070	総務企画局
56	3102	災害対策本部バックアップ体制の整備	・本庁舎バックアップ施設として、多摩防災センターで想定される災害対応の内容について、検討していきます。 ・整備されている情報通信機器について、適切な維持管理を行い老朽化に伴う設備更新を実施します。	・本庁舎バックアップ施設として、多摩防災センターで想定される災害対応の内容について、検討していきます。 ・整備されている情報通信機器について、適切な維持管理を行い老朽化に伴う設備更新を実施します。	3	3	3	3	3	B	・本庁舎バックアップ施設として、多摩防災センターで想定される災害対応の内容について、検討しました。 ・整備済みの防災行政無線機器については、多摩防災センターの立ち上げ時に常時活用可能な状態を維持するため、毎年1回以上の点検を行うとともに、不具合を確知した際には早急な復旧対応を実施するなど、適切な維持管理や設備更新を実施しました。	危機管理対策事業 防災施設整備事業	10101080 10101030	危機管理本部

※各年度の評価区分 【1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 ほぼ目標どおり、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った】
 ※計画期間全体の評価区分 【A 順調に進捗した、B 一定の進捗があった、C 進捗が遅れた、D 進捗が大幅に遅れた】

かわさき強靱化計画の令和7年度評価結果及び令和3年度から令和7年度までの取組結果【重点事業以外の事業】

No.	強靱化 事業 コード	事業名	事業内容等	計画期間の事業目標	各年度の評価結果					計画期間全体の取組結果		関連する事務事業名	関連する 事務事業 コード	所管局
					評価区分					評価区分	取組結果			
					令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度					
57	3103	業務継続体制 (BCP)の整備・充 実	・本市のBCPの実効性を確保する各種取組を実施し、初動体制・応急体制の充実を推進します。 (危機管理本部) ・年度当初の異動に伴う職務代理人や動員名簿を確認し、BCPの体制確保を行います。(総務企画局) ・業務継続体制(BCP)の整備・充実を図ります。(財政局) ・異動等に伴う動員リストの更新、組織改編による局マニュアルの更新や訓練を行う。(市民文化局) ・毎年度局内におけるBCPの実効性を検証しながら、研修や訓練を行い、適宜局の危機管理マニュアルの改訂を行います。 ・毎年、年度当初の異動等に伴う連絡先や職務代行者の確認を実施し、BCPの体制確保を行います。(経済労働局)	・BCPの適宜改訂に向けて、全庁的な調整を行います。また訓練等の検証を通じたBCPの見直しを、適宜実施します。(危機管理本部) ・研修・訓練等により、職員の意識向上を図るとともに、BCPの実効性を確保し、適宜計画の見直しを行います。(総務企画局) ・引き続き、研修・訓練等により、BCPの実効性の検証を行い、その検証結果を踏まえ、適宜、計画の改訂を行います。 ・年度当初の異動等に伴う連絡先や職務代行者等の確認を行います。(財政局) ・発災時に所管施設を管理する指定管理者等と円滑な情報共有ができるよう、訓練等を行います。(市民文化局) ・毎年度行う局内の防災研修や訓練等を通じ、職員の防災意識の醸成とともに、BCPの検証を行いながら危機管理マニュアルの実効性を高めます。(経済労働局)	3	3	3	3	3	B	・災害対策本部事務局及び各局が実施する非常時優先業務の見直しや本庁舎建替えに伴う修正等により、市業務継続計画(自然災害対策編)を改定するとともに、同計画を元に訓練を実施するなど、業務継続体制の確保に向け、取組を推進しました。(危機管理本部) ・研修・訓練等の実施については、局独自の訓練を2回実施することで、職員の意識向上を図るとともに、BCPに基づき発災直後における情報伝達等の確認を行いました。また、局防災計画については、状況変化を踏まえて改定版を作成することで、BCP体制の確保を行いました。(総務企画局) ・各種防災訓練を通して、BCPの実効性等の確認を行い、局防災計画の改定やマニュアル等の更新を行い、業務継続体制(BCP)の整備・充実に向けた取組を推進しました。(財政局) ・各年度において、人事異動に伴い動員リスト及び局防災計画を更新しました。また、職員の安否確認と参集状況を把握するための情報伝達の検証訓練を「職員向けメール配信システム」を利用して実施するとともに、職場・各所管施設における被災状況を把握・報告する情報伝達の検証訓練を「総合防災情報システム」を利用して実施しました。(市民文化局) ・毎年度当初に情報伝達訓練を実施し、各課の連絡体制の実効性を高めるとともに、局にて作成した「経済労働局危機管理マニュアル」の改訂を年1回以上行い、BCPの体制を確保しました。(経済労働局)	防災対策管理運営事業 地域防災推進事業	10101010 10101020	危機管理本部 総務企画局 財政局 市民文化局 経済労働局

※各年度の評価区分 【1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 ほぼ目標どおり、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った】
※計画期間全体の評価区分 【A 順調に進捗した、B 一定の進捗があった、C 進捗が遅れた、D 進捗が大幅に遅れた】

かわさき強靱化計画の令和7年度評価結果及び令和3年度から令和7年度までの取組結果【重点事業以外の事業】

No.	強靱化 事業 コード	事業名	事業内容等	計画期間の事業目標	各年度の評価結果					計画期間全体の取組結果		関連する事務事業名	関連する 事務事業 コード	所管局
					評価区分					評価区分	取組結果			
					令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度					
57	3103	業務継続体制 (BCP)の整備・充 実	・職員向けの研修や庁内訓練等 を行い、BCPの実効性の検証を 図ります。また、研修や訓練等の 検証結果を踏まえ、課題等を整 理するとともに、適宜、マニュアル 等の見直しを行うことにより、災 害等が起こった場合の初動体制・ 応急体制の充実を推進します。 ・年度切り替え等のタイミングで、 連絡先や職務代行者等の確認を 行います。(環境局) ・研修・訓練等により、BCPの実 効性の検証を行い、その検証結 果を踏まえ、適宜、計画の改訂を 行うことにより、本市における初 動体制・応急体制の充実を推進 します。 ・毎年、年度当初の異動等に伴う 連絡先や職務代行者等の確認を 実施します。(健康福祉局) ・業務継続計画の実効性を高め るため、局内の実情に合わせて 初動体制・応急体制の整備を実 施します。 ・組織改編等に伴い、緊急連絡 網の確認や職務代行者等の確認 を実施します。(こども未来局)	・職員向けの研修や庁内訓練等 を行い、BCPの実効性の検証を 図ります。また、研修や訓練等の 検証結果を踏まえ、課題等を整 理するとともに、適宜、マニュアル 等の見直しを行うことにより、災 害等が起こった場合の初動体制・ 応急体制の充実を推進します。 ・年度切り替え等のタイミングで、 連絡先や職務代行者等の確認を 行います。(環境局) ・研修・訓練等により、BCPの実 効性の検証を行い、その検証結 果を踏まえ、適宜、計画の改訂を 行うことにより、本市における初 動体制・応急体制の充実を推進 します。 ・毎年、年度当初の異動等に伴う 連絡先や職務代行者等の確認を 実施します。(健康福祉局) ・局の課題等を整理することで、 業務継続計画の整備・充実を 図っていきます。(こども未来局)	3	3	3	3	3	B	・職員向けの研修や局独自の内容を含む庁内訓練等を行 い、情報伝達体制等を整えました。また、研修や訓練 等の検証結果を踏まえBCPの実効性の検証を行い、発 災時に仮保管場所を開設する際の環境局内の応援体 制等についてBCPに位置付けました。適宜、マニュアル 等の見直しを行うことにより、災害等が起こった場合 の初動体制・応急体制を充実させました。 ・毎年、年度切り替え等のタイミングで、連絡先や職務 代行者等の確認を行いました。(環境局) ・保健医療調整本部や災害福祉調整本部の運営に係 る研修・訓練や、すぐメールを活用した情報伝達・参集 訓練、MCA無線等による二次避難所の情報伝達訓練 を実施し、適宜計画等に反映するとともに、年度当初 の異動を踏まえた連絡体制の確認等を行うことにより、局 の初動体制・応急体制の充実を推進しました。(健康福 祉局) ・業務継続計画の実効性を高めるため、実情に即し、 保育所勤務職員について応急対策要員の指定を行う 等勤員体制を見直し、初動体制・応急体制の整備を実 施しました。 ・組織改編等に伴い、緊急連絡網の確認や職務代行 者等の確認を実施しました。(こども未来局)	地域防災推進事業	10101020	環境局 健康福祉局 こども未来局
57	3103	業務継続体制 (BCP)の整備・充 実	・初動体制・応急体制について必 要な検証を行い、BCPの整備・充 実のための取組を実施します。 (まちづくり局) ・研修・訓練等により防災計画の 検証を実施し、適宜、計画の改定 等を行うことにより、応急対策の 充実を図ります。(建設緑政局)	・研修・訓練等により、BCPの実 効性について検証し、適宜計画 等の見直しを行うことで、局にお ける初動体制・応急体制の充実 を図ります。 ・毎年度の人事異動等に際して、 連絡先や職務代行者等の確認を 遅滞なく実施します。(まちづくり 局) ・研修・訓練等により防災計画の 検証を実施し、適宜、計画の改定 等を行うことにより、応急対策の 充実を図ります。(建設緑政局)	3	3	3	3	3	B	・参集訓練や危機管理本部主催の訓練を通して、各班 の初動体制や応急体制についての充実を図り、また図 上訓練の中で応急危険度判定業務に係る課題の整理 や応急住宅関連業務における庁内連携強化を行いまし た。 ・年度切り替え時の人事異動に際して、連絡先や職務 代行者等の確認を遅滞なく実施しました。(まちづくり 局) 研修・訓練等により防災計画の検証を実施し、応急対 策の充実について検討し、業務継続体制の充実を図り ました。(建設緑政局)	地域防災推進事業	10101020	まちづくり局 建設緑政局

※各年度の評価区分 【1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 ほぼ目標どおり、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った】
※計画期間全体の評価区分 【A 順調に進捗した、B 一定の進捗があった、C 進捗が遅れた、D 進捗が大幅に遅れた】

かわさき強靱化計画の令和7年度評価結果及び令和3年度から令和7年度までの取組結果【重点事業以外の事業】

No.	強靱化 事業 コード	事業名	事業内容等	計画期間の事業目標	各年度の評価結果					計画期間全体の取組結果		関連する事務事業名	関連する 事務事業 コード	所管局
					評価区分									
					令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	評価区分	取組結果			
57	3103	業務継続体制 (BCP)の整備・充 実	・港湾における行動計画(港湾 BCP)風水害編を適宜更新しま す。(港湾局) ・本部内の初動体制、応急体制を 充実させるため、地震、火災、風 水害、コンビナートの災害を想定 し、情報伝達および図上訓練を 行っています。(臨海部) ・会計室内における訓練の実施 により、防災への意識を高めると 共に、業務継続計画に基づく災 害時の対応や会計部としての役 割における認識を高めます。(会 計室) ・大規模地震や激甚化する風水 害などを踏まえ、PDCAサイクル による訓練の実施、振り返り、改 善を継続的にを行い、上下水道局 防災計画及び業務継続計画の検 証・見直しによる実効性の向上、 災害対応能力の強化を進めま す。(上下水道局) ・初動体制・応急体制の充実を図 るため、訓練等により、BCPや交 通局危機管理対応マニュアルの 実効性を検証します。(交通局)	・近年激甚化する風水害等、地震 以外の災害にも対応するための 港湾における行動計画(港湾 BCP)風水害編の適宜更新を行 います。(港湾局) ・本部内の初動体制、応急体制を 充実させるため、地震、火災、風 水害、コンビナートの災害を想定 し、情報伝達および図上訓練を 行います。⇒情報伝達および図 上訓練を毎年度1回実施します。 (臨海部) ・毎年度、会計室内での防災訓 練を実施し、初動対応等や職員 各自における対応について確認 を行うと共に、防災等に関する知 識の向上につなげます。 ・室内の危機管理マニュアルを必 要に応じて改定し、室内職員へ 周知します。(会計室) ・職員を対象とした訓練・研修を 年5回実施します。 他事業体等との訓練を年4回実 施します。(上下水道局) ・毎年度、危機管理室と連携した 訓練や局独自の訓練を通じて、 BCPや交通局危機管理対応マ ニュアルの実効性を検証し、適宜 BCPやマニュアルの改訂を行うこ とで、初動体制・応急体制の充実 を推進します。(交通局)	3	3	3	3	3	B	・港湾における行動計画(港湾BCP)風水害編につい て、施設追加を含む改訂を行うなど、適宜内容確認を 実施しました。(港湾局) ・本部内の初動体制及び応急体制の充実に向け、地 震、火災、風水害、コンビナート災害を想定した情報伝 達訓練及び図上訓練を毎年度1回実施しました。(臨海 部国際戦略本部) ・毎年度、会計室内で防災訓練を実施し、初動対応や 職員の対応手順の確認を行うとともに、防災知識の向 上に取り組みました。 ・危機管理マニュアルについて適宜改定を行い、職員 への周知を実施しました。(会計室) ・職員を対象とした訓練・研修及び他事業体等との訓練 を計画的に実施しました。(上下水道局) ・危機管理本部と連携した訓練や局独自の訓練を通じ て、BCPや危機管理対応マニュアルの実効性の検証を 実施するとともに、適宜見直しを行いました。(交通局)	地域防災推進事業 水道・工業用水道の危機管 理対策事業 下水道事業の危機管理対策 事業	10101020 10302070 10302070	港湾局 臨海部 会計室 上下水道局 交通局

※各年度の評価区分【1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 ほぼ目標どおり、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った】
※計画期間全体の評価区分【A 順調に進捗した、B 一定の進捗があった、C 進捗が遅れた、D 進捗が大幅に遅れた】

かわさき強靱化計画の令和7年度評価結果及び令和3年度から令和7年度までの取組結果【重点事業以外の事業】

No.	強靱化 事業 コード	事業名	事業内容等	計画期間の事業目標	各年度の評価結果					計画期間全体の取組結果		関連する 事務事業 コード	所管局	
					評価区分					評価区分	取組結果			
					令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度					
57	3103	業務継続体制 (BCP)の整備・充 実	・異動、組織改正に対応した動員 名簿の整備を行い、初動体制の 確立を図ります。また、BCPの実 効性の検証を行い適宜修正を行 います。(川崎区役所) ・区役所各課において初動体制・ 応急体制を確立するとともに、区 本部訓練等により、計画の実効 性の検証を行い、その結果を反 映させることにより、区における 業務継続計画(BCP)の整備・充 実を図ります。 また、年度当初等、区内の緊急 連絡先や職務代行者等の確認を 遅滞なく実施します。(幸区役所) ・業務継続計画の実効性を高め るため、局内の実情に合わせて 初動体制・応急体制の整備を実 施します。 ・組織改編等に伴い、緊急連絡 網の確認や職務代行者等の確認 を実施します。(中原区役所)	・異動等に対応した区および各所 属の連絡体制を確保し初動体制 を確立します。毎年BCPの確認を 行い実効性を高めます。(川崎区 役所) ・引き続き、研修・訓練等により、 業務継続計画(BCP)の実効性の 検証を行い、その検証結果を踏 まえ、適宜、計画の改訂を行いま す。(幸区役所) ・局の課題等を整理することで、 業務継続計画の整備・充実を 図っていきます。(中原区役所)	3	3	3	3	3	B	・毎年度、異動等に対応した区及び各所属の連絡体制 を確保し、初動体制を確立しました。毎年度、BCPの確 認を行い実効性を高めました。(川崎区役所) ・区本部訓練等により、計画の実効性の検証を行い、そ の結果を反映させることにより、区における業務継続計 画(BCP)の整備・充実を図りました。また、年度当初 等、緊急連絡先や職務代行者等の確認を遅滞なく実施 することにより、着実な業務継続体制の整備を推進しま した。(幸区役所) ・区の課題等を整理することで、業務継続計画の整備・ 充実を図りました。(中原区役所)	地域防災推進事業	10101020	川崎区役所 幸区役所 中原区役所
57	3103	業務継続体制 (BCP)の整備・充 実	・業務継続体制(BCP)の整備・充 実を図ります。(高津区役所) ・初動対応職員研修や震災時の 区本部設置訓練の実施により初 動・応急体制を確立し、適宜区計 画及び関係マニュアルの改訂を 実施します。(宮前区役所) ・業務継続計画の実効性を高め るため、区の実情に合わせて初 動体制・応急体制の整備を実 施します。 ・毎年度初め、異動等に伴い、緊 急連絡網の整備や職務代行者等 の確認を実施します。(多摩区役 所) ・区本部訓練を実施する際には、 BCPの発動を検討する項目を設 け、具体的な検討を進めていきま す。(麻生区役所)	・訓練等により、BCPの実効性の 検証を行い、その検証結果を踏 まえ、適宜、体制等を見直しを行 うことにより、初動体制・応急体制 の充実を推進します。 ・毎年、年度当初の異動等に伴う 連絡先や職務代行者等の確認を 実施します。(高津区役所) ・各種研修及び訓練を通じて、震 災時の初動体制を確立し、関係 マニュアルの実効性を高めます。 (宮前区役所) ・区の業務・課題等を整理し、業 務継続計画の整備・充実を図っ ていきます。(多摩区役所) ・災害シミュレーション訓練を実 施する際にはBCPの発動を検討す る項目を設ける等、BCPの体制 について継続して検討していく機 会を設けます。(麻生区役所)	3	3	3	3	3	B	・BCPに基づいた区の災害対応マニュアルを策定した ほか、訓練等により、BCP及びマニュアルの実効性の 検証を行い、その検証結果を踏まえ、適宜、体制等 を見直しを行うことにより、初動体制・応急体制の充実を 推進しました。 ・毎年、年度当初の異動等に伴う連絡先や職務代行者 等の確認を実施しました。(高津区役所) ・各種研修や訓練を通じて防災関係マニュアル等の実 効性を高めることで、業務継続体制(BCP)の整備・充 実を推進しました。(宮前区役所) ・業務継続計画の実効性を高めるため、初動体制・応 急体制の整備を実施しました。また、毎年度初め、異動 等に伴い、緊急連絡網の整備や職務代行者等の確認 を実施しました。(多摩区役所) ・区本部初動対応職員研修や震災時のトイレ対策訓練 等の実施により初動体制の確認を行った他、適宜区計 画及び関係マニュアルの改訂を実施しました。(麻生区 役所)	地域防災推進事業	10101020	高津区役所 宮前区役所 多摩区役所 麻生区役所

※各年度の評価区分【1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 ほぼ目標どおり、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った】
※計画期間全体の評価区分【A 順調に進捗した、B 一定の進捗があった、C 進捗が遅れた、D 進捗が大幅に遅れた】

かわさき強靱化計画の令和7年度評価結果及び令和3年度から令和7年度までの取組結果【重点事業以外の事業】

No.	強 靱 化 事 業 コ ー ド	事業名	事業内容等	計画期間の事業目標	各年度の評価結果					計画期間全体の取組結果		関連する事務事業名	関連する 事務事業 コード	所管局
					評価区分									
					令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	評価区分	取組結果			
57	3103	業務継続体制 (BCP)の整備・充 実	・訓練等により、業務継続計画 (BCP)の実効性の検証を行い、 その結果を踏まえ、適宜、計画の 改訂を検討することにより、病院 局における初動体制・応急体制 の充実を推進します。 ・毎年、年度当初の異動等に伴う 連絡先や職務代行者等の確認を 実施します。(病院局) ・大規模災害等発生時に備え、消 防力・消防体制の維持のため、 初動体制の充実を図ります。(消 防局) ・局内における訓練等により、計 画の実効性の検証を行い、その 結果を反映させることにより、本 市における業務継続体制(BCP) の整備・充実を図ります。また、 年度当初等、局内の緊急連絡先 や職務代行者等の確認を遅滞な く実施します。(市民オンブズマン 事務局) ・毎年度人事異動内示後に、速 やかに事務局管理職や市立学校 管理職の連絡先の確認を実施 し、連絡体制の確保に努めます。 (教育委員会事務局)	・業務継続計画(BCP)に基づく職 員参集訓練及び初動体制・応急 体制による情報収集・伝達訓練を 行い、業務継続計画(BCP)の実 効性の検証を継続します。 ・毎年、年度当初の異動等に伴う 連絡先や職務代行者等の確認を 継続します。(病院局) ・業務継続計画の非常時優先業 務等を適宜見直し、初動対応の 万全を図ります。(消防局) ・局内における訓練等により、計 画の実効性の検証を行い、その 結果を踏まえ、適時、計画の改定 を行うことにより、本市における業 務継続体制(BCP)の整備・充実 を推進します。(市民オンブズマン 事務局) ・危機管理本部と連携、調整しな がら、適宜、業務継続計画 (BCP)の改訂を行い、初動体制・ 応急体制の充実を推進します。 (教育委員会事務局)	3	3	3	3	3	B	・病院局本庁職員及び川崎・井田病院の事務系管理職 を対象とした緊急時連絡訓練を実施し、業務継続計画 (BCP)の実効性の検証を行うとともに、意見出しを行い ました。 ・毎年、年度当初の異動等に伴う連絡先や職務代行者 等の確認を実施し、継続的に更新しました。(病院局) ・消防指揮本部開設訓練及び消防指揮本部運用訓練 を定期的に実施し、大規模災害等発生時においても消 防力・消防体制を維持できるよう、消防指揮本部の体 制強化を図りました。(消防局) ・期間内において訓練等により計画の実効性の検証を 行うとともに、年度当初に局内の緊急連絡体制や職務 代行者等の確認を速やかに実施し、計画の実施に遺漏 なく取り組みました。(市民オンブズマン事務局) ・危機管理本部と連携・調整しながら、適宜、業務継続 計画(BCP)の改訂を行い、初動体制・応急体制の充実 を図りました。(教育委員会事務局)	地域防災推進事業	10101020	病院局 消防局 市民オンブズマン事務 局 教育委員会事務局

※各年度の評価区分【1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 ほぼ目標どおり、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った】
※計画期間全体の評価区分【A 順調に進捗した、B 一定の進捗があった、C 進捗が遅れた、D 進捗が大幅に遅れた】

かわさき強靱化計画の令和7年度評価結果及び令和3年度から令和7年度までの取組結果【重点事業以外の事業】

No.	強靱化 事業 コード	事業名	事業内容等	計画期間の事業目標	各年度の評価結果					計画期間全体の取組結果		関連する事務事業名	関連する 事務事業 コード	所管局
					評価区分									
					令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	評価区分	取組結果			
57	3103	業務継続体制 (BCP)の整備・充 実	・局内における訓練や、職員の研 修参加を通じBCPの実効性に関 する検証および知識の取得を図 り、業務継続体制の充実を推進し ます。 また、年度当初の局内の緊急連 絡先や職務代行者等の確認を遅 延なく実施します。(選挙管理委 員会事務局) ・研修、訓練等により、BCPの実 効性の検証を行い、その検証結 果を踏まえ、適宜、計画の改訂を 行うことにより、本市における初 動態勢・応急体制の充実を推進 します。(監査事務局) ・異動等に伴う連絡先の変更や 職務代行者等の確認を遅滞なく 迅速に行い、また、BCPに基づく 研修や訓練等において、BCPの 実効性の検証を行い、BCPの継 続的な更新・管理に取り組んでい きます。(人事委員会事務局) ・議会局危機管理対処方針の周 知を行います。 ・初動対応能力の向上を図るた め、川崎市議会避難訓練を実施 します。 ・災害時等緊急連絡システムによ る安否確認訓練を実施します。 ・川崎市議会大規模災害対応指 針の内容を踏まえた備蓄物資を 確保します。(議会局)	・選挙管理委員会事務局内での 防災訓練の実施や、災害対応に 関する各種研修会等への職員の 派遣を行い、防災等に関する知 識の向上や対応力の向上につな げます。(選挙管理委員会事務局) ・毎年度、研修、訓練等により、 BCPの実効性の検証を行い、そ の検証結果を踏まえ、適宜、計画 の改訂を行うことにより、本市に おける初動態勢・応急体制の充 実を推進します。(監査事務局) ・毎年度、異動等に伴う連絡先 の変更や職務代行者等の確認を遅 滞なく迅速に行い、また、BCPに 基づく研修や訓練等において、 BCPの実効性の検証を行い、 BCPの継続的な更新・管理に取 組んでいきます。(人事委員会事 務局) ・局内における議会局危機管理 対処方針の周知を行います。 ・引き続き初動対応能力の向上を 図るため、避難訓練及び災害時 緊急連絡システムによる安否確 認訓練を実施します。 ・川崎市議会大規模災害対応指 針の内容を踏まえた備蓄物資を 確保します。(議会局)	3	3	3	3	3	B	・総合防災情報システムの操作研修や災害対応に係る 各種研修、図上訓練等に職員を派遣し、防災に関する 知識を習得するとともに、研修や訓練で学んだ内容を 職場内で共有し、職場全体で防災知識を深めることが できました。 また、年度当初の局内の緊急連絡先や職務代行者の 確認を迅速に行うとともに、業務継続体制の充実に取 組みました。(選挙管理委員会事務局) ・全期間を通じ、研修、訓練等により、BCPの実効性の 検証を行い、実効性に問題がないことを確認しました。 (監査事務局) ・異動等に伴う連絡先の変更や職務代行者等の確認を 遅滞なく迅速に行いました。 ・BCPに基づく研修や訓練等において、BCPの実効性 の検証を行い、BCPの継続的な更新・管理に取り組み ました。(人事委員会事務局) ・局内における議会局危機管理対処方針の周知を行う とともに、いずれの年度においても避難訓練及び災害 時等緊急連絡システムによる安否確認訓練を実施し、 成果目標である災害初動対応能力の向上に取り組み ました。(議会局) ・これらの取組を推進し、各局区における業務継続体制 (BCP)の整備・充実を図りました。	地域防災推進事業	10101020	選挙管理委員会事務局 監査事務局 人事委員会事務局 議会局
58	3104	迅速な初動対応に 向けた体制整備	・災害対策本部及び区本部が発 災時に迅速かつ的確な対応を実 施できるよう、参集体制や初動体 制の整備、職員に対する研修・訓 練等を通じ、不断の初動体制強 化を推進します。(危機管理本 部、各区役所)	・避難所に参集する避難所運営 要員の早期指定や、各研修・訓 練を通じて、職員の対応能力向 上やマニュアルの修正等を実施 します。(危機管理本部) ・地震や風水害の災害を想定した 総合防災訓練や風水害対応研修 を実施し、職員の対応能力向上 を図ります。(各区役所)	3	3	3	3	3	B	・災害対策本部及び区本部が発災時に迅速かつ的確 な対応を実施できるよう、職員参集体制や初動体制の 整備、職員に対する研修・訓練等を通じ、初動体制強 化を推進しました。(危機管理本部) ・地震や風水害を想定した総合防災訓練や各種研修 の実施、初動体制の確認や参集体制の整備、避難所の 事前確認等を通じて、職員の災害対応能力の向上に取 り組み、迅速な初動対応に向けた体制を整備しました。 (各区役所)	危機管理対策事業	10101080	危機管理本部 川崎区役所 幸区役所 中原区役所 高津区役所 宮前区役所 多摩区役所 麻生区役所
59	3105	職員の防災意識・ 防災対応能力の 向上に向けた取組 の推進	・市職員一人一人に対して、継続 的な訓練・研修を実施しつつ、市 全体の防災意識、防災対応能力 の向上を図ります。(危機管理本 部) ・部署や職員によって防災意識・ 災害対応等に差が出ないよう、風 水害対応研修や効果的な研修・ 訓練等を実施し、区職員の防災 意識・防災対応能力の向上を推 進します。(各区役所)	・継続した職員に対する防災意 識、防災対応能力の向上のため、 年度内に複数回の訓練・研修を 実施していきます。(危機管理 本部) ・区本部開設・運営訓練及び避難 所の開設に係る各種研修を実施 します。(各区役所)	3	3	3	3	3	B	・職員の防災意識、防災対応能力を継続的に向上させ るため、計画期間を通じて、階層別研修をはじめ、様々 な種類の災害や役割に応じた訓練・研修を各年度複数 回実施しました。(危機管理本部) ・区本部開設・運営訓練や避難所の開設・運営に係る 各種研修を実施するとともに、地震や風水害を想定した 訓練や事前確認等を通じて、職員の防災意識及び災害 対応能力の向上に取り組みました。(各区役所)	防災対策管理運営事業	10101010	危機管理本部 川崎区役所 幸区役所 中原区役所 高津区役所 宮前区役所 多摩区役所 麻生区役所

※各年度の評価区分 【1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 ほぼ目標どおり、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った】

※計画期間全体の評価区分 【A 順調に進捗した、B 一定の進捗があった、C 進捗が遅れた、D 進捗が大幅に遅れた】

かわさき強靱化計画の令和7年度評価結果及び令和3年度から令和7年度までの取組結果【重点事業以外の事業】

No.	強靱化 事業 コード	事業名	事業内容等	計画期間の事業目標	各年度の評価結果					計画期間全体の取組結果		関連する事務事業名	関連する 事務事業 コード	所管局
					評価区分					評価区分	取組結果			
					令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度					
60	4101	総合防災情報システムの安定運用と強化	・総合防災情報システムを安定的かつ円滑に運用するとともに、継続的にシステム改修を行い機能改善を図ります。	・総合防災情報システムを安定的かつ円滑に運用するとともに、継続的にシステム改修を行い機能改善を図ります。	3	3	3	3	3	B	・総合防災情報システム及びサブシステム(川崎市防災ポータルサイト、かわさき防災アプリ、メールニュースかわさき等)について、継続的な改修を実施し、システムの安定運用に加え、利便性及びアクセシビリティの向上が図られました。	防災施設整備事業	10101030	危機管理本部
61	4102	情報通信機能の強化	・可用性、冗長性、信頼性の確保されたデータセンターで総合防災情報システム等を運用することにより、激甚災害時にも各種システムが利用できるようにします。(危機管理本部)	・可用性、冗長性、信頼性の確保されたデータセンターで総合防災情報システム等を運用することにより、激甚災害時にも各種システムが利用できるようにします。(危機管理本部)	3	3	3	3	3	B	・可用性、冗長性及び信頼性を確保したデータセンター(クラウド環境)において総合防災情報システム等の運用を維持するとともに、実災害時等の高負荷においても安定稼働が可能となるようスケーラビリティ強化のための改修を行うなど、激甚災害時においても各種システムを継続して利用できるよう取組を推進しました。	防災施設整備事業	10101030	危機管理本部
62	4201	総合防災情報システムを利用した情報収集・伝達体制の強化	・総合防災情報システムの操作研修を定期的実施することにより、情報収集・伝達体制維持・強化を推進します。 ・訓練や実災害への対応を通じ、適宜運用の改善を図ります。	・総合防災情報システムの操作研修を定期的実施することにより、情報収集・伝達体制維持・強化を推進します。 ・訓練や実災害への対応を通じ、適宜運用の改善を図ります。	3	3	3	3	3	B	・職員向け研修資料やマニュアル等の作成・更新を随時行い、危機管理本部、各局区向けに総合防災情報システムの操作研修を継続的に実施しました。 また、Lアラート全国合同訓練や区主催の防災訓練、実災害対応を通じて総合防災情報システムを活用し、運用の改善を図ることで、情報収集・伝達体制の維持・強化を推進しました。	防災施設整備事業	10101030	危機管理本部
63	4202	社会福祉施設との情報伝達体制の整備	・特別養護老人ホーム等の高齢者福祉施設及び障がい者福祉支援施設にデジタルMCA業務用無線機を引き続き設置し、建物の被害状況や施設利用者の安否確認を早期に行うとともに、一次避難所に避難した高齢者や障がい者の中で、二次避難所での受け入れが必要な方へ対応を円滑に図ります。 ・各情報の効率的な情報連携のため、インターネットにアクセス可能な媒体であれば使用可能な、新たな情報共有システムを導入します。	・特別養護老人ホーム等の高齢者福祉施設及び障がい者福祉支援施設など、二次避難所として利用される施設に対し、引き続きデジタルMCA業務用無線機を設置し、建物の被害状況や施設利用者の安否確認を早期に行える体制を整備します。 ・インターネットにアクセス可能な媒体であれば使用可能な、情報共有システムを導入し、より早急に各情報を集約する体制を整備するとともに、事業所間同士の共助の一助とします。その上で定期的な情報伝達訓練により、社会福祉施設との情報伝達体制を確立します。	3	3	3	3	3	B	・特別養護老人ホーム等の高齢者福祉施設及び障がい者福祉支援施設など、二次避難所として利用される施設に対し、引き続きデジタルMCA業務用無線機を設置し、建物の被害状況や施設利用者の安否確認を早期に行える体制を整備しました。 ・インターネットにアクセス可能な媒体であれば使用可能な情報共有システム(E-Welfissシステム)を導入し、各種情報をより迅速に集約できる体制を整備するとともに、定期的な情報伝達訓練を実施した結果、社会福祉施設との情報伝達体制の整備が進み、事業の推進が図られました。	災害救助その他援護事業	10401070	健康福祉局
64	4203	災害情報カメラの整備・運用	・整備されている災害情報カメラについて、適切な維持管理を行い、老朽化に伴う設備更新を実施します。	・整備されている情報通信機器について、適切な維持管理を行い、老朽化に伴う設備更新を実施します。	3	3	3	3	3	B	・災害情報カメラについて、5箇所(7台)のうち4箇所(5台)の更新を実施するとともに、毎年1回以上の点検及び不具合発生時の迅速な復旧対応を行うなど、情報通信機器の適切な維持管理や老朽化に伴う設備更新を適切に実施しました。	防災施設整備事業	10101030	危機管理本部
65	4204	水位計・地震計の整備・運用	・整備されている水位計・地震計について、適切な維持管理を行い、老朽化に伴う設備更新を実施します。	・整備されている情報通信機器について、適切な維持管理を行い、老朽化に伴う設備更新を実施します。	3	3	3	3	3	B	・水位計は年2回、地震計及び川崎市震度情報ネットワークシステムは年1回の点検の実施や、2年に一度のバッテリー交換、故障時の修繕など必要なメンテナンスを行い、安定的な稼働を維持するとともに、降雨時や地震発生時のデータ観測を通じて情報収集に活用するなど、発災時に円滑な運用が図られるよう取組を推進しました。	防災施設整備事業	10101030	危機管理本部

※各年度の評価区分 【1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 ほぼ目標どおり、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った】
 ※計画期間全体の評価区分 【A 順調に進捗した、B 一定の進捗があった、C 進捗が遅れた、D 進捗が大幅に遅れた】

かわさき強靱化計画の令和7年度評価結果及び令和3年度から令和7年度までの取組結果【重点事業以外の事業】

No.	強靱化 事業 コード	事業名	事業内容等	計画期間の事業目標	各年度の評価結果					計画期間全体の取組結果		関連する事務事業名	関連する 事務事業 コード	所管局
					評価区分					評価区分	取組結果			
					令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度					
66	4205	災害時における広報の充実	・市が運営する、市ホームページ、メールニュースかわさき等の情報伝達手段に加え、しアラート（災害情報共有システム）やシステム連携により、テレビ、ラジオ、民間ポータルサイト、民間アプリ等のメディアからも災害情報を入力できるような環境を整備し、適切に運用します。 ・災害時に市民が適切に情報を入力できるよう、啓発冊子の配布や講座・イベントの開催等による啓発を行います。（危機管理本部） ・災害時における広報充実のため、市ホームページを活用した情報伝達を継続して行います。（シティプロモーション推進室）	・市が運営する、市ホームページ、メールニュースかわさき等の情報伝達手段に加え、しアラート（災害情報共有システム）やシステム連携により、テレビ、ラジオ、民間ポータルサイト、民間アプリ等のメディアからも災害情報を入力できるような環境を整備し、適切に運用します。 ・啓発冊子の配布や、「備える。フェスタ」などの防災イベント、ぼうさい出前講座などの機会を通じ、災害時の情報入手について啓発を進めます。（危機管理本部） ・災害時における広報充実のため、市ホームページを活用した情報伝達を継続して行います。（シティプロモーション推進室）	3	3	3	3	3	B	・川崎市防災ポータルサイトやかわさき防災アプリの改修を継続して行い、トップ画面へのバナー配置やPUSH通知機能の追加、防災行政無線による音声確認期間の延長、多言語対応の実施などにより、市民の方が災害情報を入力しやすいよう環境の整備に取り組みしました。 ・啓発冊子の配布や「備える。フェスタ」などの防災イベント、ぼうさい出前講座を継続的に実施するなど、災害時に市民の方が必要とする情報を適切に入手できるような取組を推進しました。（危機管理本部） ・台風接近時や津波注意報発令時等において、市ホームページのトップページに情報掲載やリンク設定を行うなど、ホームページを活用した災害情報の発信を継続的に実施し、災害時の広報の充実に向け、取組を推進しました。（総務企画局）	危機管理対策事業	10101080	危機管理本部 総務企画局
67	4206	外国人市民等への災害情報の発信	・災害時の外国人支援を円滑に行うため、災害時多言語支援センターを設置し、災害情報の翻訳や、外国人市民からの相談や問い合わせに対応できるよう訓練等を実施します。 ・また、状況に応じて、やさしい日本語や多言語による緊急情報を市ホームページやSNSで発信します。	・年1回、災害時多言語支援センターの設置訓練を実施し、計画の実行性の検証を行うとともに、効果的な情報発信に向けた取組を推進します。 ・緊急時に情報を適切なタイミングで発信できるよう、災害時多言語支援センターや関係部署との連携を図ります。	3	3	3	3	3	B	・災害時多言語支援センターの設置訓練を毎年度実施し、計画の実効性の検証を行うとともに、関係部署との連携強化を図りながら効果的な情報発信に向けた取組を推進した結果、外国人市民等への情報提供体制の充実につながり、事業の推進が図られました。	国際交流センター管理運営事業	40901050	市民文化局
68	5103	臨海部の緊急輸送道路の維持管理	・臨海部の緊急物資輸送道路指定路線の安全性を確保するため、適正な維持管理を推進します。 ・老朽化した緊急輸送道路の改修を推進します。	・緊急物資輸送路の安全性を確保するため、適正な維持管理を実施し、老朽化した道路の改修を行います。（対象：5路線）	3	3	3	3	3	B	・緊急輸送道路に位置付けられている緑地前道路及び船溜道路の改良工事や、新たに位置付けた緊急輸送道路の液状化対策の必要性を検討するための調査を実施するなど、臨海部の緊急輸送道路の安全性を確保するため、適正な維持管理等を実施し、事業の推進が図られました。	港湾施設維持管理事業	40402150	港湾局
69	5107	農業用施設等の保守管理	・農業振興地域内の農業用施設、公有施設を対象とした改修工事を実施します。	・未改修の農業用施設の補修を行います。	3	3	3	3	3	B	・農業振興地域内の農業用施設及び公有施設を対象とした改修工事を実施し、災害時の施設機能の維持・強化につなげるなど、事業の推進が図られました。	農業生産基盤維持・管理事業	40104030	経済労働局
70	5108	農業用ため池の適正管理	・農業用ため池を対象とした巡回、除草等を実施し、ため池の継続的な維持管理を行います。	・農業用ため池を対象とした巡回、除草等を実施します。	3	3	3	3	3	B	・計画期間を通して、農業用ため池を対象とした巡回、除草等を実施し、周囲のフェンスの更新等、ため池の継続的な維持管理を継続的に行いました。また、農業用水利施設等の重大事故件数については、毎年度0件の目標に対し、計画期間を通じて重大事故0件を維持するなど適正管理に努め、事業の推進が図られました。	農業生産基盤維持・管理事業	40104030	経済労働局

※各年度の評価区分 【1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 ほぼ目標どおり、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った】
※計画期間全体の評価区分 【A 順調に進捗した、B 一定の進捗があった、C 進捗が遅れた、D 進捗が大幅に遅れた】

かわさき強靱化計画の令和7年度評価結果及び令和3年度から令和7年度までの取組結果【重点事業以外の事業】

No.	強靱化 事業 コード	事業名	事業内容等	計画期間の事業目標	各年度の評価結果					計画期間全体の取組結果		関連する事務事業名	関連する 事務事業 コード	所管局
					評価区分									
					令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	評価区分	取組結果			
71	5110	生産緑地の指定の推進	・生産緑地地区の指定の推進により、都市農地の保全を図ります。 ・特定生産緑地制度の周知徹底に努め、指定を推進します。	・生産緑地の新規追加、拡大指定を行います。(目標:年間指定面積 12,000㎡) ・特定生産緑地の指定を推進します。 【評価理由】 生産緑地地区の新規指定面積について、取組実績が目標(12,000㎡)を下回ったため。 【目標達成への取組】 JAセレス川崎と連携し、生産緑地未指定農地所有者の把握、生産緑地指定に関するチラシの配布や掲示、電話・窓口相談の機会を通じ制度説明を行うなど、生産緑地地区の新規指定に向けた取組を行いました。	3	3	4	4	4	C	・計画期間を通して、毎年度JAセレス川崎と連携し、生産緑地未指定農地所有者の把握や制度説明を行うなど、新規指定に向けた取組を実施しました。その結果、令和3年度及び令和4年度においては目標値である12,000㎡を上回る面積の新規指定を行うことができました。 ・令和5年度以降は、市街化区域内農地の約7割が既に生産緑地として指定されていることなどから、新規指定が可能な農地が減少し、面積目標を下回ったものの、計画期間全体では48,910㎡の新規指定を行いました。 ・今後も引き続き、関係団体と連携しながら制度周知や指定促進に取り組み、生産緑地の保全を推進します。	農環境保全・活用事業	30304010	経済労働局
72	5111	広域交通ネットワーク等の形成の推進	・鉄道・道路に係る広域交通ネットワーク等の形成を目指し、災害時においても有効に活用できるよう検討します。	・鉄道や広域的な幹線道路等の整備による防災性の高い交通ネットワーク等の形成を目指し、国や他自治体、鉄道事業者等と連携し、事業を推進します。	3	3	3	3	3	B	・「川崎市総合都市交通計画」に基づき、国や他自治体等と連携して、災害に強い交通環境の整備に向け、道路橋りょう等の耐震化や緊急交通路、緊急輸送道路の整備などの取組を推進しました。 また、令和7年11月に「第2次川崎市総合都市交通計画」を策定し、鉄道や広域的な幹線道路の整備による防災性の高い交通ネットワークの形成等の方向性を示しました。	総合交通計画調査事業 鉄道計画関連事業	40701010 40701020	まちづくり局
73	5112	道路機能の早期復旧体制の整備	・災害時協定の見直し・検証を通じて、道路機能の早期回復に向けた体制整備を推進します。(危機管理本部、各区役所) ・関係事業者との情報共有や訓練等による検証を通じて、対応マニュアルや連携体制等の確認を行い、道路機能の早期回復に向けた体制整備を推進します。(建設緑政局)	関係主管局との情報共有や災害対応時の検証を通じて、協定(特設作業隊等)やマニュアル、連携体制等の整理を行います。(危機管理本部、各区役所) ・関係事業者との情報共有や、防災訓練等による検証を通じて、道路機能の早期回復を推進します。(建設緑政局)	3	3	3	3	3	B	・関係主管局との情報共有や災害対応時の検証を通じて、協定(特設作業隊等)やマニュアル、連携体制の整理を行いました。(危機管理本部、各区役所) ・関係事業者との情報共有や防災訓練等による検証を通じて、道路機能の早期回復に向けた取組を実施しました。(建設緑政局) ・これらの取組に加え、県内の道路管理者等で構成する神奈川県緊急輸送道路ネットワーク協議会に参画し、道路啓開に関する協議、調整を実施するなど、道路機能の早期復旧に向けた取組を推進し、事業の進捗が図られました。	道路・橋りょう等の維持補修事業 防災対策管理運営事業	10204020 10101010	危機管理本部 建設緑政局 川崎区役所 幸区役所 中原区役所 高津区役所 宮前区役所 多摩区役所 麻生区役所
74	5113	港湾BCPの風水害編の策定	・令和3年3月に策定した港湾における行動計画(港湾BCP)風水害編を適宜更新します。	・近年激甚化する風水害等、地震以外の災害にも対応するための港湾における行動計画(港湾BCP)風水害編を、関係機関の実施する訓練等に参加・検証し、適宜更新を行います。	3	3	3	3	3	B	・港湾における行動計画(港湾BCP)風水害編について、関係機関が実施する訓練への参加や検証結果を踏まえ、岸壁への船舶の安全な係留を確保するため、緊急物資輸送に係る施設に防波堤を追加するなど改訂を行い、気候変動の影響により、近年、激甚化、頻発化する風水害に向け、事業の推進が図られました。	地域防災推進事業	10101020	港湾局

※各年度の評価区分 【1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 ほぼ目標どおり、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った】

※計画期間全体の評価区分 【A 順調に進捗した、B 一定の進捗があった、C 進捗が遅れた、D 進捗が大幅に遅れた】

かわさき強靱化計画の令和7年度評価結果及び令和3年度から令和7年度までの取組結果【重点事業以外の事業】

No.	強靱化 事業 コード	事業名	事業内容等	計画期間の事業目標	各年度の評価結果					計画期間全体の取組結果		関連する事務事業名	関連する 事務事業 コード	所管局
					評価区分									
					令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	評価区分	取組結果			
75	5114	港湾BCPの運用、訓練の実施	・港湾における行動計画(港湾BCP)に基づく訓練等を実施します。	・港湾における行動計画(港湾BCP)に基づく訓練等を継続し、適宜計画の更新を行います。	3	3	3	3	3	B	・風水害や震災に係る図上訓練等に積極的に参加するとともに、港湾BCPに基づく訓練計画を作成し、訓練を実施するなど、継続的な取組により事業の推進が図られました。	地域防災推進事業	10101020	港湾局
76	5115	緊急輸送道路・緊急交通路についての市民への周知	・緊急輸送道路、緊急交通路の目的などについて、市ホームページなどを活用し、周知します。	・緊急輸送道路、緊急交通路の目的などについて、市ホームページなどを活用し、周知します。	3	3	3	3	3	B	・緊急輸送道路及び緊急交通路の目的等について、市ホームページ等を活用して周知するとともに、道路情報に変更が生じた場合は、適宜更新を行うなど、市民等の理解促進につながるよう、計画に基づき、適切に事業を推進しました。	地域防災推進事業	10101020	建設緑政局
77	5201	ライフライン関係団体との連携強化	・平時からライフライン事業者及び関係局区における情報共有等を行い、災害時における迅速なライフラインの復旧に向けた連携体制を構築します。	・毎年度、連絡体制の確認を行うとともに、ライフライン連絡会議等を通じて、情報共有、意見交換等を行い、必要に応じて災害時における連携体制の見直しを行います。	3	3	3	3	3	B	・計画期間において毎年度、連絡体制の確認を行うとともに、ライフライン連絡会議等を通じて、情報共有や意見交換を実施し、災害時における連携体制の見直しを実施するなど、災害時における迅速なライフラインの復旧に向け、関係事業者との連携強化が図られました。	地域防災推進事業	10101020	危機管理本部
78	5301	コンビナート関連施設における特定防災施設等の整備	・大規模地震発生時等における石油コンビナート地区の災害の発生や拡大の防止及び被害の軽減を図るため、特定事業所の特定防災施設等の地震津波対策の応急措置の実施を指導します。 ・特定事業所に対し、講習会や立入検査等の機会を捉えて指導を実施します。	・特定事業所の特定防災施設等の地震津波対策の策定を指導するとともに、対策の多重化について指導します。	3	3	3	3	3	B	・特定事業所に対し、特定防災施設等の地震・津波対策の実施や、対策の多重化などについて、講習会や立入検査等の機会を捉えて指導を実施するなど、大規模地震発生時等における石油コンビナート地区の災害の発生や拡大の防止及び被害の軽減を図るための継続的な取組を進めた結果、事業の推進が図られました。	危険物施設等規制事業	10104130	消防局
79	5302	屋外タンクの耐震化対策の推進	・内部浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の耐震基準適合については、令和6年3月31日に改修期限が設定されていますが、引き続き危険物担当者講習会及び立入検査等を通じて早期耐震改修を指導していきます。	・現在、内部浮き蓋付き特定屋外タンク:60基中41基が適合済み(改修率は65.5%)ですが、改修期限にかかわらず早期の耐震化について指導していきます。 ⇒令和5年度に、全ての内部浮き蓋付き特定屋外タンクの耐震化が完了(休止除く)しました。	3	3	3	3	3	B	・内部浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の耐震基準適合については、令和6年3月31日の改修期限に向けて、危険物担当者講習会や立入検査等を通じた早期耐震改修の指導を実施した結果、全ての該当タンクの耐震化を完了し、計画期間の事業目標を達成しました。	危険物施設等規制事業	10104130	消防局
80	5303	石油コンビナートにおける補完体制の整備	・県内外への消防隊への応援要請等、不足する消防力の補完体制を整備し、事業所等と連携を推進していきます。	・不足する消防力の補完体制については、共同防災隊の応援要請及び受援計画に基づく県内外の消防力の応援要請並びに大容量泡放射システムの要請について事業所等と連携を推進していきます。	3	3	3	3	3	B	・共同防災隊の応援要請、受援計画に基づく県内外の消防力の応援要請や大容量泡放射システムの要請について、県内外の消防機関や事業所との訓練を通じて連携強化を図るなど、石油コンビナート地区における不足する消防力の補完体制について継続的に取組を進めた結果、事業の推進が図られました。	活動計画・出場計画に関する事務	10104200	消防局
81	5304	消防艇の運用・維持管理	・旧第5、第6川崎丸から、大小2艇体制となり、機能も強化された消防艇「かわさき」、消防艇「うみかぜ」について、適正に運用、維持管理を実施します。	消防艇「かわさき」、消防艇「うみかぜ」について、適正に運用、維持管理を実施します。 ・消防艇(2艇体制)の運用・維持管理 ・消防艇の船舶検査(中間) ・消防艇の船舶検査(定期)	3	3	3	3	3	B	・消防艇「かわさき」及び消防艇「うみかぜ」について、2艇体制で運用し、船舶検査(中間:令和4年12月「かわさき」、令和6年2月「うみかぜ」、定期:令和8年1月「かわさき」)を計画的に実施するなど、計画期間において、適正な運用及び維持管理を実施しました。	消防艇管理事業	10104040	消防局

※各年度の評価区分 【1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 ほぼ目標どおり、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った】

※計画期間全体の評価区分 【A 順調に進捗した、B 一定の進捗があった、C 進捗が遅れた、D 進捗が大幅に遅れた】

かわさき強靱化計画の令和7年度評価結果及び令和3年度から令和7年度までの取組結果【重点事業以外の事業】

No.	強靱化 事業 コード	事業名	事業内容等	計画期間の事業目標	各年度の評価結果					計画期間全体の取組結果		関連する事務事業名	関連する 事務事業 コード	所管局
					評価区分									
					令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	評価区分	取組結果			
82	5305	臨海部民間施設との情報共有体制の確立	・臨海部における災害の未然防止、災害の拡大防止、市民及び従業員等の安全確保を図るため、協議・検討を行い、臨海部企業との情報共有体制を推進します。(危機管理本部) ・川崎臨海部広域防災訓練に参加し、災害時における立地企業との連絡調整体制強化を行います。(港湾局) ・川崎臨海部防災協議会において、防災・減災の取組、企業・行政間連携、企業の事業継続に係る事項の協議・検討を行います。 ・臨海部の事業所、国、県、市などが連携して毎年、川崎臨海部広域防災訓練を開催し、情報共有体制の確立等を推進します。(臨海部国際戦略本部) ・川崎臨海部防災協議会への参加及び川崎区危機管理地域協議会において情報共有を図ります。(川崎区役所)	・川崎臨海部防災協議会等にて、継続して防災・減災に関する事項、企業行政間連携、企業の事業継続に係る事項等の協議・検討を行うとともに、訓練等を通じて、情報共有体制を確認します。(危機管理本部) ・川崎臨海部広域防災訓練への参加をとおして災害時における立地企業との連携強化を推進します。(港湾局) ・災害対応力の向上と関係機関の連携強化を図るため、川崎臨海部防災協議会を年2回、川崎臨海部広域防災訓練を年1回行います。(臨海部国際戦略本部) ・毎年、臨海部広域防災訓練へ参加すると共に川崎区危機管理地域協議会において情報共有を図ります。(川崎区役所)	3	3	3	3	3	B	・川崎臨海部防災協議会等において、防災・減災に関する事項や企業・行政間の連携、事業継続に係る事項等について協議・検討を行うとともに、訓練等を通じて情報共有体制の確認を行いました。(危機管理本部) ・川崎臨海部広域防災訓練等への参加を通じて、立地企業等との情報共有や連絡体制の確認を行うなど、連携強化を推進しました。(港湾局) ・災害対応力の向上と関係機関の連携強化を図るため、計画通り、川崎臨海部防災協議会を毎年度2回、川崎臨海部広域防災訓練を毎年度1回実施しました。(臨海部国際戦略本部) ・毎年、川崎臨海部防災協議会への参加及び臨海部広域防災訓練へ参加するとともに、川崎区危機管理地域協議会においてメーリングリストを作成し、緊急時における連絡体制を確保しました。(川崎区役所) ・これらの取組を推進した結果、臨海部の立地企業と行政間の連携強化が図られ、事業が推進しました。	臨海部・津波防災対策事業	10101040	危機管理本部 港湾局 臨海部国際戦略本部 川崎区役所
83	5306	石油コンビナートに係る防災対策の実施	・石油コンビナート等特別防災区域での各種災害に対応した自衛消防組織及び共同防災組織との訓練を通じ、災害対応力の強化を図ります。(消防局) ・臨海部における災害の未然防止と被害の拡大防止を図るため、臨海部防災対策計画を踏まえ、関係機関と連携して、臨海部の防災対策を推進します。(危機管理本部)	・石油コンビナート災害活動指針に基づき、石油コンビナート等特別防災区域内で情報収集及び放水活動訓練を実施し、災害対応時の連携強化を図ります。(消防局) ・臨海部防災対策計画に基づく、訓練や対策を実施します。 ・神奈川県石油コンビナート等防災本部が実施する会議や訓練等に関係機関とともに参加し、連携強化を図ります。(危機管理本部)	3	3	3	3	3	B	・石油コンビナート等特別防災区域内において、石油コンビナート災害活動指針に基づく情報収集及び放水活動訓練を実施するとともに、自衛消防組織や共同防災組織との訓練を行いました。(消防局) ・臨海部における災害の未然防止と被害の拡大防止を図るため、臨海部防災対策計画に基づく訓練等を実施するとともに、神奈川県石油コンビナート等防災本部が実施する会議や訓練等に参加し、関係機関との連携強化を図りました。(危機管理本部) ・これらの取組を推進した結果、石油コンビナート地域の災害時における関係機関との連携強化が図られるなど、事業が推進しました。	警防活動事業 臨海部・津波防災対策事業	10104070 10101040	消防局 危機管理本部 関係局
84	5307	危険物施設等の風水害対策の推進	・台風等による風水害発生時における石油コンビナート地区の被害を局限化するため、石油コンビナート地区における危険物施設等からの危険物流出防止、出火防止を目的とし、危険物施設等に事故が発生した場合もその影響を極小化・局限化し速やかな回復ができることを念頭に、風水害対策を推進し、国土強靱化につなげます。	・令和2年3月に危険物施設の風水害対策ガイドラインが取りまとめられ、風水害発生時における危険物保安上の留意事項として、「平時からの事前の備え」、「風水害の危険性が高まってきた場合の応急対策」、「天候回復後の点検・復旧」が示されたことから、当該留意事項に基づき特定事業所及び予防規程該当事業所における風水害対策を推進します。	3	3	3	3	3	B	・危険物施設の風水害対策について、消防庁ガイドラインをホームページに掲載するとともに、講習会や立入検査の機会を捉えて特定事業所及び予防規程該当事業所に対し、風水害発生時における危険物保安上の留意事項について予防規程への記載を促した結果、年々、反映事業所数が増加するなど、事業の推進が図られました。	危険物施設等規制事業	10104130	消防局

※各年度の評価区分【1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 ほぼ目標どおり、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った】
※計画期間全体の評価区分【A 順調に進捗した、B 一定の進捗があった、C 進捗が遅れた、D 進捗が大幅に遅れた】

かわさき強靱化計画の令和7年度評価結果及び令和3年度から令和7年度までの取組結果【重点事業以外の事業】

No.	強靱化 事業 コード	事業名	事業内容等	計画期間の事業目標	各年度の評価結果					計画期間全体の取組結果		関連する事務事業名	関連する 事務事業 コード	所管局
					評価区分									
					令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	評価区分	取組結果			
85	5601	経年化した工業用水道施設の更新	・工業用水道の一部施設等の経年化が進んでいることから、工業用水道利用者の需要動向を考慮し、適正規模での更新に向けた検討を実施します。	・工業用水道利用者の需要動向を踏まえ、経年化した施設等の更新に向けた検討・調整を実施します。	3	3	3	3	3	B	・工業用水道利用者の需要動向を踏まえ、経年化した施設等の更新に向けた検討・調整を継続的に実施し、事業の推進が図られました。	工業用水道施設の整備事業	10301050	上下水道局
86	6501	河川施設の更新・機能向上等	・老朽化した護岸(対象:平瀬川護岸)の維持補修を図るとともに、耐震化による機能性向上を進めます。 ・効率的、効果的な維持管理を推進するため、令和3年度に川崎市河川維持管理計画を策定しました。	・護岸変状が著しい平瀬川護岸について改修を継続的に進めます。 ・詳細点検や健全度診断の結果を基に、長寿命化計画と管理プログラムを策定し維持管理費用の削減と平準化を実現して将来に渡り持続可能な維持管理サイクルを構築します。	3	3	3	3	3	B	・平瀬川護岸の緊急対策工事を実施し、治水安全度の確保を図るとともに、老朽化した河川施設の更新を行いました。また、詳細点検や健全度診断の結果を踏まえ、長寿命化に向けた維持管理の取組を進めるなど、河川施設の更新・機能向上に取り組み、事業の推進が図られました。	河川施設更新事業 河川・水路維持補修事業	10105040 10204030	建設緑政局
87	7101	地震に伴う出火防止に係る意識啓発	・感震ブレーカーの展示やチラシの配布等を行い、普及啓発を行います。 ・住宅密集地域の不燃化対策の一環として、関係部局の事業と連携して取組を推進します。	・各種イベント等において、関係部署等と連携し、感震ブレーカーの展示や啓発チラシの配布等、普及啓発を行います。	3	3	3	3	3	B	・感震ブレーカーは、大規模地震発生時における通電火災など、電気に起因する出火防止を図るための有効な手段の一つであり、火災延焼リスクの高い地区を中心に普及啓発を行ってきたほか、市地域防災計画、火災予防条例に感震ブレーカーの普及等を位置付けるなど、関係局と連携して継続的に取組を進めた結果、事業の推進が図られました。	地域防災推進事業	10101020	危機管理本部 関係局
88	7201	臨海部孤立化対策	・帰宅困難者一時滞在施設の確保を進めるとともに、情報共有手段の検討、船舶など代替輸送手段の活用に向けた取組、孤立化対策訓練の実施等を行います。(危機管理本部) ・緊急物資の輸送経路確保や帰宅困難者の船舶による代替輸送手段を活用した訓練等を実施します。(港湾局)	・臨海部における孤立化対策として、一時滞在施設の確保を進めるとともに、船舶などの代替輸送手段の活用、孤立化対策訓練の実施等を行います。(危機管理本部) ・訓練等を通じて緊急物資や帰宅困難者の輸送体制及び対策を推進します。(港湾局)	3	3	3	3	3	B	・臨海部における孤立化対策として、一時滞在施設の確保に取り組むとともに、船舶等の代替輸送手段の活用や孤立化対策訓練を実施しました。(危機管理本部) ・首都直下地震防災訓練等に参加し、関係機関と連携した緊急物資輸送や帰宅困難者輸送訓練を実施しました。(港湾局) ・これらの取組を推進した結果、帰宅困難者対策に係る受入体制や情報共有体制、代替輸送体制の強化につながり、事業の推進が図られました。	臨海部・津波防災対策事業	10101040	危機管理本部 港湾局
89	7301	路面下空洞調査の実施	・道路施設の機能維持を図るために緊急輸送道路・緊急交通路等における路面下空洞調査を実施します。	・令和3～7年度までに約180kmの緊急輸送道路・緊急交通路等における路面下空洞調査を実施します。	3	3	3	3	3	B	・令和3年度から令和7年度までに約180kmの緊急輸送道路・緊急交通路等において路面下空洞調査を実施した結果、道路陥没の未然防止や道路機能の維持が図られました。	占用業務管理	10204090	建設緑政局

※各年度の評価区分 【1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 ほぼ目標どおり、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った】
※計画期間全体の評価区分 【A 順調に進捗した、B 一定の進捗があった、C 進捗が遅れた、D 進捗が大幅に遅れた】

かわさき強靱化計画の令和7年度評価結果及び令和3年度から令和7年度までの取組結果【重点事業以外の事業】

No.	強靱化 事業 コード	事業名	事業内容等	計画期間の事業目標	各年度の評価結果					計画期間全体の取組結果		関連する事務事業名	関連する 事務事業 コード	所管局
					評価区分									
					令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	評価区分	取組結果			
90	7501	大気汚染物質・水質汚濁物質の漏洩・流出防止(有害物質等の漏洩・流出防止)	・大規模災害時の事故に伴う有害物質等の漏洩・流出防止に備えます。 ①事業所に対し、立入調査、報告徴取等による監視・指導を行うとともに、施設や有害物質の使用方法等について適正な管理を求めています。 ②有害物質等の大気や公共用水域等へ漏洩・流出事故に備え、庁内外の関係機関(部署)や事業所と連携して、対応マニュアルの充実を図るとともに、迅速かつ的確に対応できるよう取組を進めています。	・大規模災害時の事故に伴う有害物質等の漏洩・流出防止に備えます。 ①毎年度、大気汚染防止法等の対象約300事業所、水質汚濁防止法等の対象約100事業所に対して、監視・指導を行います。また、当該法令の総量規制対象事業所等約60事業所に対して、適正管理を促す通知を行います。 ②庁内外の関係機関(部署)や有害物質の取扱量の多い事業所に対して、ヒアリング等による情報収集・共有、意見交換等を行い、適時マニュアルを見直しして充実を図るとともに、迅速かつ的確に対応できるよう取組を進めています。	3	3	3	3	3	B	大規模災害時の事故に伴う有害物質等の漏洩・流出防止に向けた取組を実施しました。 ①毎年度、大気汚染防止法等の対象となる約300事業所及び水質汚濁防止法等の対象となる約100事業所に対し、監視・指導を実施しました。また、当該法令の総量規制対象事業所等約60事業所に対して、適正管理を促す通知を行いました。 ②庁内外の関係機関(部署)や有害物質の取扱量の多い事業所に対し、ヒアリング等による情報収集・共有や意見交換を実施し、その結果を踏まえて令和5年度に有害物質漏洩等対応マニュアルを作成しました。また、当該マニュアルの記載のある有害物質の簡易測定機器(検知管)の整備を行うとともに、令和7年度には環境対策部及び環境総合研究所において、大規模災害時における有害物質の漏洩を想定した机上訓練を実施し、迅速かつ的確に対応できるよう取組を進めました。 ・これらの取組を推進した結果、有害物質等の漏洩・流出事故への対応体制の強化や事業所における適正管理の推進につながり、事業の推進が図られました。	大気・水質発生源対策事業 大気・水環境保全事業	30201050 30201010	環境局
91	8102	災害廃棄物仮保管場所の確保	・大規模な震災等の発生に伴う災害廃棄物の仮保管場所を速やかに確保するために関係局区と協議を行い、対策を推進します。	・国、県及び他自治体と情報共有を行いながら、川崎市災害廃棄物等処理計画に基づき仮保管場所の確保を図ります。	3	3	3	3	3	B	・計画期間を通じて、一次仮保管場所候補地の選定に向けた候補地となり得る公有地の全庁照会を毎年度実施するとともに、仮保管場所の確保に関する考え方について各区役所及び道路公園センターへの説明・協議を継続的に行いました。 ・これらの取組により、庁内において災害(水害)時の対応に関する認識の共有が進み、仮保管場所の運営に係る対応内容の整理・明確化につながりなど、事業の推進が図られました。	廃棄物企画調整事業	30202070	環境局
92	8201	都市復興にかかる平時からの取組の推進	・市職員が被災状況に応じて柔軟な復興対策が可能となるよう、発災前の復興準備を進めます。(総務企画局、危機管理本部、まちづくり局)	・被害状況に応じて臨機応変に対応できるよう、平常時から復興への事前準備に資する検討や訓練等を実施します。(総務企画局、危機管理本部、まちづくり局)	3	3	3	3	3	B	・被害状況に応じて臨機応変に対応できるよう、平常時から復興に向けた事前準備に資する検討を行うとともに、職員向け復興研修会を実施し、復興への意識醸成に取り組むなど、事業の推進が図られました。(総務企画局、危機管理本部、まちづくり局)	防災都市づくり基本計画推進事業	10102010	総務企画局 危機管理本部 まちづくり局

※各年度の評価区分【1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 ほぼ目標どおり、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った】
※計画期間全体の評価区分【A 順調に進捗した、B 一定の進捗があった、C 進捗が遅れた、D 進捗が大幅に遅れた】

かわさき強靱化計画の令和7年度評価結果及び令和3年度から令和7年度までの取組結果【重点事業以外の事業】

No.	強靱化 事業 コード	事業名	事業内容等	計画期間の事業目標	各年度の評価結果					計画期間全体の取組結果		関連する事務事業名	関連する 事務事業 コード	所管局
					評価区分									
					令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	評価区分	取組結果			
93	8202	地域包括ケアシステムの構築	・誰もが住み慣れた地域等で安心して暮らし続けることができる仕組みである、地域包括ケアシステムの構築を推進します。	・川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による、地域の活性化や助け合いの仕組みづくりなど、平時からの地域力の向上に資する取組を推進していきます。 【評価理由】 地域包括ケアシステムの考え方の理解度について、取組実績が目標(42.0%)を下回ったため。 【目標達成への取組】 ポータルサイトで防災に関する内容を含めた情報発信を強化したほか、「人生100年時代に備える地ケアフェア」等のイベントや市民等との対話を通じた身近な地域でのつながりづくりや、未来の備えに向けた啓発など、地域包括ケアシステムの考え方に基づく具体的な行動に結びつけるための取組を行いました。	4	3	4	3	4	C	・地域包括ケアシステムに対する理解度は目標値に達しなかったものの、自助・互助・共助・公助の視点での啓発や防災情報の発信により、意識醸成は進んでおり、また、高齢者の通いの場への参加者数が増加するなど、地域における顔の見える関係づくりや支え合いの基盤づくりは進展しているものと考えています。地域包括ケアシステム全体の理解促進には課題が残るものの、今後も、予防や生活支援をはじめとする地域力の向上に資する取組を着実に推進し、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けられる地域の実現に向け取り組んでまいります。	地域包括ケアシステム推進事業	10401010	健康福祉局
94	8204	応急危険度判定体制の整備	・庁内関係機関及び近隣行政、関係団体と災害発生時に情報共有、連携できる体制整備を推進しています。 ・職員の判定士登録の推進とともに、神奈川県建築物震後対策推進協議会の活動を通じて、被災建築物応急危険度判定士の講習会や制度の周知等、判定士の安全確保に向けた取組を推進しています。 ・大地震等が発生した場合、宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害による被害拡大を防止するために、被災宅地危険度判定士の確保を行い、被災宅地危険度判定の体制を整備します。	・応急危険度判定活動を迅速に行うための受入れ体制の強化・維持、連絡体制の整備を行います。 ・判定士及びコーディネーターの養成を行います。 ・判定士の登録を呼びかけるとともに、判定士の能力向上を目的とした研修会を実施し、判定士の量・質の確保を図ります。	3	3	3	3	3	B	・応急危険度判定活動を行うための受入れ体制の強化・維持、連絡体制の整備を行うため、参集訓練の実施及びマニュアルの更新を行いました。 ・判定士及びコーディネーターの養成のため、部内研修(年2回)を実施するとともに、判定士の登録を呼びかけや、判定士の能力向上を目的とした外部研修への参加を促しました。 ・職員に対し、被災宅地危険度判定士への登録を呼びかけるとともに、既存の判定士に対しても判定技術向上等を目的とした外部研修への参加を促すなどの取組を行い、被災宅地危険度判定の体制の整備が図られました。	建築・宅地に関する指導・審査事業	40601130	まちづくり局
95	8205	建物被害認定調査及び罹災証明発行体制の整備	・災害発生時、早期に罹災証明書の発行ができるよう、平時から、職員の育成や担当部局間の連携体制の構築、マニュアル整備を推進します。(危機管理本部) ・災害発生時に的確な建物被害認定調査が実施できるよう、市税事務所職員を対象とした研修を実施します。(財政局)	・災害発生時、早期に罹災証明書の発行ができるよう、平時から、職員の育成や担当部局間の連携体制の構築、マニュアル整備を推進します。(危機管理本部) ・建物被害認定調査に係る研修を毎年度1回実施します。(財政局)	3	3	3	3	3	B	・災害発生時、早期に罹災証明書の発行ができるよう、平時から、職員の育成や担当部局間の連携体制の構築、マニュアル整備を推進しました。(危機管理本部) ・災害発生時、早期に罹災証明書の発行ができるよう、研修等を通じて体制整備に取り組むとともに、令和7年の大雨による浸水被害では、早急に罹災証明書の発行体制を構築し、危機管理本部及び市税事務所と協力して迅速な対応を実施しました。(各区役所) ・毎年度、建物被害認定調査に係る研修を実施し、職員の知識向上に取り組みました。また、制度改正やシステム変更に応じて研修内容の見直しを行いました。(財政局)	危機管理対策事業	10101080	危機管理本部 財政局 川崎区役所 幸区役所 中原区役所 高津区役所 宮前区役所 多摩区役所 麻生区役所

※各年度の評価区分【1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 ほぼ目標どおり、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った】

※計画期間全体の評価区分【A 順調に進捗した、B 一定の進捗があった、C 進捗が遅れた、D 進捗が大幅に遅れた】

かわさき強靱化計画の令和7年度評価結果及び令和3年度から令和7年度までの取組結果【重点事業以外の事業】

No.	強靱化 事業 コード	事業名	事業内容等	計画期間の事業目標	各年度の評価結果					計画期間全体の取組結果		関連する 事務事業 コード	所管局	
					評価区分					評価区分	取組結果			
					令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度					
96	8401	文化財の保護・活用等に向けた取組の推進	・指定文化財所有者に対し、「指定文化財の手引き」の配布や、文化財防火デーに合わせた注意喚起を行うなど、指定文化財所有者への防災意識向上の取組を実施します。 ・日本民家園及び青少年科学館については、引き続き、定期的に防災訓練を実施します。また、日本民家園に移築復原されている文化財建造物の防災対策を順次実施します。 (教育委員会) ・川崎市市民ミュージアムの被災収蔵品修復作業を推進するとともに、新たなミュージアムの整備に向けて取組を推進します。(市民文化局)	・文化財指定時に手引きを配布するほか、毎年1月26日の文化財防火デーに合わせ消防局と連携して指定文化財所有者への防災意識向上の取組を実施します。 ・令和3年度、4年度に旧太田家住宅、令和4年度、5年度に旧作田家住宅、令和6年度、7年度に旧江向家住宅の耐震補強工事を実施します。 ・台風の際の倒木対策として、古民家と園路周辺の危険木を順次伐採、剪定します。 ・日本民家園では、消防署と連携し、防災訓練を年4回実施します。 ・青少年科学館では、防災訓練を年2回実施します。 (教育委員会) ・川崎市市民ミュージアムの被災収蔵品修復作業を推進するとともに、新たなミュージアムの整備に向けて管理運営計画を策定します。(市民文化局)	3	3	3	3	3	B	・文化財指定時の手引きの配布や文化財防火デーにおける防災啓発、日本民家園及び青少年科学館における防災訓練の実施、危険木の伐採・剪定による安全対策に継続的に取り組みました。 ・日本民家園の旧太田家住宅、旧作田家住宅及び旧井岡家住宅の耐震補強工事を完了し、旧江向家住宅の耐震補強工事設計を実施しました。(教育委員会事務局) ・川崎市市民ミュージアムの被災収蔵品修復作業を推進するとともに、新たなミュージアムの整備に向けた取組について、昨今の物価高騰などの社会動向を踏まえた精査を行うため、管理運営計画の策定は延期しましたが、基本構想及び基本計画を策定しました。(市民文化局) ・これらの文化財の保護・活用等に向けた取り組みにより、事業の推進が図られました。	文化財保護・活用事業 市民ミュージアム管理運営事業	40802020 40802040	教育委員会 市民文化局
97	8502	空き家利活用推進事業	・「空家等対策計画」に基づき、空家の予防や適正管理、利活用に関する周知啓発や相談窓口の運営、まちづくりに資する空家活用等の取組を支援します。	・空家状況の把握のための調査を継続的に実施します。 ・専門家団体等と連携し、空家の予防や適正管理に関する意識啓発に取組むとともに、空家所有者からの相談対応等を実施します。また、関係課と連携し管理不全化した空家等への対応を推進します。	3	3	3	3	3	B	・第2期川崎市空家等対策計画に基づき、空家の継続的な調査や空家所有者への意識啓発、相談対応等を実施するとともに、管理不全化した空家に対して法的措置等を実施し、空家対策を総合的かつ計画的に取り組み、事業の推進が図られました。	空き家利活用推進事業	10406100	まちづくり局
98	8601	迅速な被災者支援の実施に向けた取組の推進	・毎年度、各局が所管する被災者支援メニューの確認、更新を行い、市ホームページに掲載します。	・毎年度、その時点での最新の被災者支援メニューを市ホームページに掲載し、発災時の迅速な情報発信、円滑な被災者支援に結び付けられる状態にします。 ・毎年度、確認、更新作業を行うことにより、所管部署の職員の制度理解の向上を図ります。	3	3	3	3	3	B	・迅速な被災者支援の実施に向け、最新の被災者支援メニューを市ホームページに掲載し、令和7年の大雨に関する支援についても、各所管部署へ迅速に確認をとり、必要な情報を随時更新し掲載するなど、取組を推進しました。	防災対策管理運営事業	10101010	危機管理本部 関係局

※各年度の評価区分 【1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 ほぼ目標どおり、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った】
※計画期間全体の評価区分 【A 順調に進捗した、B 一定の進捗があった、C 進捗が遅れた、D 進捗が大幅に遅れた】

かわさき強靱化計画の令和7年度評価結果及び令和3年度から令和7年度までの取組結果【業績指標一覧】

業績指標一覧の見方

- ①指標の算出方法 「現状値」及び「目標値」の算出式等の内容を記載しています。なお、算出式を用いる指標については、（ ）内に令和7年度実績の算出根拠となる数値を記載しています。
 ②指標の考え方 業績指標を設定した目的や把握する内容を記載しています。
 ③目標値の考え方 達成すべき目標値の設定の考え方を記載しています。

リスク シナリオ	リスクシナリオ 名称	業績指標名	現状値	目標値	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 実績	令和7年度 実績	①指標の算出方法	②指標の考え方	③目標値の考え方	所管局
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生	住宅の耐震化率	95.6% (R2年度時点)	98%以上 (R7年度時点)	96.0%	96.3%	96.6%	96.9%	97.0%	耐震性を満たす住宅数(762,800)／住宅総数(785,900)×100(%)	耐震性を満たす住宅が住宅総数に占める割合を把握することで、耐震改修、建替えなどにより地震での倒壊等の可能性がある、耐震性が不十分な住宅を減らしていく取組の成果を把握することができる。	これまでの耐震化率の進捗状況と課題である木造戸建住宅に対する今後の重点的な普及啓発等を踏まえて、住宅の耐震化目標を定めた「耐震改修促進計画」(R2改定)に基づき、住宅の耐震化率98%の達成を目指す。	まちづくり局
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生	特定建築物の耐震化率	95.2% (R2年度時点)	97%以上 (R7年度時点)	95.5%	95.7%	96.2%	96.3%	97.0%	耐震性を満たす特定建築物数(13,533)／全特定建築物総数(13,939)×100(%)	耐震性を満たす特定建築物が全特定建築物数に占める割合を把握することで、耐震改修、建替えなどにより地震での倒壊等の可能性がある、耐震性が不十分な特定建築物を減らしていく取組の成果を把握することができる。	これまでの耐震化率の進捗状況と課題である沿道建築物に対する今後の重点的な取組を踏まえて、特定建築物の耐震化目標を定めた「耐震改修促進計画」(R2改定)に基づき、特定建築物の耐震化率97%の達成を目指す。	まちづくり局
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生	橋りょうの耐震化率	60% (R1年度時点)	79%以上 (R7年度時点)	63%	66%	70%	75%	79%	耐震対策済橋りょう数(305橋)／耐震対策が必要な橋りょう数(384橋)×100(%)	計画的な耐震補強工事を実施し、耐震済橋りょう数を把握することで、地震により倒壊等の可能性がある橋りょうを減らしていく取組の成果を把握することができる。	災害に強いまちづくりを進めるため、主要な橋りょうについては、目標とする耐震性能を引き上げるとともに、比較的小規模な橋りょうについても防災上の視点で重要性が高いものを進め、79%以上(R7末時点)を目標とする。	建設緑政局
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生	特定天井対策施設数	9施設 (R2年度時点)	25施設 (R7年度時点)	13施設	13施設	16施設	21施設	25施設	—	既存不適格となった本市既存施設の特定天井改修工事を実施し、対象施設数を把握することで、天井脱落による被害の軽減の取組の成果を把握することができる。	対象となる25施設(30室)について、令和7年度までに全ての対象施設の事業着手を目標とする。	まちづくり局
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生	防災農地新規登録数	18か所 (R1年時点)	毎年度8か所	17か所	18か所	19か所	19か所	11か所	年度における防災農地の新規登録数	市民防災農地は、大地震による災害発生時に一時避難場所や復旧活動に役立てられるなど重要な役割を持ち、農地の持つ多面的な機能の一つであるため、新規登録数の推移を見ることが取組の成果を測ることができる。	市内の農地面積の減少傾向が続く中、防災農地の減少を抑えるため新規登録数がH26(2014)実績を上回る水準を維持していくことを目標とする。	経済労働局
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による死傷者の発生	不燃化重点対策地区における大規模地震時の想定焼失棟数の削減割合(H21比較)	28.3% (R1年度時点)	35%以上 (R7年度時点)	32.6%	33.7%	34.1%	34.6%	35.2%	地震被害想定上の火災延焼シミュレーションから算出	本市の地震被害想定調査の結果を踏まえ、人命確保の観点などで多くの課題を有する重点地区においては、耐火性能に優れた建築物への建替えを促進するなど、面的な市街地の不燃化対策を進めることとし、その減災成果としての焼失棟数の削減見込割合を火災延焼シミュレーションによって評価・検証することができる。	重点地区において、新たな不燃化推進条例を制定するなどの対策強化により、地震被害想定調査(H21)で想定された火災延焼による建物被害を、かわさき強靱化計画期間(R7)までに35%以上削減の達成を目指す。	まちづくり局

リスクシナリオ	リスクシナリオ名称	業績指標名	現状値	目標値	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度実績	①指標の算出方法	②指標の考え方	③目標値の考え方	所管局
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による死傷者の発生	耐震性貯水槽の整備(充足率)	96.5% (R1年度時点)	毎年95%維持	未充足区画に耐震性貯水槽1基設置し、充足率96.5%を維持するとともに、市内の老朽化非耐震性貯水槽改修計画を進めた。	充足率96.5%を維持するとともに、市内の老朽化非耐震性貯水槽改修計画を進めた。	充足率96.5%を維持するとともに、市内の老朽化非耐震性貯水槽改修計画を進めた。	充足率95%以上を維持するとともに、市内の老朽化非耐震性貯水槽改修計画を進めた。	充足率95%以上を維持するとともに、市内の老朽化非耐震性貯水槽改修計画を進めた。	消防隊の活動範囲半径280メートル円と同等面積である500メートル四方を基準区画(メッシュ)とし、消火栓以外の水利により1区画内50%以上が包含される区画を充足メッシュと考え、市内全546メッシュからの充足率を算出する。	震災時における水利充足率を把握するとともに、耐震性貯水槽を計画的に整備することにより、大規模災害等の消火栓使用不能時における有効水利確保に向けた取組の成果を把握することができる。	かわさき強靱化計画内における目標値「充足率95%」を達成するも、老朽化した防火水槽の点検・改修の必要性も生じており、新規耐震性貯水槽の整備と並行し、老朽化非耐震性貯水槽の改修計画を進める必要があることから、充足率95%維持を目標とする。	消防局
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による死傷者の発生	火災延焼リスクの高い地区における大規模地震時の建物倒壊による道路閉塞の確率	38.4% (R3年度時点)	37%以下 (R7年度時点)	38%	37.6%	37.4%	37.2%	37.0%	火災延焼リスクの高い18地区における(4m未満道路延長(100km)+4~6m道路延長(156km)×建物老朽度による閉塞確率(33.0%))/総延長(409km)×100(%) ※都市計画基礎調査のデータ(R2)、建物登記データ及び一部推計	大規模な災害時には、老朽建築物の倒壊や火災により、狭あい道路は閉塞し、避難に支障を来すことで、人的被害を拡大させるおそれがある。そのため、火災延焼リスクの高い地区において、防災まちづくりの取組による狭あい道路の改善や沿道の建築物の耐震化等により、災害時における安全な避難路を確保することは、地域防災力向上につながることから、道路閉塞確率の低減を指標として設定する。	火災延焼リスクの高い地区において、地域の主体的な防災まちづくりの取組を支援することで、災害時の安全な避難路の確保につなげるため、建物倒壊等による道路閉塞確率の過去の減少率以上を目指す。	まちづくり局
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による死傷者の発生	出火率(火災件数/人口1万人)	2.19件 (H29~R3年平均)	2.18件以下 (R3~R7年平均)	2.19件	2.19件	2.28件	2.36件	2.54件	【R3~R7】火災件数(393.2件)/人口(1,547,184.2人)×10,000 ※単年の数値を使用すると、継続した取組を実施しても、なお外的要因等により極端な結果となることから、各期の最終年から直近5年の平均値を使用する。	人口1万人あたりの火災件数である出火率(出火率は、通常、他都市でも取組成果を測る指標として活用している。)を指標とし、出火率を下げることで火災予防の取組の成果を測ることができる。	火災を未然に防ぐ予防活動や立入検査などの継続した取組により、人口動態や都市構造、産業構造が変化する中においても、計画策定時の出火率から段階的な減少を目指す。 【第3期実施計画策定時】 ※第2期の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第3期:2.46→2.18件	消防局
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による死傷者の発生	1人あたりの公園緑地面積	4.9㎡/人 (R2年度時点)	5.0㎡/人以上 (R7年度時点)	4.9㎡/人	4.9㎡/人	4.9㎡/人	4.98㎡/人	4.97㎡/人	建設緑政局が管理している公園・緑地の面積(約7,710,400㎡)/本市の人口(約1,548,250人) (R6(2024)年度末)	緑のオープンスペースの創出の結果として現れる指標の一つであるため、1人あたりの公園緑地面積の変化を見ることができ、公園緑地整備事業の成果を測ることができる。	本市の公園緑地の面積は年々増加しており、今後も取得の見込みのある用地を着実に取得し、必要な整備を進めていくことを目指している。 将来人口推計において本市の人口が増加傾向にあるため、人口の増加に合わせて公園面積を増やし、1人あたりの公園面積を維持することを目標とする。	建設緑政局
1-3	広域にわたる大規模津波等による死傷者の発生	海岸堤防等の整備率(角落し式陸閘の引戸式化)	61.5% (R1年度時点)	100% (R6年度時点)	84.6%	87.2%	92.3%	97.4%	97.4%	改良を完了した海岸施設数(38基)/全数(39基)×100(%)	海岸保全施設の改良が完了した割合を把握することで津波・高潮発生時の内陸部への浸水対策及び陸閘操作員の安全性を確保する取り組みの成果を把握することができる。	角落し式の施設39基について、開口部を迅速に閉鎖できる引き戸式等への改良を順次行う。	港湾局
1-4	風水害による市街地等の浸水による死傷者の発生	河川整備率(時間雨量50mm対応)	81.1% (R1年度時点)	91%以上 (R7年度時点)	81%	81.2%	90.0%	90.0%	90.0%	時間雨量50mmの降雨に対する改修済河川延長(57,196m)/河川全延長(63,735m)×100(%)	治水安全度の向上を測る一つの指標として、時間雨量50mmの降雨に対する河川の改修率を算出することで、水害リスク軽減の取組の成果を把握することができる。	時間雨量50mmの降雨に対する河川改修率を増加させることにより、治水安全度を高め、水害のリスクを減らすことを目標とする。	建設緑政局
1-4	風水害による市街地等の浸水による死傷者の発生	五反田川放水路の供用により洪水による氾濫から守られる面積の割合	50% (R3年度時点)	100% (R7年度時点)	44%	44%	77%	77%	77%	氾濫から守られる区域の面積(519ha)/氾濫により浸水が想定される区域の面積(675ha※)×100(%) ※ マニュアルの改訂を反映(浸水想定区域の5ha減) R3とR4実績が前回(50%)より減少していますが、R4年度以降、最新のマニュアル(洪水浸水想定区域図作成マニュアル)に基づき、事業効果を算出しており、算出条件が異なるためです。	時間雨量90mmの降雨に対する五反田川放水路整備の指標として、氾濫により想定される浸水から守られる区域の面積を算出することで、水害リスクの軽減の取組の成果を把握することができる。	五反田川放水路を供用することで、時間雨量90mmの降雨に対し、氾濫により浸水が想定される区域の面積をゼロにすることを目標とする。	建設緑政局
1-4	風水害による市街地等の浸水による死傷者の発生	河川施設の機能を保全するための緊急対策工事実施率	47% (R3年度時点)	87%以上 (R7年度時点)	47%	47%	52%	64%	73%	対策工事により護岸が改良される区間延長(255m)/緊急的な対応を要する区間延長(345m)×100(%)	護岸等の変状に対応するための緊急対策工事実施率を算出することで、河川施設の機能を保全し、水害リスクを減らす取組の成果を把握することができる。	老朽化した護岸を改良することで、河川施設の機能を保全し、水害リスクを減らすため、R10(2028)の完成を目指し、87%以上(R7(2025)時点)を目標値とする。	建設緑政局

リスクシナリオ	リスクシナリオ名称	業績指標名	現状値	目標値	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度実績	①指標の算出方法	②指標の考え方	③目標値の考え方	所管局
1-4	風水害による市街地等の浸水による死傷者の発生	浸水対策実施率(重点地区:三沢川、土橋、京町・渡田、川崎駅東口周辺、大島、観音川地区)	24.3% (R2年度時点)	40.8%以上 (R7年度時点)	26%	29.0%	32.1%	35.3%	41.0%	重点化地区の浸水対策完了済面積／浸水対策重点化地区対象面積×100(%)	近年多発する局地的集中豪雨などにより浸水被害が発生していることへの対策として、新たに重点化地区に位置づけた地域において浸水対策を進めるにあたり、この指標により取組の成果を測ることができる。	浸水対策の内容や工期等を踏まえ、第3期実施期間において対策効果の発現が見込める三沢川地区(首北浦地区)及び土橋地区を実施する(指標の目標値:40.8%以上)ものとし、R7(2025)末までに完了させることを目指す。	上下水道局
1-4	風水害による市街地等の浸水による死傷者の発生	排水樋管周辺地域の浸水対策累計実施数	累計5対策 (64.4%) (R2年度時点)	累計7対策 (65.2%) (R7年度時点)	累計5対策 (64.4%)	累計6対策 (65.2%)	累計7対策 (65.2%)	累計7対策 (65.2%)	累計7対策 (65.2%)	対策の実施数(床上浸水解消済面積／床上浸水面積×100(%))	排水樋管周辺地域(山王、宮内、諏訪、二子、宇奈根地域)における短期対策、当面の対策、中期対策の実施数(令和元年東日本台風当日の床上浸水面積に対する解消率(想定))を指標とすることで、浸水対策の取組の成果を測ることができる。	令和元年東日本台風により水害が発生した排水樋管周辺地域(山王、宮内、諏訪、二子、宇奈根地域)における浸水対策について、短期対策、当面の対策、中期対策(計11対策)の内、R7年度末までの目標を定め、取組の推進を目指す。なお、中期対策(4対策)が供用された場合(R9予定)、床上浸水面積は75.4%解消する見込み。	上下水道局
1-4	風水害による市街地等の浸水による死傷者の発生	避難所を知っている人の割合	49.5% (R3年度時点)	60%以上 (R7年度時点)	49.5%	49.5% (R3年度時点)	44.3%	44.3% (R5年度時点)	43.7%	市民アンケート(無作為抽出3,000人)の避難所の確認を行っている人の割合	災害発生直後には、行政の支援が十分に行き届かないことが考えられる。適切な避難行動を行える市民(避難所を知っている市民)の増加が、災害時の市民生活の安定や、避難者への負担の軽減につながることから、その理解に向けた普及啓発の取組の成果を測ることができる。	市民の防災意識は大災害直後に飛躍的に上昇するものの、以後は下降する傾向があるため、目標値については、本市における過去の実績を参考としつつ、割合の増加を目指す。	危機管理本部
1-4	風水害による市街地等の浸水による死傷者の発生	震災時及び風水害時に自分にとるべき避難行動を把握している人の割合	52.9% (R3年度時点)	60%以上 (R7年度時点)	52.9%	52.9% (R3年度時点)	47.3%	47.3% (R5年度時点)	50.4%	市民アンケート(無作為抽出3,000人)の自分がとるべき避難行動を把握している人の割合	浸水や土砂災害等の自宅周辺のリスクや、多くの人が避難所に避難することによる感染症のリスク等を把握した上で、避難所以外(自宅、遠方の親戚宅等)も含めて避難する場所や経路を検討し、災害に備えている人の割合を見ることが、市民の防災意識に係る啓発等の取組の成果を測ることができる。	市民の防災意識は大災害直後に飛躍的に上昇するものの、以後は下降する傾向があるため、目標値については、R3の結果を参考としつつ、割合の増加を目指す。	危機管理本部
1-4	風水害による市街地等の浸水による死傷者の発生	市域の温室効果ガス排出量の削減割合	1990年度比 -23.6% 2013年度比 -10.2% (R1年度暫定値)	1990年度比 -26.0% 2013年度比 -13.1% (R5年度)	1990年度比 -23.6% 2013年度比 -10.2% (R1年度暫定値)	1990年度比 -27.6% 2013年度比 -15.0% (R2年度暫定値)	1990年度比 -25.6% 2013年度比 -12.6% (R3年度暫定値)	1990年度比 -27.9% 2013年度比 -15.3% (R4年度暫定値)	1990年度比 -44.7% 2013年度比 -35.0% (R5年度暫定値)	国の温室効果ガス総排出量算定方法ガイドラインに基づき川崎市域の温室効果ガス排出量を算定(H29年3月のガイドライン改定により、実績値を修正)	温室効果ガス排出量について、削減割合を示すことにより、地球温暖化対策の取組の成果を測ることができる。	地球温暖化対策推進基本計画の改定に伴い、R12までに市域の温室効果ガス排出量のH25比50%削減を目指すものとし、第3期における目標値を設定する。温室効果ガス排出量の算定結果は、2年遅れで暫定値が公表されるため、表示されている各期の指標の目標年次は、各期の末時点て把握できる2年前の年次を示している。 【第3期実施計画策定時】 ※R4の同計画の改定に伴い、目標値を変更(1990年度比と2013年度比を併記) ・第3期: 1990年度比▲23.8→▲26.0% 2013年度比▲13.1	環境局
1-5	土砂災害等による死傷者の発生	ハザードマップを活用した防災対策等に関する啓発活動の実施回数	2回 (R1年度実施)	毎年2回実施	2回	4回	5回	5回	5回	土砂災害ハザードマップを活用した市民の防災意識向上に資する啓発活動を実施した回数	市民の土砂災害に関する防災意識の向上に向けた取組の成果を定量的に把握することができる。	過去の啓発活動の実施回数を基に目標値を設定している。なお、今後宅地地盤相談会を実施し、目標値の増加を目指す。	まちづくり局
1-5	土砂災害等による死傷者の発生	宅地防災工事に關する一部助成の実施	5件 (H30年度) 1件 (R1年度)	5件 (R3～R5年度) 6件 (R6～R7年度)	2件	7件	6件	5件	4件	宅地の防災性向上に向けて、市民が対策工事を実施する際の工事費の一部助成の件数	助成件数を把握することで、宅地等の防災性向上に向けた取組の成果を定量的に把握することができる。	過去の助成金使用実績を基に目標値を設定している。なお、今後宅地地盤相談会の実施によって助成金の使用件数の増加を目指す。	まちづくり局

リスクシナリオ	リスクシナリオ名称	業績指標名	現状値	目標値	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度実績	①指標の算出方法	②指標の考え方	③目標値の考え方	所管局
2-1	被災地域での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止、被災による治安の悪化	配水池・配水塔の耐震化率	98.5% (R1年度時点)	100% (R4年度時点)	98.5%	99.1%	99.1%	100.0%	100.0%	耐震化された配水池・配水塔の有効水量(327,522m ³)／配水池・配水塔の総有効水量(327,522m ³)×100(%)	大規模地震発生時の市民生活への影響の大きさを考慮し、配水池・配水塔の機能確保に向けた更新・耐震化を推進しており、耐震化率を把握することで、取組の成果を把握することができる。	令和4年度末までに配水池・配水塔の耐震化率100%を目標とする。	上下水道局
2-1	被災地域での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止、被災による治安の悪化	管路(水道)の耐震化率	水道管路: 34.9%(R1年度時点)内、重要な管路91.4%(R1年度時点)	水道管路: 44.9%以上(R7年度時点)内、重要な管路:100%(R4年度時点)	水道管路: 38.8%内、重要な管路: 96.2%	水道管路: 40.8%内、重要な管路:97.9%	水道管路: 42.7%内、重要な管路:98.2%	水道管路: 44.1%内、重要な管路:98.3%	水道管路: 45.7%内、重要な管路:98.5%	耐震化された管路の延長(1,167,542m)／管路の総延長(2,552,809m)×100(%) 耐震化された重要な管路の延長(771,891m)／重要な管路の総延長(783,655m)×100(%)	水道管の総延長は膨大であり、災害時の市民生活への影響の大きさを考慮し、避難所・重要な医療機関等への供給ルートや震災時に被害が懸念される老朽配水管を重要な管路と位置づけて優先的に更新を進めているが、経年化した非耐震管の更新もあわせて進めており、この指標により、取組の成果を測ることができる。	これまでも、避難所のうち市立中学校や重要な医療機関等への供給ルートの耐震化と老朽配水管の更新による耐震化を進めてきたが、新たに市立小学校や高校等の避難所へと対象範囲を広げ、R4末に供給ルートの耐震化を目指す。	上下水道局
2-1	被災地域での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止、被災による治安の悪化	開設不要型応急給水拠点の整備率	43.1% (R1年度時点)	100% (R5年度時点)	68%	85%	98.9%	99.4%	99.4%	整備済数(174(166校+8か所))／開設不要型応急給水拠点の計画整備数(175(166校+9か所))×100(%) ※開設不要型応急給水拠点の計画整備数(配水池・配水塔等9か所、市立小・中学校166校)	これまでの応急給水拠点は、給水器具の設置等の作業を必要とするが、水飲み場を利用した開設不要型応急給水拠点の整備を推進することにより、災害時における応急給水の利便性及び迅速性を高めることができ、この指標により、取組の成果を測ることができる。	市立小・中学校の水飲み場や配水池・配水塔を利用する施設等であり、供給ルートの耐震化等とあわせて、R5末に整備の完了を目指す。	上下水道局
2-1	被災地域での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止、被災による治安の悪化	家庭内備蓄を行っている人の割合	55.2% (R1年度時点)	65%以上 (R7年度時点)	62.5%	62.5% (R3年度時点)	63.2%	63.2% (R5年度時点)	63.5%	市民アンケート(無作為抽出3,000人)の家庭内備蓄(食料・飲料水)を行っている人の割合	災害発生直後には、行政の支援が十分に行き届かないことが考えられる。自宅避難が可能な世帯(家庭内備蓄を行っている市民)の増加が、災害時の市民生活の安定や、避難者への負担の軽減につながることから、その理解に向けた普及啓発の取組の成果を測ることができる。	市民の防災意識は大災害直後に飛躍的に上昇するものの、以後は下降する傾向があるため、目標値については、本市における過去の実績を参考としつつ、割合の増加を目指す。 【第3期実施計画策定時】 ※「家庭内備蓄を行っている人の割合」の第2期の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更・第3期:60→65%	危機管理本部
2-1	被災地域での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止、被災による治安の悪化	災害時の確保水量	16.4万m ³ (R2年度時点)	16.6万m ³ (R6年度時点)	16.4万m ³	16.5万m ³	16.5万m ³	16.5万m ³	16.5万m ³	災害時の確保済水量目標確保水量約16万m ³	大規模な災害時において、一部の地域で水道が使用できない状況となった場合、配水池や配水塔に確保した水道水を応急給水に活用することになるため、この指標により、取組の成果を測ることができる。	配水池・配水塔の耐震化を進めるとともに、2池以上あるものについては1池に緊急遮断弁を設置して、災害時の水道水として確保し、既に整備が完了した災害対策用貯水槽での確保水と合わせてR6末に約16.6万m ³ を確保する。 (この水量は、生命維持に必要な「1人1日3リットル」の飲料水、本市ピーク人口と予測される158.7万人(R12)で仮定した場合、約35日分となる。) 【第3期実施計画策定時】 ※整備対象となる施設数が増えたため、目標値を変更した 16.5万m ³ (R4)→16.6万m ³ (R6) (なお、変更前の目標値(16.5万m ³)は、当初目標のとおりのR4の達成を目指す)	上下水道局
2-2	消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	消防団の充足率	充足率82.2% (1,105人) (R2年4月時点)	充足率93.0%以上 (1,251人) (R8年4月時点)	充足率79.3% (1,067人) (R4年4月時点)	充足率78.7% (1,059人) (R5年4月時点)	充足率78.4% (1,055人) (R6年4月時点)	充足率79.6% (1,071人) (R7年4月時点)	充足率79.6% (1,070人) (R8年4月時点)	消防団の条例定員数に対する充足率 現員数(1,071人)／条例定員数(1,345人)×100(%)	地域防災力の充実・強化を図り、住民の安全の確保に資する消防団員は今後も必要となることから、消防団の条例定員数に対する充足率を指標とすることで目標を具体化するものである。なお、充足率を用いることで全国平均や他都市との比較が可能となる。	H25年に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立し、消防団員の確保対策の取組を強化した実績等を踏まえ、第3期は第2期までの継続した取組に加え、これまでの実績やアンケート結果等を分析し、新たな施策を検討するとともに、消防団長会に語り、更なる地域との連携・協力の強化により施策を実施することで、全国平均を上回る93%以上(計画策定時点)を目標値とする。	消防局

リスクシナリオ	リスクシナリオ名称	業績指標名	現状値	目標値	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度実績	①指標の算出方法	②指標の考え方	③目標値の考え方	所管局
2-2	消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	等々力緑地における災害時の応援部隊の活動拠点面積	10.7ha (R2年度末)	14.0ha (R7年度末)	10.7ha	10.7ha	10.7ha	10.7ha	10.7ha	—	広域避難場所に指定される公園緑地の整備・拡充により、災害時の避難場所、市街地の延焼防止、救援活動及び物資集積等の拠点となるオープンスペースを確保するとともに、防災・減災に寄与する施設整備を行うことで、防災機能の成果を図ることができる。	「等々力緑地再編整備実施計画」に掲げる緑地全体の整備により、競技場サイドバックスタントの拡張及び中央園路を廃止とし外周園路を整備することによって、14.0haを目標値とする。	建設緑政局
2-3	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱	帰宅困難者一時滞在施設の収容確保人員	23,774人 (R2年度時点)	25,500人以上 (R7年度時点)	22,600人	25,800人	26,500人	26,700人	27,500	—	大規模地震時等において、帰宅困難者の発生による混乱の抑制と二次災害を防ぐことが重要であり、帰宅困難者一時滞在施設の収容確保人員数を把握することで取組の成果を把握することができる。	これまでも、「川崎市地震被害想定調査(平成24年度)」等から算出された、帰宅困難者一時滞在施設利用者数に対して、公的施設・民間施設問わず確保に向けて取り組んできたが、未だ利用者分の収容施設が足りていないことから、継続して確保に向けて取り組んでいく。	危機管理本部
2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	災害拠点病院の耐震化率	83% (R1年度時点)	100% (R6年度時点)	83%	100%	100% (令和4年度事業完了)	100% (令和4年度事業完了)	100% (令和4年度事業完了)	耐震化ができていない病院数(7病院)／災害拠点病院数(7病院)×100(%)	災害拠点病院は、災害時に医療救護活動の中心となる医療機関として、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能等を担っており、災害時の重要な拠点である。この指標を定めることにより、耐震化についての現状を確認し、災害時に重要となる拠点が円滑に活動できるかどうか把握することができる。	令和4年度に1病院の建て替え工事が完了し、指標の目標値100%を達成しました。	健康福祉局 病院局
2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	重要な管きよの耐震化率	市内全域 86.3% (R2年度時点) 川崎駅以南の地域99.2% (R2年度時点) 川崎駅以北の地域4.6% (R2年度時点)	市内全域 89.7%以上 (R7年度時点) 川崎駅以南の地域100% (R3年度時点) 川崎駅以北の地域28.4%以上 (R7年度時点)	市内全域 87.0% 川崎駅以南の地域100% 川崎駅以北の地域9.6%	市内全域 87.7% 川崎駅以南の地域100% 川崎駅以北の地域14.3%	市内全域 88.4% 川崎駅以南の地域100% 川崎駅以北の地域19.0%	市内全域 89.1% 川崎駅以南の地域100% 川崎駅以北の地域23.7%	市内全域 89.7% 川崎駅以南の地域100% 川崎駅以北の地域28.4%	重要な管きよ(避難所や重要な医療機関と水処理センターを結ぶ管きよや緊急輸送路及び軌道下などに埋設されている管きよ等)の耐震化完了延長／重要な管きよの延長×100(%) ※重要な管きよ(川崎駅以北の地域)の延長99.9km(H30末時点で耐震診断結果により耐震性のない管きよの総延長)	被災時でも確実に下水道機能を確保する必要がある重要な管きよの耐震化を進めており、この指標により取組の成果を測ることができる。(市内全域、川崎駅以南・以北の地域)	避難所や重要な医療機関と水処理センターとを結ぶ重要な管きよの耐震化に向けた取組を踏まえ、R7末までの目標を定め、取組の推進を目指す。 ※市内全域の目標(第3期から設定)に加え、第2期までの取組実績や目標値を明らかにするため、川崎駅以南・以北の地域別の目標値も掲載した。	上下水道局
2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	避難所や重要な医療機関と水処理センターとを結ぶ重要な管きよの耐震化率	59.7% (R2年度時点)	89.0%以上 (R7年度時点)	66%	71.9%	77.6%	83.3%	89.0%	避難所や重要な医療機関と水処理センターとを結ぶ重要な管きよの耐震化完了延長／避難所や重要な医療機関と水処理センターとを結ぶ重要な管きよの延長×100(%)	市内全域の重要な管きよのうち、避難所や重要な医療機関と水処理センターとを結ぶ重要な管きよについては、大規模地震発生時においても特に下水道機能の確保が必要とされていることから、この指標により、取組の成果を測ることができる。	これまでの耐震化工事の整備実績等を踏まえ、R8(2026)までに完了させることを目標とし、第3期期間における整備対象管きよを定め(指標の目標値:89.0%以上)、取組を推進する。	上下水道局
2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	救急隊が到着するまでに、市民が心肺蘇生を実施した割合	45.5% (R2年時点)	47.6%以上 (R7年時点)	42.4%	42.2%	43.5%	45.2% (速報値)	43.6%	バイスタンダーによる心肺蘇生の実施(596人)／救急現場における心肺停止状態の傷病者(1,367人)×100(%) ※バイスタンダー:救急現場に居合わせた人(発見者、同伴者等)のこと	心肺機能停止から一刻も早い救命処置が開始されることが、1か月社会復帰率の向上に寄与するという統計データがあることから、心肺蘇生を実施できる市民救命士を養成することが重要である。そこで、実際の救急現場における心肺停止状態の傷病者に対し、バイスタンダーとして心肺蘇生を実施した市民の割合を指標として設定する。	救急現場において、バイスタンダーがいるか否か、心肺蘇生を実施できる環境であるかなど、環境的(人的)要因が大きいことから、目標値は計画策定時における過去5年間の心肺停止傷病者数の増加率(15人/年)及びバイスタンダーによる心肺蘇生実施数の増加率(8人/年)から、今後の増加数を予測し、心肺蘇生実施率を設定する。 【第3期実施計画策定時】 ※第1期、第2期の実績値がいずれも第3期の目標値を上回ったため、実施率への影響が大きく環境的(人的)要因が近い近隣6都市(東京都・さいたま市・千葉市・横浜市・相模原市・川崎市)のR2の平均値に目標値を変更 ・第3期:38.0→47.6%	消防局

リスクシナリオ	リスクシナリオ名称	業績指標名	現状値	目標値	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度実績	①指標の算出方法	②指標の考え方	③目標値の考え方	所管局
2-5	被災地域における疾病・感染症等の大規模発生、新たな感染症の感染拡大	予防接種法に基づく予防接種麻疹・風しんワクチンの接種率	第1期97.6% 第2期94.4% (R1年度時点)	第1期:98.6% 第2期:95% (R7年度時点)	第1期:96.9% 第2期:93.8%	第1期99.1% 第2期93.6%	第1期98.2% 第2期92.2%	第1期96.9% 第2期91.6%	第1期98.3% 第2期92.0%	被接種者数／対象者数×100(%) 【第1期:1歳の間】 【第2期:小学校入学前の1年間】	感染症対策において、予防接種は極めて大きな役割を果たすものであり、そのためには、予防接種により国民全体の免疫水準を維持することが必要であり、社会全体として一定の接種率を確保することが重要である。特に、麻疹及び風しんについては、排除(海外から持ち込まれたウイルス以外での患者の発生がない状態)達成及び排除状態の維持のため、予防接種を推進する必要があることから、接種率を指標とすることで取組の成果を測ることができる。	「麻疹に関する特定感染症予防指針」及び「風しんに関する特定感染症予防指針」において、第1期・第2期それぞれの接種率が95%以上とすることを目標と定められていることから、これを基本としつつ、既に高水準に達している第1期については、現状を維持することを目標とする。	健康福祉局
2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化・死者の発生	老朽化対策及び質的改善が行われた学校施設の割合	39.7% (R3年度時点)	80%以上 (R7年度時点)	40%	44.3%	48.3%	52.9%	64.9%	「築年数20年以下(H25時点)の学校施設数(40施設)＋老朽化対策及び質的改善済の学校施設(73施設)」／全学校施設(174施設) 【R7年度時点】 「築年数20年以下(H25時点)の学校施設数(40施設)＋老朽化対策及び質的改善済の学校施設(52施設)」／全学校施設(174施設) 【R6年度時点】 「築年数20年以下(H25時点)の学校施設数(40施設)＋老朽化対策及び質的改善済の学校施設(44施設)」／全学校施設(174施設) 【R5年度時点】 「築年数20年以下(H25時点)の学校施設数(40施設)＋老朽化対策及び質的改善済の学校施設(37施設)」／全学校施設(174施設) 【R4年度時点】 「築年数20年以下(H25時点)の学校施設数(40施設)＋老朽化対策及び質的改善済の学校施設(29施設)」／全学校施設(174施設) 【R3年度時点】	安全で快適な学習環境を実現する上で大きな部分を占める、老朽化対策、普通教室やトイレなど教育環境の質的改善、環境対策をあわせて行う再生整備の進捗状況を把握することで、教育環境の改善の成果を測ることができる。	「学校施設長期保全計画」に基づく、第1期取組期間(H26(2014)から概ね10年間)での再生整備着手によって、教育環境の改善を図ることを目標とする。	教育委員会事務局
2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化・死者の発生	避難所運営会議を開催している避難所の割合	68.2% (R2年度時点)	90%以上 (R7年度時点)	61%	77%	93%	95%	100%	避難所運営会議開催所数／避難所数×100(%)	大地震など大規模な災害が発生した場合の避難所運営については、各避難所ごとに自主防災組織や施設管理者等で構成する避難所運営会議が主に担うこととなるため、平常時からの避難所の運営体制や避難スペース等の検討に関する避難所運営会議の実施状況を見ることで、避難所運営能力の向上のための取組の成果を測ることができる。	東日本大震災以降、平常時から避難所運営会議において災害時を想定した活動を行うことが重要と認識され、開催率は上昇傾向であったが、新型コロナウイルス感染症等の影響により会議が開催できず、開催率が落ちている。引き続き、更なる地域防災力の向上を図るためには、より多くの避難所において開催していくことが求められることから、本市における過去の実績を参考としつつ、感染症対策を行いながら、開催率の増加を目指す。	危機管理本部
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止、テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	デジタル無線機の整備進捗率	82.5% (R1年度時点)	100% (R4年11月時点)	99%	100%	100% (令和4年度事業完了)	100% (令和4年度事業完了)	100% (令和4年度事業完了)	(デジタル化済みの戸別受信機・屋外受信機の設置数)／(全戸別受信機・屋外受信機の設置数)×100[%]	大規模災害発生時において、通信インフラの機能停止によりテレビ、ラジオ放送等が中断された場合でも、自営の通信網により必要な避難情報等を市民に伝達することが重要であり、無線機のデジタル化率を把握することにより、情報伝達手段の整備状況を測ることができる。	令和4年11月がアナログ式無線機の使用期限となっていることから、それまでに全ての戸別受信機・屋外受信機のデジタル化を完了させる。	危機管理本部
4-2	必要な情報収集・発信の不備・遅延等により、住民の避難行動や救助が遅れる事態	全庁的な図上訓練や研修・講座の実施回数	4回 (R1年度時点)	毎年5回	5回	9回	5回	7回	6回	全庁的な図上訓練や職員一人ひとりの防災意識の高揚と災害対応能力の向上を図るために行う研修等の実施回数	職員一人ひとりの災害対応能力の向上を図り、大規模災害発生時に災害対策本部における活動を的確かつ効率的に実施するため、平時から図上訓練や研修・講座を継続的に実施しており、この指標により取組の成果を図ることができる。	継続して実施することにより効果を上げる風水害・震災の図上訓練や本部事務局員向けの研修のほかに、必要に応じて対応する訓練や研修等を含めて、年間5種類以上の実施を目指す。	危機管理本部

リスクシナリオ	リスクシナリオ名称	業績指標名	現状値	目標値	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度実績	①指標の算出方法	②指標の考え方	③目標値の考え方	所管局
5-1	サプライチェーンの寸断などによる企業等の生産力低下	生産緑地地区の新規指定面積	13,690㎡ (R1年時点)	毎年12,000㎡以上	14,260㎡	17,500㎡	8,220㎡	4,330㎡	4,600㎡	年度における生産緑地地区の新規指定実績	生産緑地制度は、市民生活に対し多面的な機能を果たす都市農地を、都市計画上の地域地区である生産緑地(300㎡以上/か所)に指定し、営農継続の支援のため固定資産税の減額等を行うものである。市内農地が減少する中、新規指定により生産緑地面積の維持を図ることが、保全・活用の取組として重要であることから、指標として新規指定面積を設定する。	市街化区域内農地面積の7割を既に生産緑地として指定している状況の中、計画策定時の新規指定面積を目標値とし、生産緑地面積の維持を図ることを目指す。	経済労働局
5-1	サプライチェーンの寸断などによる企業等の生産力低下	農業用水利施設等の重大事故件数	0件 (R1年時点)	毎年度0件	0件	0件	0件	0件	0件	農業用水利施設の施設管理委託及び施設管理者による実績報告	農業振興地域等の農業用施設や行政財産は耐久年数を越え老朽化が進んでいることから、計画的に補修することで、安全に配慮した適切な管理の取組の成果を測ることができる。	今後も計画的に施設の修繕を実施し、引き続き、農業用施設等による重大事故の防止を目指す。	経済労働局
5-3	コンピュータ・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	内部浮き蓋付特定屋外タンクの新基準の適合率	56.6% (R1年度末)	100% (R5年度末) ※R5年度中が適合期限	70.4%	83.6%	100%	100% (令和5年度事業完了)	100% (令和5年度事業完了)	新基準適合済みタンク(61基)／新基準適合対象タンク(61基)×100%	令和5年度内に新基準への適合が必要となる内部浮き蓋付特定屋外タンクの総数に占める基準適合タンクの割合を把握することで、早期基準適合に向けた該当事業所への指導成果が確認できる。	基準未適合タンク(残り18基)を保有する4事業所に基準適合改修計画の調査を行い、令和4年度中に11基、令和5年度中に7基の改修工事が終了することを確認している。 事前調査で期限内に該タンクすべてが基準に適合(100%)することを確認しているが、講習会や立入検査等の機会を利用し、引き続き早期基準適合を指導していく。	消防局
5-4	海上輸送の機能の停止による経済活動等への甚大な影響	耐震強化岸壁の整備率	20% (R1年度時点)	20% (R7年度時点)	20%	20%	20%	20%	20%	耐震強化岸壁数(1施設)/全数(5施設)×100(%)	耐震強化岸壁等の整備は、大規模災害時における緊急物資等の輸送機能を確保のために重要であり、整備率の進捗を把握することで取組の成果を図ることができる。	港湾計画に位置付けられた当該施設について、順次整備を行う。 ※第3期実施計画策定時、目標値の指標変更(40%→20%)	港湾局
5-5	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止	道路斜面等の要対策箇所の耐震化率(対象3箇所)	75% (R2年度時点)	100% (R7年度時点)	75%	100%	100% (令和4年度事業完了)	100% (令和4年度事業完了)	100% (令和4年度事業完了)	対策済み箇所／道路防災総点検において抽出された要対策箇所	要対策箇所において、対策を実施することにより道路斜面等の安全性を向上させる。	災害に強いまちづくりを進めるため、道路斜面等の対策を進め、100%(R7末時点)を目標とする。 ※道路整備プログラム策定時、対象箇所の変更(対象4箇所⇒対象3箇所)	建設緑政局
5-5	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止	都市計画道路進捗率(都市計画道路の計画延長(305km)に対する整備済延長の割合)	68.1% (R1年度時点)	71% (R7年度時点)	69%	68.8%	68.9%	68.0%	68.4%	都市計画道路の完成延長(約212km)／都市計画道路の計画延長(約310km)×100(%)	都市計画道路の整備は、経済活動を支える重要な都市基盤であり、その進捗率の変化を見ることで、道路ネットワーク整備の取組の成果を測ることができる。	道路整備プログラムに基づき、着実な道路ネットワークの構築が求められる中、都市計画道路の進捗率については、計画策定時における過去7年間の平均的な整備水準を維持していくことを今後も目指す。	建設緑政局
5-5	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止	緊急輸送道路の整備(緊急輸送道路に指定された都市計画道路の計画延長に対する整備済延長の割合)	84.5% (R1年度時点)	88% (R7年度時点)	85%	85.1%	85.1%	84.3%	85.0%	緊急輸送道路の整備済延長(約181.915km)／緊急輸送道路の計画延長(約214.100km)×100(%)	緊急輸送道路は、災害発生時の被災者の避難及び救難・救助や物資などの輸送等広範な応急活動を円滑に行うための路線であり、拡幅と併せて行う電線共同溝も含めた整備率の変化を見ることで、災害時における対応力を強化するための取組の成果を測ることができる。	災害時における対応力の強化が求められる中、緊急輸送道路における都市計画道路の整備率については、計画策定時における過去7年間の平均的な整備水準を維持していくことを今後も目指す。	建設緑政局

リスクシナリオ	リスクシナリオ名称	業績指標名	現状値	目標値	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度実績	①指標の算出方法	②指標の考え方	③目標値の考え方	所管局
5-5	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止	道路の無電柱化整備延長 ※道路延長ベース	38km (R1年度時点)	47km (R7年度時点)	39km	40km	41km	42km	45km	—	無電柱化は安全で快適な歩行空間の確保や都市防災機能の向上等に資する取組であり、整備延長を把握することで、無電柱化の取組の成果を把握することができる。	緊急輸送道路等の道路新設や拡幅整備に併せて無電柱化施設の整備を進め、令和7年度までに無電柱化整備延長47km(※道路延長ベース)を目指す。	建設緑政局
5-5	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止	JR南武線連続立体交差事業に係る用地買収の進捗率	—	25%以上 (R7年度時点)	0%	0%	0%	0%	4%	取得済用地面積/取得予定用地面積(約 35,000㎡)×100(%)	連続立体交差事業に係る用地取得の進捗率の変化を見ることで、連続立体交差事業の取組の成果を測ることができる。	高架化工事に必要な用地の内、8割を事業着手から5年で取得することにより早期に工事着手することを目指す。	建設緑政局
5-5	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止	道路施設の健全度(5年以内に補修や修繕が不要な道路施設の割合)	92% (R2年度時点)	98%以上 (R7年度時点)	92%	96%	97%	98%	98%	平成30年度において5年以内に補修や修繕が不要な道路施設数(854)/道路施設総数(866)×100(%) ※「橋りょう長寿命化修繕計画」及び「道路維持修繕計画」の道路施設が対象 (R7(2025)年度末)	道路施設の計画的な維持・修繕を実施し、施設の健全度を把握することにより、修繕の取組の成果を測ることができる。	各道路施設に対して法令に基づく点検を実施し、補修や修繕が不要と判断される施設を段階的に増加させることで、安全・快適に利用できるまちを目指す。	建設緑政局
5-5	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止	地籍調査等で得た道路等の座標値を道水路台帳平面図等管理・閲覧システムに搭載した累計点数	—	58,000点以上 (R7年度時点)	令和4年度より取組開始	19,000点	11,870点 (累計30,870点)	14,000点 (累計44,870点)	15,000点 (累計59,870点)	道水路等の座標値を道水路台帳平面図等管理・閲覧システムに搭載した点数の実績値	復元性の高い測地成果2011による道水路等の座標値データのシステム搭載の進捗により、道路の効率的な管理や災害時の復旧に寄与する取組の成果を測ることができる。	測地成果2011の基準で計測した道水路等の座標値について、年間 14,500 点以上をシステムに搭載することで、道路等の効率的な管理や災害時に早期に復旧できるまちを目指す。	建設緑政局
5-5	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止	不法占拠解消の累計件数	523件 (R2年度時点)	970件以上 (R7年度時点)	572件	617件	658件	710件	771件	不法占拠解消の実績値 (参考: R7(2025)年3月末時点の不法占拠件数 1,264件)	本市が管理する道路、河川、水路には、正当な権利がなく家屋や工作物等が占有し、行政財産本来の用途を妨げられている場所があるため、この不法占拠の解消を図ることで、誰もが安全、快適に道路を利用できるための取組の成果を測ることができる。	不法占拠対策の取組強化としてH23からの集中的な除去指導の実施により、解消件数が増加している。これまでの水準(年間80件程度)の維持を目指す。	建設緑政局
6-1	電力供給ネットワーク(発電電所、送配電施設)や都市ガス供給、石油、LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	市域の再生可能エネルギー導入量	20.5万kW (R2年度)	24.3万kW以上 (R6年度時点)	20.5万kW (R2年度)	21.2万kW (R3年度)	21.7万kW (R4年度)	23.6万kW (R5年度)	25.2万kW (R6年度)	国が公表している固定価格買取制度における導入量などから把握	市域にどれだけの再生可能エネルギー設備が導入されたかを把握することで、脱炭素化に向けた再生可能エネルギー導入の取組成果を測ることができる。	地球温暖化対策推進基本計画の改定に伴い、同計画の個別目標として、R12までに市域の再生可能エネルギー導入量33万kW以上の導入を位置づける見込であることを踏まえ、第3期における目標値を設定。再生可能エネルギー導入量の算定結果は、1年遅れで公表されるため、各期の指標の目標年次は、各期の末時点で把握できる1年前の年次を示している。	環境局
8-2	復旧・復興・生活再建を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	地域包括ケアシステムの考え方の理解度	9.2 % (R3年度時点)	42.0 %以上 (R7年度時点)	9.2%	9.2 % (R3年度時点)	10.6%	10.6% (R5年度時点)	10.4%	市民アンケート(無作為抽出 3,000人)の「地域包括ケアシステムの内容を知っており、具体的にどのように行動したらよいか分かっている」と答えた人の割合	多様な主体による地域での支え合いのしくみをつくるためには、地域において、将来のあるべき姿についての合意形成がなされるとともに、それを実現するための地域包括ケアシステムの必要性や考え方が地域全体で共有されることが必要であり、「理解度」を問うことで、取組の成果を測ることができる。 ※ここで言う「理解度」とは、地域包括ケアシステムの内容を知っていることに加え、具体的にどのように行動したらよいか分かっていることとしている。	H24に実施した第3回地域福祉実態調査において、H15に設置された「保健福祉センター」の認知度が70%となっている。「地域包括ケアシステム」についても、地域包括ケアシステム推進ビジョン策定時(H27年3月)を起点として、その後の取組により、10年後にこれと同程度の一般化(認知度70%)を目指しつつ、そのうち半数以上(6割)の市民が理解している(何をすべからず知っている)状況が、地域包括ケアシステムを持続可能なしくみとしていくために必要と考え、10年後の目標値を42%とする。	健康福祉局
8-2	復旧・復興・生活再建を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	民生委員児童委員の充足率	83.1% (R2年度時点)	98.2 %以上 (R8年度時点)	83%	82.5%	82.0%	81.3%	75.5%	民生委員児童委員現員数/民生委員児童委員定員数×100(%)	地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進める中で、民生委員児童委員は、地域福祉の重要な担い手であり、その充足率の向上は、地域での支え合いのしくみづくりに大きく貢献することから、これを指標とすることで取組の成果を測ることができる。	全国平均や政令指定都市平均を大きく下回っている現状があるため、段階的に政令指定都市平均(97.2%(H26))を超える水準まで改善していくことを目標とする。	健康福祉局

リスク シナリオ	リスクシナリオ 名称	業績指標名	現状値	目標値	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 実績	令和7年度 実績	①指標の算出方法	②指標の考え方	③目標値の考え方	所管局
8-2	復旧・復興・生活再建を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	町内会や市民活動など、地域での活動に参加している市民の割合	24.7% (R1年度時点)	40%以上 (R7年度時点)	21.5%	21.5% (R3年度時点)	25.4%	25.4% (R5年度時点)	23.5%	川崎市総合計画における川崎市民の生活意識や市政に対する意識調査(市在住の満18歳以上3,000人を対象に実施)	地域における人と人の多様なつながりの機会を増やしていくことで、顔の見える関係づくりや、日頃から地域で助け合う関係づくりが進み、災害時の支え合いへとつながる。地域活動へ参加する市民の割合の推移を見ることが、地域でのつながり創出を後押しする取組の成果を測ることができる。	「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」(H31年3月)に基づき、市民参加の促進と多様な主体との協働・連携のしくみづくりを進め、令和7年度までに4割以上の市民が何らかの地域活動に参加していることを目指す。	市民文化局
8-2	復旧・復興・生活再建を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	町内会・自治会加入率	58.4% (R3年度時点)	64%以上 (R7年度時点)	58.4%	57.7%	56.9%	55.9%	54.7%	町内会・自治会加入世帯数 (432,685世帯)／総世帯数 (790,411 世 帯) × 100(%)	多様な主体が協働・連携して地域の課題解決を進めるため、市民同士の地域における支え合いの中心としてコミュニティ形成の核となる地縁組織である町内会・自治会の活動を支援しており、その加入率の推移を見ることが、取組の成果を測ることができる。	人口の増加が続く中、これまでの町内会・自治会の加入率の中長期的な漸減傾向に歯止めをかけ、総合計画策定時(平成27年度)の加入率を維持していくことを目指し、目標値を設定する。	市民文化局
8-2	復旧・復興・生活再建を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	今住んでいる地域の行事に参加している、どちらかといえばしていると回答した児童生徒の割合	45.0% (R3年度・小6) 31.2% (R3年度・中3)	60.0%以上 (R7年度・小6) 40.0%以上 (R7年度・中3)	45.0% (R3年度・小6) 31.2% (R3年度・中3)	41.1% (R4年度・小6) 27.1% (R4年度・中3)	47.5% (R5年度・小6) 27.7% (R4年度・中3)	なし ※全国学力・学習状況調査で業績指標としている質問の項目が削除されたため、算出不可	なし ※全国学力・学習状況調査で業績指標としている質問の項目が削除されたため、算出不可	市立校の全小中学生の対象学年の児童生徒の平均値	教職員が、保護者や地域と連携して教育活動を行うことにより、地域に開かれた、地域と共に歩む学校づくりが推進され、結果として児童生徒の地域への帰属意識、地域の一員としての自覚が高まる。そのため、地域の行事に参加する児童生徒の割合の変化を見ることが、よりよい学習活動を実現するための取組の成果を測ることができる。	地域差の大きい設問であり、本市に限らず都心部では数値が低い傾向にある。そのため、当面の目標として現状の神奈川県平均値(小6:60.9%、中3:36.9%)に近づくことを目指す。 【第3期実施計画策定時】 ※第2期の実績値を踏まえるとともに、新型コロナウイルス感染症による地域行事の影響を考慮して目標値を変更 ・第3期:34.0→40.0%(中3)	教育委員会事務局
8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	地籍調査進捗率	11% (R1年度時点)	12% (R7年度時点)	11.5%	11.6%	11.7%	12.0%	12.2%	調査済面積等(16.65km ²)／対象調査面積(全市域138.7km ²) × 100%	地籍調査事業(土地所有者や土地境界などの調査及び地籍測量等)を推進することにより、大規模災害からの復旧・復興の迅速化に向けた取組の成果を図ることができる。	国土調査法に基づき地籍の明確化を図るため、土地境界等の調査・測量を実施し、調査済面積等を広げ、震災等から復元が容易に可能となる境界標の座標値情報等を整備することで災害復旧・復興に強いまちづくりを目指す。 なお、国・県からの補助金を受けての事業のため、市単独では進められないが、今後も今までの水準は維持し推進していく。	建設緑政局